

## 庁議における審議要旨

### 日時

令和7年10月23日 午前10時30分～午前11時55分

### 場所

庁議室

### 出席者

区長、副区長、副区長、教育長、総務企画部長、管理部長、区民生活部長、地域文化スポーツ部長、福祉部長、健康部長、健康推進担当部長、子ども家庭部長、防災都市づくり部長、会計管理部長、教育部長、総務企画課長、企画担当課長、財政課長、広報課長

### 付議案件

- 1 荒川区公契約条例（素案）について
- 2 荒川遊園スポーツハウス条例の一部改正について
- 3 荒川遊園スポーツハウスの利用料金の設定について
- 4 病院間送迎サービスを活用した地域交通の実証運行について
- 5 荒川区特別区税条例の一部改正について
- 6 荒川区公告式条例等の一部改正について
- 7 荒川区行政手続条例の一部改正について
- 8 令和7年度荒川区議会定例会・11月会議提出予定案件について
- 9 荒川区人権推進指針の改定素案について
- 10 荒川区男女共同参画社会推進計画（第6次）の素案について

### 審議の要旨

- 1 荒川区公契約条例（素案）について

経理課長から資料に基づき説明があり、了承。

（主な意見・質疑）

○条例は令和8年4月施行予定であり、その後、労働報酬下限額を設定することだが、令和8年度に実施を予定している内容はどのようなものか。

- 令和8年度は、公契約審議会を立ち上げ、審議会の意見を聴いた上で労働報酬下限額を設定し、事業者に周知をしていく予定である。条例には支払われるべき労働報酬が支払われていない場合、労働者が申し出ができるように規定する予定であるため、労働者にもしっかりと周知していく予定である。

- 2 荒川遊園スポーツハウス条例の一部改正について

- 3 荒川遊園スポーツハウスの利用料金の設定について

スポーツ振興課長から上記2件について資料に基づきまとめて説明があり、了承。

（主な意見・質疑）

○キッズルーム等の利用料の取り扱いはどうなるのか。

- スポーツセンターも同様であるが、キッズルームについては利用料金ではなく、指定管理者が料金を設定することとなる。

- 4 病院間送迎サービスを活用した地域交通の実証運行について  
防災都市づくり部長から資料に基づき説明があり、了承。  
(主な意見・質疑)  
○病院会送迎サービスを活用した地域交通の実証実験に当たっては、停留場所の標示等を行うのか。
  - ・ 停留場所の標示等をするか否かは任意となるが、区民の皆様にとってわかりやすくなるよう、標示したいと考えている。○病院の診察券又はシルバーパスを持参した人が乗車できることになるが、初診の人やお見舞いで乗車する人はどう対応するのか。
  - ・ 基本的には診察券を持っていただきたいと考えているが、具体的な対応方法については、運行主体と協議していく。
- 5 荒川区特別区税条例の一部改正について  
税務課長から資料に基づき説明があり、了承。
- 6 荒川区公告式条例等の一部改正について  
総務企画課長から資料に基づき説明があり、了承。  
(主な意見・質疑)  
○デジタルサイネージで条例等を公布できる規定も条例に盛り込むのか。
  - ・ これまで条例等の公布方法は本庁舎前の掲示場への掲示のみだったが、インターネットを利用した公布を開始する予定である。条例改正案には、いわゆるデジタルサイネージを活用した掲示ができる旨も記載する予定である。
- 7 荒川区行政手続条例の一部改正について  
総務企画課長から資料に基づき説明があり、了承。
- 8 令和7年度荒川区議会定例会・11月会議提出予定案件について  
総務企画課長から資料に基づき説明があり、了承。
- 9 荒川区人権推進指針の改定素案について  
総務企画課長から資料に基づき説明があり、了承。  
(主な意見・質疑)  
○法務省の18項目の「啓発活動強調事項」では、18番目にゲノムについて記載があるが、区の指針での取扱は。
  - ・ 令和7年度に入って、法務省が、人権に関する「啓発活動強調事項」の18番目に「ゲノム情報（遺伝情報）に関する偏見や差別をなくそう」という事項を追加した。内容としては、ゲノム情報（遺伝情報）による差別やプライバシー侵害に関するものである。少々細かい内容であるため、区の指針では18番目の「個人情報の流出・プライバシー侵害」の中に含めている。

- 10 荒川区男女共同参画社会推進計画（第6次）の素案について  
総務企画課長から資料に基づき説明があり、了承。

**配付資料**

- 1 荒川区公契約条例（素案）について
- 2 荒川遊園スポーツハウス条例の一部改正について
- 3 荒川遊園スポーツハウスの利用料金の設定について
- 4 病院間送迎サービスを活用した地域交通の実証運行について
- 5 荒川区特別区税条例の一部改正について
- 6 荒川区公告式条例等の一部改正について
- 7 荒川区行政手続条例の一部改正について
- 8 令和7年度荒川区議会定例会・11月会議提出予定案件について
- 9 荒川区人権推進指針の改定素案について
- 10 荒川区男女共同参画社会推進計画（第6次）の素案について



**庁議付議予定案件**  
**(令和7年10月23日 午前 10時30分~)**

1 荒川区公契約条例（素案）について

(説明者 経理課長)

2 荒川遊園スポーツハウス条例の一部改正について

(説明者 スポーツ振興課長)

3 荒川遊園スポーツハウスの利用料金の設定について

(説明者 スポーツ振興課長)

4 病院間送迎サービスを活用した地域交通の実証運行について

(説明者 防災都市づくり部長)

5 荒川区特別区税条例の一部改正について

(説明者 税務課長)

6 荒川区公告式条例等の一部改正について

(説明者 総務企画課長)

7 荒川区行政手続条例の一部改正について

(説明者 総務企画課長)

8 令和7年度荒川区議会定例会・11月会議提出予定案件について

(説明者 総務企画課長)

9 荒川区人権推進指針の改定素案について

(説明者 総務企画課長)

10 荒川区男女共同参画社会推進計画（第6次）の素案について

(説明者 総務企画課長)

○ 今後の庁議日程

11月 6日（木） 午前 11時00分～

11月19日（水） 午後 2時00分～

件 名	荒川区公契約条例（素案）について																
ポイント	荒川区公契約条例（素案）について報告する。																
内 容	<p>1 公契約条例（以下、「条例」）の目的 公契約に関し、基本方針を定め、区・受注者の責務を明らかにするとともに、公契約の締結において必要な事項を定めることにより、公契約に係る入札、契約等の適正化、優れた人材を確保することができる労働者等の適正な労働環境の整備等を推進し、地域経済の活性化及び区民の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>2 条例の内容、構成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th><th>条</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目的、定義、基本方針</td><td>第1～3条</td></tr> <tr> <td>区、受注者の責務</td><td>第4、5条</td></tr> <tr> <td>適用範囲</td><td>第6条</td></tr> <tr> <td>労働報酬下限額</td><td>第7、8条</td></tr> <tr> <td>公契約における約定事項等</td><td>第9～13条、別表</td></tr> <tr> <td>公契約審議会の設置</td><td>第14条</td></tr> <tr> <td>委任</td><td>第15条</td></tr> </tbody> </table> <p>3 条例の適用範囲（案）について</p> <p>(1)工事又は製造の請負契約でその予定価格が1億円以上のもの</p> <p>(2)工事又は製造以外の請負契約及び委託契約のうち、その予定価格が1,000万円以上のものであって、荒川区規則で定めるもの(※) ※年間を通じて恒常に履行している契約で、人件費割合が高い契約を想定（施設管理業務、人的警備業務、受付業務、道路及び公園管理業務、建物清掃業務、給食調理業務、学童クラブ及びにこにこスクール運営等）</p> <p>(3)指定管理協定</p> <p>4 労働報酬下限額について</p> <p>労働報酬下限額（※）は、公共工事設計労務単価、地域別最低賃金、職員の給与に関する条例に定める額等を勘案し、公契約審議会の意見を聴いた上で決定する。 ※公契約に係る業務に従事する労働者等に対し、受注者及び受注関係者が支払う報酬の下限額（1時間当たりの金額）</p> <p>5 条例における主な約定事項</p> <p>(1)労働報酬下限額以上の賃金の支払い</p> <p>(2)労働報酬に係る受注者の連帯責任</p> <p>(3)労働条件に関する報告書の提出</p> <p>(4)労働者・受注関係者等への周知</p> <p>(5)労働者等から申出があった場合の、報告の求め及び立入調査への協力</p> <p>(6)約定事項の違反の是正等及び報告</p> <p>(7)公契約の解除、解除に伴う損害賠償・違約金の支払い</p> <p>(8)公契約解除時の公表</p>	内容	条	目的、定義、基本方針	第1～3条	区、受注者の責務	第4、5条	適用範囲	第6条	労働報酬下限額	第7、8条	公契約における約定事項等	第9～13条、別表	公契約審議会の設置	第14条	委任	第15条
内容	条																
目的、定義、基本方針	第1～3条																
区、受注者の責務	第4、5条																
適用範囲	第6条																
労働報酬下限額	第7、8条																
公契約における約定事項等	第9～13条、別表																
公契約審議会の設置	第14条																
委任	第15条																

	<p>6 公契約審議会について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働報酬下限額の設定その他公契約に関して必要な事項を調査審議する。</li> <li>・審議会は、学識経験者2人以内、事業者団体関係者2人以内、労働者団体関係者2人以内で組織する。</li> </ul> <p>7 パブリックコメントについて</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 実施期間 令和7年11月12日（水）～12月11日（木）</li> <li>(2) 条例（素案） 別紙1のとおり</li> </ol> <p>8 参考資料 荒川区公契約条例の制定について(案) 別紙2のとおり</p>			
今後の予定	<p>令和7年11月10日 総務企画委員会報告（パブリックコメント実施） 12日 パブリックコメント実施（～12月11日）</p> <p>令和8年 2月 4日 総務企画委員会（内示・パブリックコメント結果報告） 19日 総務企画委員会（議案審査）</p> <p>4月 1日 条例施行</p>			
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
11月10日 総務企画委員会	委員会報告後	11月11日号	11月11日	－

&lt;主管部課&gt; 管理部経理課

## 荒川区公契約条例（素案）

### （目的）

第1条 この条例は、荒川区（以下「区」という。）における公契約に関し、基本方針を定め、区及び受注者の責務を明らかにするとともに、公契約の締結において必要な事項を定めることにより、公契約に係る入札、契約等の適正化及び優れた人材を確保することができる労働者等の適正な労働環境の整備を推進し、公契約の適正な履行及び良好な品質の確保を図り、もって地域経済の活性化及び区民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 公契約 区が締結する請負契約、委託契約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2第3項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）と締結する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。

（2） 受注者 区と公契約を締結する者をいう。

（3） 受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号イに掲げる者を除く。）

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定に基づき、受注者又はアに掲げる者に公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者

（4） 労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 受注者又は受注関係者に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条の労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 受注者又は受注関係者との契約により公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行うもの

（5） 労働報酬 公契約に係る業務の対価で、次に掲げるものをいう。ただし、第6条第1項第2号及び第3号に掲げる公契約にあっては、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第3項各号に掲げる賃金を除く。

ア 前号アに掲げる者がその者を雇用する受注者又は受注関係者から得る賃金

イ 前号イに掲げる者が同号イの契約により得る収入

### （基本方針）

第3条 区における公契約に係る基本方針は、次のとおりとする。

（1） 手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。

（2） 談合その他の不正行為を排除すること。

（3） 労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備を図ること。

（4） 区内の事業者及び持続可能な社会の実現に資する取組を行う事業者の受注の機会を確保するよう努めること。

（5） 適正な履行及び良好な品質を確保すること。

(区の責務)

第4条 区は、前条の基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(受注者の責務)

第5条 受注者は、公契約を締結した者としての社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、前条の施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない。

(適用範囲)

第6条 次条から第13条までの規定は、公契約のうち次に掲げるものについて適用する。

- (1) 工事又は製造の請負契約でその予定価格が1億円以上のもの
- (2) 工事又は製造以外の請負契約及び委託契約のうちその予定価格が1,000万円以上のものであって、荒川区規則（以下「規則」という。）で定めるもの
- (3) 指定管理協定

2 前項の規定は、公契約の受注者が国、地方公共団体その他規則で定める者である場合については、適用しない。

(労働者等の労働報酬)

第7条 区は、公契約において、その受注者及び受注関係者が労働者等（最低賃金法第7条の労働者を除く。次条第1項において同じ。）に対し、労働報酬の下限として区長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の額の労働報酬を支払わなければならないことを約定するものとする。

2 労働報酬下限額は、時間によって定めるものとする。

3 労働報酬が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該労働報酬の換算方法は、規則で定める。

(労働報酬下限額の決定等)

第8条 区長は、次の各号に掲げる労働者等の区分に応じ、当該各号に定めるものその他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

- (1) 第6条第1項第1号に掲げる公契約に係る業務に従事する労働者等 農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価等
- (2) 第6条第1項第2号又は第3号に掲げる公契約に係る業務に従事する労働者等 最低賃金法第9条第1項の地域別最低賃金、職員の給与に関する条例（昭和33年荒川区条例第4号）第5条第1項第1号イの行政職給料表（二）に定める額等

2 区長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ、第14条第1項の荒川区公契約審議会の意見を聴かなければならない。

3 区長は、労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

(公契約において約定する事項)

第9条 区は、公契約の締結に当たり、第7条第1項に規定する事項のほか、別表に定める事項を約定するものとする。

(労働者等の申出)

第10条 労働者等（労働者等であった者を含む。以下この条、次条第1項並びに別表4の項及

び7の項において同じ。)は、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき労働報酬が支払われていない場合又は支払われた労働報酬の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長、受注者及び受注関係者(当該労働者等を雇用し、又は当該労働者等と第2条第4号イの契約を締結した受注関係者に限る。)に対し、その事実を申し出ることができる。

(報告、調査等)

第11条 区長は、前条の規定による申出があったとき、又はこの条例の規定に基づき約定する事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者若しくは受注関係者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は区職員をして当該受注者若しくは受注関係者の事業所等に立ち入らせ、労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(是正の求め)

第12条 区長は、前条第1項の規定による報告、調査等の結果、受注者又は受注関係者が第7条第1項又は第9条の規定により公契約において約定する事項に違反をしていると認めるときは、受注者に対し速やかに当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを求めるものとする。

(公表)

第13条 区長は、別表10の項に定める事由による公契約の解除等(地方自治法第244の2第11項の規定による指定の取消し及び期間を定めた管理の業務の全部又は一部の停止の命令を含む。以下同じ。)をしたとき(当該公契約に係る契約期間の終了後又は指定管理協定により指定管理者に管理を行わせる期間の満了後に約定事項の違反が判明したときを含む。)は、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る受注者又は受注関係者に対し、意見を述べ、及び証拠を提示する機会を与えるものとする。

(公契約審議会の設置)

第14条 公契約に関する施策の適正な実施を確保するため、区長の附属機関として、荒川区公契約審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、労働報酬下限額その他公契約に関し必要な事項について調査審議し、答申する。

3 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 事業者団体関係者 2人以内
- (3) 労働者団体関係者 2人以内

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条から第13条まで及び別表の規定は、令和9年4月1日以後に締結する公契約について適用する。

(荒川区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 荒川区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年荒川区条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(報酬の額)	(報酬の額)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる委員に対する報酬の額は、勤務1日につき当該各号に定める額とする。	2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる委員に対する報酬の額は、勤務1日につき当該各号に定める額とする。
(1) から (5) まで (略)	(1) から (5) まで (略)
<u>(6) 荒川区公契約審議会</u>	
会長である委員 2万2,100円	
学識経験者である委員 1万9,800円	
0円	
<u>(7)</u> (略)	<u>(6)</u> (略)
<u>(8)</u> (略)	<u>(7)</u> (略)
<u>(9)</u> (略)	<u>(8)</u> (略)
<u>(10)</u> (略)	<u>(9)</u> (略)
<u>(11)</u> (略)	<u>(10)</u> (略)
<u>(12)</u> (略)	<u>(11)</u> (略)
<u>(13)</u> (略)	<u>(12)</u> (略)
<u>(14)</u> (略)	<u>(13)</u> (略)
<u>(15)</u> (略)	<u>(14)</u> (略)
<u>(16)</u> (略)	<u>(15)</u> (略)
<u>(17)</u> (略)	<u>(16)</u> (略)
<u>(18)</u> (略)	<u>(17)</u> (略)
<u>(19)</u> (略)	<u>(18)</u> (略)
<u>(20)</u> (略)	<u>(19)</u> (略)
<u>(21)</u> (略)	<u>(20)</u> (略)
<u>(22)</u> (略)	<u>(21)</u> (略)
<u>(23)</u> (略)	<u>(22)</u> (略)

<u>(24)</u>	(略)	<u>(23)</u>	(略)
<u>(25)</u>	(略)	<u>(24)</u>	(略)
<u>(26)</u>	(略)	<u>(25)</u>	(略)
<u>(27)</u>	(略)	<u>(26)</u>	(略)
<u>(28)</u>	(略)	<u>(27)</u>	(略)
<u>(29)</u>	(略)	<u>(28)</u>	(略)

別表（第9条、第10条、第13条関係）

1 労働関係法令の遵守	受注者は、第2条第4号アに掲げる者に係る労働環境の整備に関し、労働基準法その他の労働関係法令の規定を遵守しなければならないこと。
2 労働者等との契約条件	受注者は、第2条第4号イに掲げる者と請負契約又は委託契約を締結しようとするときは、労働基準法その他の労働関係法令の趣旨を尊重した内容としなければならないこと。
3 労働者等の継続雇用	受注者は、継続性のある業務に関する公契約を締結するときは、当該業務に従事する者の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該公契約の締結前から当該業務に従事していた者のうち希望するものを雇用するよう努めること。
4 労働報酬に係る受注者の連帯責任	受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき、又は受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連帶して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する額又はその差額に相当する額を支払うものとすること。
5 労働条件等の区への報告	受注者は、規則で定めるところにより、労働者等に係る労働条件に関する事項を区長に報告しなければならないこと。
6 労働者等に対する周知	受注者は、労働報酬下限額その他規則で定める事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又はこれらの事項を記載した書面を労働者等に交付しなければならないこと。
7 不利益な取扱いの禁止等	受注者は、第10条の規定による申出を受けたときは、誠実に対応するとともに、当該申出をした労働者等について、当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約又は委託契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならないこと。
8 報告、調査等への対応	受注者は、第11条第1項の規定による報告、調査等に応じ、及び協力しなければならないこと。
9 約定事項の違反の是正及び報告	受注者は、第12条の規定による是正の求めを受けたときは、速やかに是正の措置を講じ、当該措置の内容を区長に報告をしなければならないこと。

10 公契約の解除等	<p>区は、受注者又は受注関係者が次のいずれかの事由に該当するときは、当該公契約の解除等をすることができるものとし、当該解除等により受注者又は受注関係者に生じた損害を賠償する責任を負わないこと。</p> <p>(1) 第11条第1項の規定による報告の求めに応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</p> <p>(2) 第12条の規定による求めに応じないとき。</p> <p>(3) 9の項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p>
11 公契約の解除等に係る損害賠償責任	受注者は、区が10の項に定める事由による公契約の解除等をした場合において、当該公契約の解除等により区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならないこと。
12 公契約の解除等に係る違約金	区は、10の項に定める事由による公契約の解除等をしたときは、受注者に対し違約金の支払を求めることができること。
13 受注者と受注関係者との契約	受注者は、受注関係者と公契約に係る業務について契約を締結するときは、受注関係者においても当該受注者が遵守すべき約定事項について遵守することとなるよう、約定しなければならないこと。

# 荒川区公契約条例の制定について(案)

別紙2

## 荒川区公契約条例

### ●目的 (第1条)

契約に係る入札、契約等の適正化及び優れた人材を確保することができる労働者等の適正な労働環境の整備を推進し、公契約の適正な履行及び良好な品質の確保を図り、もって地域経済の活性化及び区民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### ●基本方針 (第3条)

- (1) 手続の透明性の確保、公正な競争の促進
- (2) 談合その他の不正行為の排除
- (3) 労働者等の適正な労働条件の確保
- (4) 区内の事業者及び持続可能な社会の実現に資する取組を行う事業者の受注の機会の確保
- (5) 適正な履行及び良好な品質の確保

### 荒川区

#### ●区の責務 (第4条)

- ・公契約に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務

### 事業者等

#### ●受注者の責務 (第5条)

- ・法令等を遵守するとともに、公契約に関する区の施策に協力する。
- ・労働者等の適正な労働条件の確保に努める。

### 実効性を担保するための取組み(約定事項)

#### ●約定事項

- ・公契約において、労働報酬下限額以上の労働報酬を払わなければいけないことを定める（第7条）
- ・労働報酬下限額の決定（第8条）
- ・労働者からの申出に対する調査等の実施（第11条）
- ・約定事項に違反がある場合は是正の求め（第12条）
- ・是正に応じない場合等の公契約の解除（別表）
- ・公契約を契約解除したときの違約金の支払いの求め（別表）
- ・公契約を契約解除したときの公表（第13条）

#### チェックシートの提出

#### 調査・是正の要求等

#### 申出

#### ●約定事項 (別表)

- ・労働報酬下限額以上の賃金の支払い
- ・労働条件に関する事項の報告書の提出
- ・労働者等、受注関係者への周知
- ・約定事項の違反の是正等及び報告
- ・公契約解除に伴う損害賠償、違約金の支払い
- ・受注関係者との連帯責任
- ・従業員等の継続雇用
- ・立入調査等への協力

#### 周知

### 労働者等

労働者等は、労働報酬が支払われない場合や労働報酬が基準額を下回る場合は、受注者又は区にその事実を申し出ることができる。（第10条）

### 調査・審議

### 公契約審議会

#### (第14条)

- ・労働報酬下限額の設定その他公契約に関して必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、荒川区公契約審議会を設置する。
- ・審議会は、学識経験者2人以内、事業者団体関係者2人以内、労働者団体関係者2人以内で組織する。

#### ●適用範囲

実効性を担保するための取組み（第7～13条）を行う契約の対象範囲（第6条）

- (1)工事請負契約等 予定価格1億円以上
- (2)委託契約等 予定価格1千万円以上で規則で定めるもの
- (3)指定管理協定

※ 令和9年4月1日以後に締結する契約及び指定管理協定から対象



件名	荒川遊園スポーツハウス条例の一部改正について			
ポイント	荒川遊園スポーツハウス（以下、「ハウス」という。）のリニューアル後の運営にあたり、「荒川遊園スポーツハウス条例」の一部を改正する。			
内容	<p>1 基本的な方針        ハウスについては、大規模改修工事による施設・設備の刷新を行うことから、受益者負担の適正化を図るため、現行使用料額の見直しを行う。また、リニューアル後は、指定管理者制度を導入し、サービスの拡充を図るとともに、利用料金制度を導入する。        ついては、これらに対応するため「荒川遊園スポーツハウス条例」の一部を改正する。</p> <p>2 条例改正の概要        (1) 使用料の見直し        • リニューアルによる施設・設備の刷新に伴い、従前の使用料を見直す。        • 新設する施設（スタジオ、エントランスホール、キッズルーム）について、新たに条例上の施設として規定し、使用料を設定する。なお、キッズルームは個人利用無料とする。        ※ 設定料金については、別紙1・2参照        (2) 指定管理者制度導入にかかる規定の整備        • 区長権限とされていた施設に関する利用の承認等の一部権限を指定管理者権限とするよう改める。        • 施設収入を指定管理者の収入とする利用料金制を導入する。        (3) 開館時間の見直し        • 開館時間の拡大によりサービス向上を行う。        (4) その他規定の整備        • 「荒川総合スポーツセンター条例」の規定内容に合わせ、規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日        公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日</p>			
今後の予定	令和7年11月11日 文教・子育て支援委員会（内示） 20日 11月会議に条例改正案提出 27日 文教・子育て支援委員会（議案審査）			
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
11月11日/27日 文教・子育て支援 委員会	議決後	—	—	—



## 個人利用料金

別紙1

(単位：円)

施設名	利用 単位	現行使用料		リニューアル後 利用料金（案）		改定前との差額		増加率 【改定前比】	
		一般	中学生 以下	一般	中学生 以下	一般	中学生 以下	一般	中学生 以下
アリーナ	3時間	500	200	600	200	100	0	120.0%	100.0%
トレーニング ルーム	3時間	400	-	500	-	100	-	125.0%	-
温水プール	2時間	500	250	600	250	100	0	120.0%	100.0%
スタジオ 【新設】	3時間	-	-	400	150	-	-	-	-



## 団体利用料金

## 区内団体

施設名		午前 (9~12時)			午後 I (12時30分~15時) ・午後II (15時30分~18時)			夜間 (18時30分~21時30分)			全日 (9時~21時30分)						
		現行 使用料	リニューアル後		現行 使用料	リニューアル後		現行 使用料	リニューアル後		現行 使用料	リニューアル後					
			利用料金 (案)	改定前 との差額	増加率 【改定前比】	利用料金 (案)	改定前 との差額	増加率 【改定前比】	利用料金 (案)	改定前 との差額		増加率 【改定前比】					
アリーナ	全面	4,600	5,200	600	113.0%	5,700	6,500	800	114.0%	7,800	8,900	1,100	114.1%	22,000	25,100	3,100	114.1%
	半面	2,300	2,600	300	113.0%	2,800	3,200	400	114.3%	3,900	4,400	500	112.8%	11,000	12,500	1,500	113.6%
温水 プール	全室	20,900	23,800	2,900	113.9%	25,700	29,300	3,600	114.0%	35,500	40,500	5,000	114.1%	98,000	111,700	13,700	114.0%
	25メートルプール	18,600	21,200	2,600	114.0%	22,600	25,800	3,200	114.2%	31,300	35,700	4,400	114.1%	86,200	98,300	12,100	114.0%
	子ども用プール	4,600	3,800	-800	82.6%	5,700	4,700	-1,000	82.5%	7,900	6,600	-1,300	83.5%	22,000	18,300	-3,700	83.2%
スタジオ【新設】		-	3,900	-	-	-	4,800	-	-	-	7,000	-	-	-	18,500	-	-
エントランスホール【新設】		-	3,300	-	-	-	3,900	-	-	-	5,500	-	-	-	15,200	-	-
附帯設備		2,400	2,700	300	112.5%	2,400	2,700	300	112.5%	2,400	2,700	300	112.5%	9,600	10,900	1,300	113.5%

## 区外団体

施設名		午前 (9~12時)			午後 I (12時30分~15時) ・午後II (15時30分~18時)			夜間 (18時30分~21時30分)			全日 (9時~21時30分)						
		改定前	リニューアル後		改定前	リニューアル後		改定前	リニューアル後		改定前	リニューアル後					
			利用料金 (案)	改定前 との差額	増加率 【改定前比】	利用料金 (案)	改定前 との差額	増加率 【改定前比】	利用料金 (案)	改定前 との差額		増加率 【改定前比】					
アリーナ	全面	4,600	6,200	1,600	134.8%	5,700	7,800	2,100	136.8%	7,800	10,700	2,900	137.2%	22,000	30,100	19,100	136.8%
	半面	2,300	3,100	800	134.8%	2,800	3,800	1,000	135.7%	3,900	5,300	1,400	135.9%	11,000	15,000	9,600	136.4%
温水 プール	全室	20,900	28,600	7,700	136.8%	25,700	35,200	9,500	137.0%	35,500	48,600	13,100	136.9%	98,000	134,000	84,900	136.7%
	25メートルプール	18,600	25,400	6,800	136.6%	22,600	31,000	8,400	137.2%	31,300	42,800	11,500	136.7%	86,200	118,000	74,700	136.9%
	子ども用プール	4,600	4,600	0	100.0%	5,700	5,600	-100	98.2%	7,900	7,900	0	100.0%	22,000	22,000	22,000	100.0%
スタジオ【新設】		-	4,700	-	-	-	5,800	-	-	-	8,400	-	-	-	22,200	-	-
エントランスホール【新設】		-	4,000	-	-	-	4,700	-	-	-	6,600	-	-	-	18,200	-	-
附帯設備		2,400	3,200	800	133.3%	2,400	3,200	800	133.3%	2,400	3,200	800	133.3%	9,600	13,100	8,800	136.5%

※子ども用プールは、プールサイドの安全性やバリアフリー向上を目的として施設規模が縮小する (75m<sup>2</sup>→54.5m<sup>2</sup>) ことから、施設規模縮小を加味した結果、改定前よりも利用料金が減額となっている。



件名	荒川遊園スポーツハウスの利用料金の設定について
ポイント	リニューアルオープン後の荒川遊園スポーツハウス(以下「ハウス」という。)の利用料金を設定する。
内容	<p>1 基本的な方針 ハウスについては、大規模改修工事による施設・設備の刷新を行うことから、受益者負担の適正化を図るため、現行使用料額の見直しを行う。また、リニューアル後は、指定管理者制度を導入し、サービスの拡充を図るとともに、利用料金制度を導入する。</p> <p>2 利用料金の算定 ※利用料金額については、別紙1・2参照</p> <p>(1) 利用料金設定対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設（アリーナ、トレーニングルーム、温水プール）</li> <li>・新規施設（スタジオ、エントランスホール）</li> </ul> <p>(2) 算定の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改修後の利用料金について、減価償却費を含めた運営経費（以下「原価」という。）や荒川総合スポーツセンター（以下「センター」という。）の利用料金との整合性等を総合的に勘案して検討を行った。</li> <li>・近年の工事費高騰やハウス改修工事の特殊性（増築棟新築等）により減価償却費の増加が著しく、全ての原価を反映させると利用料金が過度に高額となることから、既存施設については、センターリニューアル時の改定率をベースに利用料金を算定する。</li> </ul> <p>(3) 新設施設の利用料金 新規施設については、センターの利用料金との均衡を図るため、個人利用料金はセンターと同額、区内団体利用料金はセンターの㎡単価に基づき設定する。</p> <p>(4) 子ども（中学生以下）の利用料金 子ども達の利用機会を損なうことのないよう、中学生以下の個人利用料金については現行の使用料の額を据え置く。</p> <p>(5) 区外団体の利用料金 区民利用を促進するため、区内団体利用料金とは別に区外団体利用料金を設定するものとし、センターの料金設定を準用し、区内団体料金の20%増とする。</p> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リニューアルにより、大型エレベーター設置や利用者動線の改善等、大幅にバリアフリーが向上する。これに伴い、障がいのある方の利用促進やプラススポーツの振興を図るため、施行規則を改正し、障がい者の団体利用料金の減額規定を新設する。</li> <li>・新設に当たっては、センターの減額規定を準用し、50%減額とする。 ※障がい者の個人利用は、現状も介助者も含め使用料免除としている。</li> </ul> <p>【参考】現状の減額適用について（いずれも25%減額）</p> <p>① 区、②区内スポーツ団体（区スポーツ協会加盟団体）、③区長特認</p>

今後予定	令和7年11月11日 文教・子育て支援委員会（内示）			
	20日 11月会議に条例改正案提出 ※指定管理導入対応含む			
	27日 文教・子育て支援委員会（議案審査）			
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
11月11日/27日 文教・子育て支援 委員会	議決後	—	—	—

<主管部課> 地域文化スポーツ部スポーツ振興課

## 個人利用料金

別紙1

(単位：円)

施設名	利用 単位	現行使用料		リニューアル後 利用料金（案）		改定前との差額		増加率 【改定前比】	
		一般	中学生 以下	一般	中学生 以下	一般	中学生 以下	一般	中学生 以下
アリーナ	3時間	500	200	600	200	100	0	120.0%	100.0%
トレーニング ルーム	3時間	400	-	500	-	100	-	125.0%	-
温水プール	2時間	500	250	600	250	100	0	120.0%	100.0%
スタジオ 【新設】	3時間	-	-	400	150	-	-	-	-



## 団体利用料金

## 区内団体

施設名		午前 (9~12時)			午後 I (12時30分~15時) ・午後II (15時30分~18時)			夜間 (18時30分~21時30分)			全日 (9時~21時30分)						
		現行 使用料	リニューアル後		現行 使用料	リニューアル後		現行 使用料	リニューアル後		現行 使用料	リニューアル後					
			利用料金 (案)	改定前 との差額	増加率 【改定前比】	利用料金 (案)	改定前 との差額	増加率 【改定前比】	利用料金 (案)	改定前 との差額		増加率 【改定前比】					
アリーナ	全面	4,600	5,200	600	113.0%	5,700	6,500	800	114.0%	7,800	8,900	1,100	114.1%	22,000	25,100	3,100	114.1%
	半面	2,300	2,600	300	113.0%	2,800	3,200	400	114.3%	3,900	4,400	500	112.8%	11,000	12,500	1,500	113.6%
温水 プール	全室	20,900	23,800	2,900	113.9%	25,700	29,300	3,600	114.0%	35,500	40,500	5,000	114.1%	98,000	111,700	13,700	114.0%
	25メートルプール	18,600	21,200	2,600	114.0%	22,600	25,800	3,200	114.2%	31,300	35,700	4,400	114.1%	86,200	98,300	12,100	114.0%
	子ども用プール	4,600	3,800	-800	82.6%	5,700	4,700	-1,000	82.5%	7,900	6,600	-1,300	83.5%	22,000	18,300	-3,700	83.2%
スタジオ【新設】		-	3,900	-	-	-	4,800	-	-	-	7,000	-	-	-	18,500	-	-
エントランスホール【新設】		-	3,300	-	-	-	3,900	-	-	-	5,500	-	-	-	15,200	-	-
附帯設備		2,400	2,700	300	112.5%	2,400	2,700	300	112.5%	2,400	2,700	300	112.5%	9,600	10,900	1,300	113.5%

## 区外団体

施設名		午前 (9~12時)			午後 I (12時30分~15時) ・午後II (15時30分~18時)			夜間 (18時30分~21時30分)			全日 (9時~21時30分)						
		改定前	リニューアル後		改定前	リニューアル後		改定前	リニューアル後		改定前	リニューアル後					
			利用料金 (案)	改定前 との差額	増加率 【改定前比】	利用料金 (案)	改定前 との差額	増加率 【改定前比】	利用料金 (案)	改定前 との差額		増加率 【改定前比】					
アリーナ	全面	4,600	6,200	1,600	134.8%	5,700	7,800	2,100	136.8%	7,800	10,700	2,900	137.2%	22,000	30,100	19,100	136.8%
	半面	2,300	3,100	800	134.8%	2,800	3,800	1,000	135.7%	3,900	5,300	1,400	135.9%	11,000	15,000	9,600	136.4%
温水 プール	全室	20,900	28,600	7,700	136.8%	25,700	35,200	9,500	137.0%	35,500	48,600	13,100	136.9%	98,000	134,000	84,900	136.7%
	25メートルプール	18,600	25,400	6,800	136.6%	22,600	31,000	8,400	137.2%	31,300	42,800	11,500	136.7%	86,200	118,000	74,700	136.9%
	子ども用プール	4,600	4,600	0	100.0%	5,700	5,600	-100	98.2%	7,900	7,900	0	100.0%	22,000	22,000	22,000	100.0%
スタジオ【新設】		-	4,700	-	-	-	5,800	-	-	-	8,400	-	-	-	22,200	-	-
エントランスホール【新設】		-	4,000	-	-	-	4,700	-	-	-	6,600	-	-	-	18,200	-	-
附帯設備		2,400	3,200	800	133.3%	2,400	3,200	800	133.3%	2,400	3,200	800	133.3%	9,600	13,100	8,800	136.5%

※子ども用プールは、プールサイドの安全性やバリアフリー向上を目的として施設規模が縮小する (75m<sup>2</sup>→54.5m<sup>2</sup>) ことから、施設規模縮小を加味した結果、改定前よりも利用料金が減額となっている。



[庁議説明資料・令和7年10月23日]

件 名	病院間送迎サービスを活用した地域交通の実証運行について																
ポイント	令和あらかわ病院を運営する正志会と、病院間送迎サービスを活用した地域交通の実証運行に向けた協議が整ったので報告する。																
内 容	<p>1 これまでの経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>路線バスについては、利用者の減少や運転手不足により、都市部においても廃止や減便が相次ぐなど、厳しい状況となっている。</li> <li>区においてはコミュニティバス「町屋さくら」の廃止を契機に、令和5年度にはデマンド交通の実証運行を実施したほか、病院間送迎サービスの活用をはじめとする、路線バスに限らない移動手段について検討を進めてきた。</li> <li>令和6年10月に厚生労働省と国土交通省は連名で、各自治体に対し、介護サービス事業所・障がい福祉サービス事業所と連携し、移動手段の確保を促す旨の通達を出した。</li> <li>これを受け区では、交通事業者に頼らない運賃無料の地域交通の確立に向け、区内の医療法人、社会福祉法人及び町会等と協議を進めた。</li> <li>その結果、令和あらかわ病院を運営する正志会と、同会が既に実施している病院間の送迎サービスを地域交通として活用することについて、協議が整った。</li> </ul> <p>2 合意内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>病院利用者以外でもシルバーパスを持参した区民は利用できる。</li> <li>既存の交通機関から一定の距離離れている町屋五・六丁目を経由する。</li> <li>アクロシティに停留所を新設する。</li> <li>1年間の実証運行期間中は区が経費の一部を負担する。 ※1 ルートの運行経費の2分の1相当分（約215千円/月）</li> <li>こうした内容の運行協定書を正志会との間で締結する。</li> </ul> <p>3 運行概要（運行ルート図は裏面参照）</p> <table border="1"> <tr> <td>主 体</td><td>社会医療法人社団 正志会</td></tr> <tr> <td>運 行 日</td><td>平日</td></tr> <tr> <td>便 数</td><td>現在、午前3便・午後3便が運行しており別途調整予定</td></tr> <tr> <td>ル ト</td><td>           ①令和あらかわ病院～町屋駅～南千住駅～リバーサイド病院（ルート変更及び停留所新設の予定）            ②令和あらかわ病院～日暮里駅～日医大（変更なし）         </td></tr> <tr> <td>停 留 所</td><td>           ①令和あらかわ病院・町屋五六丁目付近・町屋駅            アクロシティ・南千住駅・リバーサイド病院            ②令和あらかわ病院・日暮里駅・日医大（変更なし）         </td></tr> <tr> <td>車 両</td><td>正志会所有のワゴン車（6名の乗客が乗車可能）</td></tr> <tr> <td>運 転 手</td><td>正志会からの運行業務受託者</td></tr> <tr> <td>対 象</td><td>正志会の診察券持参者及びシルバーパス持参者 ※ご自身で乗降ができる方に限る。</td></tr> </table>	主 体	社会医療法人社団 正志会	運 行 日	平日	便 数	現在、午前3便・午後3便が運行しており別途調整予定	ル ト	①令和あらかわ病院～町屋駅～南千住駅～リバーサイド病院（ルート変更及び停留所新設の予定） ②令和あらかわ病院～日暮里駅～日医大（変更なし）	停 留 所	①令和あらかわ病院・町屋五六丁目付近・町屋駅 アクロシティ・南千住駅・リバーサイド病院 ②令和あらかわ病院・日暮里駅・日医大（変更なし）	車 両	正志会所有のワゴン車（6名の乗客が乗車可能）	運 転 手	正志会からの運行業務受託者	対 象	正志会の診察券持参者及びシルバーパス持参者 ※ご自身で乗降ができる方に限る。
主 体	社会医療法人社団 正志会																
運 行 日	平日																
便 数	現在、午前3便・午後3便が運行しており別途調整予定																
ル ト	①令和あらかわ病院～町屋駅～南千住駅～リバーサイド病院（ルート変更及び停留所新設の予定） ②令和あらかわ病院～日暮里駅～日医大（変更なし）																
停 留 所	①令和あらかわ病院・町屋五六丁目付近・町屋駅 アクロシティ・南千住駅・リバーサイド病院 ②令和あらかわ病院・日暮里駅・日医大（変更なし）																
車 両	正志会所有のワゴン車（6名の乗客が乗車可能）																
運 転 手	正志会からの運行業務受託者																
対 象	正志会の診察券持参者及びシルバーパス持参者 ※ご自身で乗降ができる方に限る。																

	方 法	通常の路線バス同様に停留所で並び、乗車の際、運転手に診察券又はシルバーパスを提示する。 ※乗り切れない場合は、診察券持参者を優先する。
	予 約	不要（乗り切れない場合は次回の便までお待ちいただぐ）
	運 費	無料
	そ の 他	1年程度の実証運行期間を設け、その利用結果を踏まえ、本格運行について判断する。

	4 その他
	国土交通省や関係事業者との合意形成、停留場所の標示、運行事業の周知などについては、区が支援する。

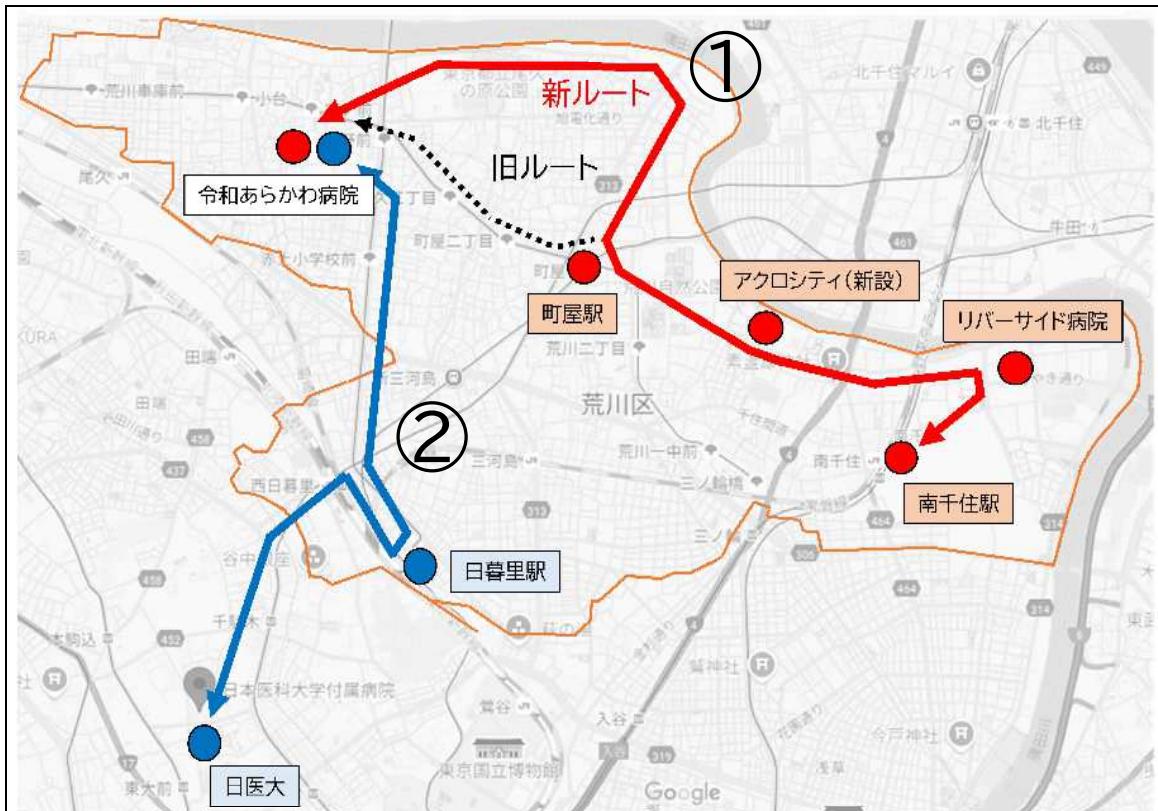
今 後 の 予 定	令和7年11月11日	建設環境委員会
	12月	正志会との間で運行に関する協定を締結 荒川区地域公共交通会議に報告 運行についての周知
	令和8年 1月	実証運行開始、利用実態調査開始
	7月	荒川区地域公共交通会議に中間報告
令和9年 1月		実証運行終了、結果の精査、本格運行について協議

議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
建設環境委員会 (11月11日)	委員会報告後	12月21日	交通会議報告後	—

<主管部課> 防災都市づくり部都市計画課

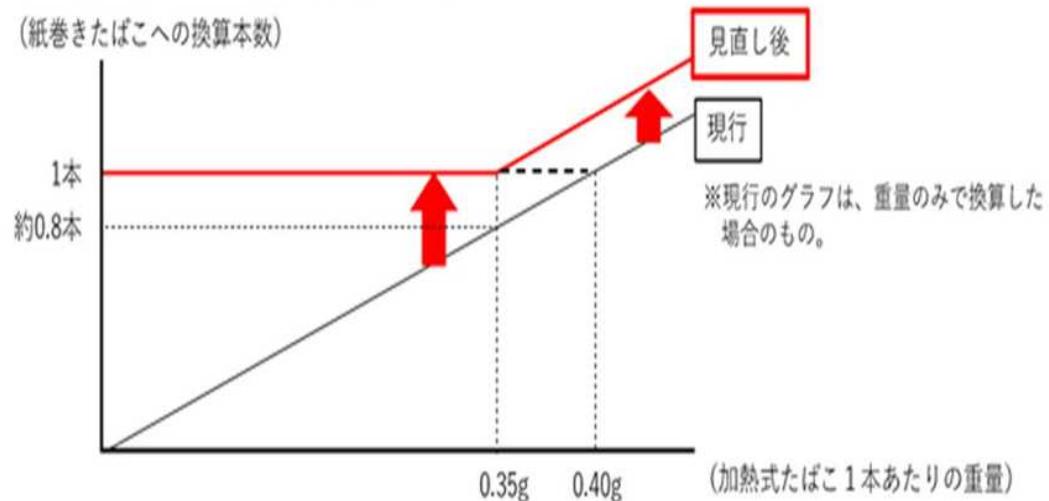
### 運行ルート図



件名	荒川区特別区税条例の一部改正について												
ポイント	地方税法の一部改正等に伴い、荒川区特別区税条例の一部を改正する。												
内容	<p>1 提案理由 地方税法の一部改正等に伴い、公示送達について、インターネットを利用する方法を用いること等のほか、規定を整備するため</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 公示送達制度の見直し 公示送達<sup>*1</sup>を行うにあたり、インターネットを利用した公示送達が義務付けられることに加え、従来からの掲示板への掲示または区役所に電子機器を設置しての公示事項の表示のいずれかの措置をとることとする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>〈現状〉</span> <span>〈改正後〉</span> </div> <p><sup>*1</sup> 公示送達とは、送達を必要とする書類が相手の住所や居所が不明で届かなかった場合に、掲示板などに公示事項（対象者の氏名または名称、書類の名称、根拠法令等）を記載した書面を一定期間掲示することで、書類が相手に届いたものとみなす制度のこと。</p> <p>(2) 特定親族特別控除の新設 19歳以上23歳未満の働き控えを改善するため、所得控除に、特定親族特別控除を加える。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>特定親族特別控除（控除イメージ）</b></p> <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>所得額(万円)</th> <th>控除額(万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>123(58)</td> <td>45 (特定扶養控除)</td> </tr> <tr> <td>160(95)</td> <td>165(100) (特定親族特別控除)</td> </tr> <tr> <td>175</td> <td>170(105)</td> </tr> <tr> <td>188(123)</td> <td>180(115)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>185(120)</td> </tr> </tbody> </table> <p>所得割が課税されている納税義務者に生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等を有する場合に、所定の控除額（3万円～45万円）を控除する制度</p> </div>	所得額(万円)	控除額(万円)	123(58)	45 (特定扶養控除)	160(95)	165(100) (特定親族特別控除)	175	170(105)	188(123)	180(115)		185(120)
所得額(万円)	控除額(万円)												
123(58)	45 (特定扶養控除)												
160(95)	165(100) (特定親族特別控除)												
175	170(105)												
188(123)	180(115)												
	185(120)												

- (3) 加熱式たばこの課税方式の見直し  
重量と価格によって紙巻たばこの本数に換算している課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻たばこ1本に換算する。

【スティック型の加熱式たばこの場合におけるイメージ】



- (4) その他

地方税法の改正等に合わせて、規定を改正・整備する。

### 3 施行期日

- (1) 2(1)の改正 令和8年6月30日までに政令で定める日<sup>※2</sup>
- (2) 2(2)の改正 令和8年1月1日
- (3) 2(3)の改正 令和8年4月1日<sup>※3</sup>

<sup>※2</sup> 令和7年9月末現在、政令未公布

<sup>※3</sup> 激変緩和措置の観点から2段階（令和8年10月1日）に分けて実施

今後の定

令和7年11月10日 福祉・区民生活委員会（内示）  
20日 11月会議に議案を提出  
26日 福祉・区民生活委員会（議案審査）  
12月 5日 本会議（議決）

議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
11月10日 福祉・区民生活 委員会	委員会報告後	12月11日	12月11日	—

件名	荒川区公告式条例等の一部改正について								
ポイント	<p>デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号。以下「一括法」という。）の施行により公示送達制度が見直されるとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）が改正され、条例の公布に必要な長の署名の方法に電子署名が追加された。</p> <p>これらを踏まえ、荒川区公告式条例等を改正する。</p>								
内容	<p>1 主な改正内容</p> <p>(1) インターネットによる条例等の公布</p> <p>本庁舎前掲示場に書面を掲示する従来の条例等の公布と併用して、インターネットによる公布を開始する。</p> <p>※ 一括法の施行により公示送達*が見直され、公示事項を記載した書面を掲示板に掲示し、又は公示事項をコンピュータやデジタルサイネージを利用して表示する方法に加え、公示事項をインターネットにより不特定多数の者が閲覧できるようにすることとされた。</p> <p>(*) 公示送達とは、相手の住所や居所が不明で書面の送達ができない場合に、掲示板などに公示事項（送付相手方の氏名、書面の主要な内容、根拠法令等）を記載した書面を一定期間掲示することで、書面が相手に届いたものとみなす制度のこと。</p> <p>※ これまで、掲示場へ掲示する方法で条例等の公布を行ってきたが、一括法による公示送達制度の見直しを踏まえて、インターネットにより不特定多数の者が閲覧できる状態に置く措置を開始する。</p> <p>(2) 区長の署名の方法に電子署名を追加</p> <p>条例の公布に必要な区長の署名に、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第1条に規定する電子署名を追加する。</p> <p>(3) 規定の整備</p> <p>常用漢字表に合わせた漢字表記への変更等、規定を整備する。</p> <p>(4) 監査委員条例及び財政状況の公表に関する条例の改正</p> <p>監査の結果及び財政状況の公表について、荒川区公告式条例の例による旨を定める。</p> <p>ア 監査委員条例（昭和39年条例第24号）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>(公表の方法)</p> <p>第5条 監査の結果の公表は、<u>荒川区公告式条例の例</u>による。</p> </td> <td> <p>(公表の方法)</p> <p>第5条 監査の結果の公表は、<u>荒川区役所庁舎前掲示場に掲示するもの</u>とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 財政状況の公表に関する条例（昭和39年荒川区条例第9号）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>(公表の方法)</p> <p>第4条 財政状況の公表は、<u>荒川区公告式条例の例</u>による。</p> </td> <td> <p>(公表の方法)</p> <p>第4条 財政状況の公表は、<u>荒川区役所掲示場に掲示してこれを行なう</u>。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	改正後	改正前	<p>(公表の方法)</p> <p>第5条 監査の結果の公表は、<u>荒川区公告式条例の例</u>による。</p>	<p>(公表の方法)</p> <p>第5条 監査の結果の公表は、<u>荒川区役所庁舎前掲示場に掲示するもの</u>とする。</p>	改正後	改正前	<p>(公表の方法)</p> <p>第4条 財政状況の公表は、<u>荒川区公告式条例の例</u>による。</p>	<p>(公表の方法)</p> <p>第4条 財政状況の公表は、<u>荒川区役所掲示場に掲示してこれを行なう</u>。</p>
改正後	改正前								
<p>(公表の方法)</p> <p>第5条 監査の結果の公表は、<u>荒川区公告式条例の例</u>による。</p>	<p>(公表の方法)</p> <p>第5条 監査の結果の公表は、<u>荒川区役所庁舎前掲示場に掲示するもの</u>とする。</p>								
改正後	改正前								
<p>(公表の方法)</p> <p>第4条 財政状況の公表は、<u>荒川区公告式条例の例</u>による。</p>	<p>(公表の方法)</p> <p>第4条 財政状況の公表は、<u>荒川区役所掲示場に掲示してこれを行なう</u>。</p>								

	<p><b>2 施行期日</b>          公布の日。ただし1（1）については、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日</p>			
今後の予定	令和7年11月10日 総務企画委員会（内示） 11月26日 総務企画委員会（議案審査） 12月 5日 本会議（議決）			
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
11月10日 総務企画委員会 (内示)	委員会報告後	—	—	—

<主管部課> 総務企画部総務企画課

件 名	荒川区行政手続条例の一部改正について			
ポイント	行政手続法（平成5年法律第88号）の改正を踏まえ、聴聞の通知の公示送達の方法等について、荒川区行政手続条例を改正する。			
内 容	<p>1 主な改正内容</p> <p>(1) 聴聞の通知の方法の改正</p> <p>不利益処分の名宛人となるべき者の所在が不明な場合における聴聞*の通知の公示送達*について、本庁舎前掲示場に書面を掲示する従来の方法と併用して、総務省令で定める方法（インターネットを想定）を踏まえた、不特定多数の者が閲覧できる状態に置く措置を開始する。</p> <p>(*) 聴聞とは、許認可の取消し等の重大な不利益処分を行う前に、その処分を受ける本人や関係者に口頭で意見を述べさせる手続のことをいう。聴聞の手続を経ないと、原則として不利益処分を課すことができない。</p> <p>(*) 公示送達とは、相手の住所や居所が不明で書面の送達ができない場合に、掲示板などに公示事項（不利益処分の対象者の氏名、不利益処分の内容、根拠法令等）を記載した書面を一定期間掲示することで、書面が相手に届いたものとみなす制度のこと。</p> <p>行政手続法上の聴聞の通知は、書面を掲示場に掲示し、又は公示事項をコンピューターやデジタルサイネージを利用して表示する方法に加え、公示事項を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧できるようすることとされた。これを踏まえ、荒川区行政手続条例においても、従来の掲示場への掲示に加え、総務省令で定める方法を踏まえた、不特定多数の者が閲覧できる状態に置く措置を追加する。</p> <p>(2) 規定の整備</p> <p>「名あて人」を「名宛人」に改める等、規定を整備する。</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日。ただし1 (1)については、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日</p>			
今 後 の 予 定	令和7年11月10日 総務企画委員会（内示） 11月26日 総務企画委員会（議案審査） 12月 5日 本会議（議決）			
議会等報告	開示予定日	区報	H P	記者会見
11月10日 総務企画委員会 (内示)	委員会報告後	—	—	—



[庁議説明資料・令和7年10月23日]

件 名	令和7年度荒川区議会定例会・11月会議提出予定案件について			
ポイント	令和7年度荒川区議会定例会・11月会議に提出予定の議案を報告する。			
内 容	<p>1 条例</p> <p>(1) 荒川区公告式条例等の一部を改正する条例  (2) 荒川区行政手続条例の一部を改正する条例  (3) 荒川区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改 正する条例【別紙1】  (4) 荒川区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を 改正する条例【別紙2】  (5) 荒川遊園スポーツハウス条例の一部を改正する条例  (6) 荒川区特別区税条例の一部を改正する条例  (7) 荒川区指定障害児入所施設の人員、設備、運営等の基準に関する条例 の一部を改正する条例【別紙3】  (8) 荒川区手数料条例の一部を改正する条例【別紙4】</p> <p>2 条例以外の議案</p> <p>(1) 令和7年度荒川区一般会計補正予算（第5回）</p> <p>3 参考（追加提案予定分）</p> <p>(1) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  (2) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例  (3) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p>			
今 後 の 予 定	令和7年11月 7日 10日、11日 12日	幹事長会報告 各内示委員会報告 議案発送		
議会等報告	開示予定日	区報	H P	記者会見
11月10日、11日 各内示委員会	委員会報告後	—	—	—

<主管部課> 総務企画部総務企画課



件名	荒川区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について
ポイント	児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正等に伴い、荒川区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正を行う。
内容	<p>1 法及び省令改正の概要</p> <p>(1) 虐待等の禁止に関する規定 児童福祉法等の改正に伴い、保育所等の職員による虐待について、児童養護施設等の職員と同様、職員による虐待の通報義務等に関する規定が設けられたため、国が省令で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等において、引用条文が整備された。</p> <p>(2) 地域限定保育士に関する規定 児童福祉法が改正され、国家戦略特別区域法に基づく特例措置であった「国家戦略特別区域限定保育士制度」が「地域限定保育士制度」として一般制度化されることを受け、地域限定保育士に関する規定が整備された。 «参考：地域限定保育士制度» 保育人材の確保を目的とし、保育士が不足するおそれが特に大きい場合に都道府県（または指定都市）が内閣総理大臣による認定を受けて実施することが可能な制度（東京都では実施予定なし。）</p> <p>2 条例改正の内容</p> <p>(1) 虐待等の禁止に関する規定 保育所等の職員による虐待の通報義務等に関する規定が新たに追加されたことに伴い、国の省令改正と同様に、引用する「児童福祉法第33条の10各号」を「児童福祉法第33条の10第1項各号」に改める。 ※ 施設種別により根拠法が異なるため、幼保連携型認定こども園は「認定こども園法第27条の2第1項各号」、幼稚園及び幼稚園型認定こども園は「学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号」を引用する等、虐待の定義規定等を整備する。</p> <p>(2) 地域限定保育士に関する規定</p> <p>① 引用条文の改正 地域限定保育士に関する規定が新たに追加されたことに伴い、引用する「児童福祉法第18条の18第1項の登録」を「児童福祉法第18条の18第3項に規定する保育士登録」に改める。</p> <p>② 規定の削除 保育士の定義に関する規定から、東京都で実施予定のない地域限定保育士（旧：国家戦略特別区域限定保育士）制度に関する文言を削除する。</p>

(裏面に続く)

	<p><b>3 改正する条例</b></p> <p>(1) 2(1)のみの改正を行う条例</p> <p>ア 荒川区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例      イ 荒川区学童クラブの設備及び運営の基準に関する条例      ウ 荒川区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例      エ 荒川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例      オ 荒川区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例</p> <p>(2) 2(1)及び(2)①の改正を行う条例</p> <p>ア 荒川区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例      イ 荒川区認定こども園の認定要件に関する条例</p> <p>(3) 2(1)及び(2)②の改正を行う条例</p> <p>ア 荒川区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例</p> <p><b>4 施行期日</b>      公布の日</p>
今後の予定	令和7年11月11日 文教・子育て支援委員会（内示） 20日 11月会議に議案を提出 27日 文教・子育て支援委員会（議案審査）
議会等報告	開示予定日
11月11日 文教・子育て支援委員会	委員会報告後

<主管部課> 子ども家庭部子育て支援課  
 子ども家庭部児童青少年課  
 子ども家庭部保育課  
 子ども家庭部子ども家庭総合センター

## [庁議説明資料・令和7年10月23日]

件 名	荒川区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について			
ポ イ ン ト	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の改正を踏まえ、荒川区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する。			
内 容	<p>1 省令改正の概要 利用乳幼児の健康診断の全部又は一部を行わぬことができる条件に、乳幼児健康診査の内容が家庭的保育事業等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときが追加された。</p> <p>2 条例改正の内容 乳幼児健康診査の内容が家庭的保育事業等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わぬことができることとする。この場合において、家庭的保育事業者等は、その乳幼児健康診査の結果を把握しなければならないこととする。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>			
今 後 の 予 定	令和7年11月11日 文教・子育て支援委員会（内示） 20日 11月会議に議案を提出 27日 文教・子育て支援委員会（議案審査）			
議会等報告	開示予定日	区報	H P	記者会見
11月11日 文教・子育て支援委員会	委員会報告後	—	—	—

&lt;主管部課&gt; 子ども家庭部保育課



## [庁議説明資料・令和7年10月23日]

件名	児童福祉法の改正に伴う荒川区指定障害児入所施設の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正について			
ポイント	児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、荒川区指定障害児入所施設の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正を行う。			
内容	<p>1 法及び省令改正の概要 児童福祉法の改正に伴い、保育所等の職員による虐待について、児童養護施設等の職員と同様、職員による虐待の通報義務等に関する規定が設けられたため、国が省令で定める児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準において、引用条文が整備された。</p> <p>2 条例改正の内容 保育所等の職員による虐待の通報義務等に関する規定が新たに追加されたことに伴い、国の省令改正と同様に、本条例第41条で引用する「児童福祉法第33条の10各号」を「児童福祉法第33条の10第1項各号」に改める。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>			
今後の定	令和7年11月10日 福祉・区民生活委員会（内示） 20日 11月会議に議案を提出 26日 福祉・区民生活委員会（議案審査）			
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
11月10日 福祉・区民生活委員会	委員会報告後	—	—	—

&lt;主管部課&gt; 福祉部障害者福祉課



件名	荒川区手数料条例の一部改正について														
ポイント	建築物における木材利用の促進等を図るため、建築物の防火・避難関係規制等を見直す建築基準法施行令（昭和25年法律第338号。以下「政令」という。）の改正に伴い、規定を整備するため、荒川区手数料条例の一部を改正する。														
内 容	<p>1 提案理由 政令の改正に伴い、規定を整備するため</p> <p>2 経緯 建築基準法第3条第2項による既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替を行う際の緩和措置に屋根、外壁、軒裏の防耐火性能に関する規定を追加するための政令137条の12の改正が行われたことにより、条例中に条項ずれが生じることから、以下のとおり規定を整備する。なお、手数料の内容に変更はない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">手数料の内容</th> <th colspan="2">根拠法令</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請</td> <td>政令137条の12 第6項</td> <td>政令137条の12 第11項</td> </tr> <tr> <td>既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請</td> <td>政令137条の12 第7項</td> <td>政令137条の12 第12項</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 改正内容 手数料条例別表（2建設関係手数料）の、番号59の5の2及び59の5の3の項中において、政令改正に伴い規定を整備する。</p> <p>4 施行時期 公布の日</p>				手数料の内容	根拠法令		改正前	改正後	既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請	政令137条の12 第6項	政令137条の12 第11項	既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請	政令137条の12 第7項	政令137条の12 第12項
手数料の内容	根拠法令														
	改正前	改正後													
既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請	政令137条の12 第6項	政令137条の12 第11項													
既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請	政令137条の12 第7項	政令137条の12 第12項													
今後の予定	令和7年11月11日 20日 11月27日 12月中旬	建設環境委員会（内示委員会） 11月会議に議案を提出 建設環境委員会（議案審査） 改正条例施行													
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見											
11月11日 建設環境委員会	委員会報告後	—	—	—											



件名	荒川区人権推進指針の改定素案について
ポイント	荒川区人権推進指針の改定にあたり素案をとりまとめたので、報告する。
内容	<p>1 指針改定の趣旨        (1) 改定の目的（素案P1）            新たな人権問題をはじめ、人権を取り巻く社会状況が変化する中、現行の指針の基本的な考え方は継承しつつ、人権に関する理解を促進するための各種施策をさらに推進し、寛容で温かな地域社会づくりを進めていくため、指針を改定する。</p> <p>(2) 指針の性格（素案P6）            日本国憲法や世界人権宣言等の精神に基づき、区が施策を推進するための基本的な方向を人権擁護の視点から明らかにし、区と区民、事業者・関係機関とが協働し、人権尊重の理念の行き渡ったまちづくりに取り組んでいくための区の基本姿勢を示すもの。また、区民をはじめとする人々が人権擁護に取り組んでいく上での基本的な指針でもある。</p> <p>2 荒川区人権推進指針（改定案）の骨子        (1) 基本理念（素案P6）            「全ての人々が個性を認め合い、互いの人権が尊重される平和な社会の実現」</p> <p>(2) 指針の柱立て（素案P6～7）</p> <p>1 差別がなく、全ての人の人権が尊重されるまちを目指します            全ての人が差別を受けることなく、人として尊重され、自分らしく生きることのできるまちを目指します。</p> <p>2 互いに個性を認め合い、共生できる寛容なまちを目指します            文化や立場の異なる多様な区民同士をつなぎ、全ての人がそれぞれの個性や違いを認め合い、共生できる寛容なまちを目指します。</p> <p>3 人権意識が広く行き渡ったまちを目指します            地域の方々とも連携しながら人権啓発を一層推進し、人権意識が広く行き渡ったまちを目指します。</p> <p>4 平和を願う心をつなぐまちを目指します            平和都市宣言を行った区の使命として、世界の恒久平和を希求し、平和の大切さを次代に伝え、永遠の平和を願う心をつなぐまちを目指します。</p> <p>(3) 人権課題ごとの取組（素案P9～37）            法務省の啓発活動強調事項等を踏まえた18項目（女性・子ども・高齢者・障がい者・部落差別・外国人・性的マイノリティ等）について、社会動向、区の取組状況及び課題認識、取組の方向性を記載。</p> <p>(4) 人権施策の推進のために（素案P38～39）            区民意識の把握、人権啓発の推進、人権教育・研修の充実、相談・支援の連携、人権ネットワークの形成等を図るとともに、庁内横断的に取組の点検・評価・改善を図っていく旨を記載。</p>

今後の予定	令和7年11月10日	総務企画委員会（パブリックコメントの実施について）		
	11月11日	パブリックコメント開始		
	12月 2日	パブリックコメント終了		
	令和8年 1月 中旬	政策会議		
	1月 下旬	庁議付議		
	2月 3日	総務企画委員会（最終案の提示） 指針改定		
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
11月10日 総務企画委員会	委員会報告後	11月11日号	11月11日	—

<主管部課> 総務企画部総務企画課

# 荒川区人権推進指針 目次及び各章概要（案）

## 第1章 荒川区人権推進指針の改定に当たって(素案 P1)

新たな人権問題をはじめ、人権を取り巻く社会状況が変化する中、現行の指針の基本的な考え方を継承しつつ、人権に関する理解を促進するための各種施策をさらに推進し、寛容で温かな地域社会づくりを進めていくため、指針の改定を行います。

## 第2章 人権をめぐる国内外の動向(素案 P2～5)

### 1 国外の動向

人権課題ごとの国際法の整備が進むとともに、企業が人権の保護・尊重に取り組むための国際的な基準である「ビジネスと人権に関する指導原則」や「持続可能な開発のための目標(SDGs)」等の設定により、誰一人取り残さず、全ての人の人権の実現を目指すことが示されています。

### 2 国内(国・都)の動向

国や都においても、障がい者・子ども・部落差別・外国人・性的マイノリティ等、各人権課題に対する個別法や条例の整備、啓発・教育等の人権施策が総合的に推進されています。

### 3 区の動向

区でも、子どもの権利条例の制定、同性パートナーシップ制度の導入等、各分野における施策とともに人権啓発の取組を継続してきましたが、社会情勢や人権意識の変化、人権問題の複雑化・多様化等に適切に対応していくことが求められています。

## 第3章 荒川区の人権推進指針(素案 P6～8)

### 1 人権推進指針の性格

本指針は、日本国憲法や世界人権宣言等の精神に基づき、区が施策を推進するための基本的な方向を人権擁護の視点から明らかにし、区と区民、事業者・関係機関とが協働し、人権尊重の理念の行き渡ったまちづくりに取り組んでいくための区の基本姿勢を示すものです。また、区民をはじめとする人々が人権擁護に取り組んでいく上での基本的な指針もあります。

### 2 基本理念

「全ての人々が個性を認め合い、互いの人権が尊重される平和な社会の実現」

### 3 荒川区人権推進指針

#### (1) 差別がなく、全ての人の人権が尊重されるまちを目指します

全ての人が差別を受けることなく、人として尊重され、自分らしく生きることのできるまちを目指します。

#### (2) 互いに個性を認め合い、共生できる寛容なまちを目指します

文化や立場の異なる多様な区民同士をつなぎ、全ての人がそれぞれの個性や違いを認め合い、共生できる寛容なまちを目指します。

#### (3) 人権意識が広く行き渡ったまちを目指します

地域の方々とも連携しながら人権啓発を一層推進し、人権意識が広く行き渡ったまちを目指します。

#### (4) 平和を願う心をつなぐまちを目指します

平和都市宣言を行った区の使命として、世界の恒久平和を希求し、平和の大切さを次代に伝え、永遠の平和を願う心をつなぐまちを目指します。

## 第4章 人権課題ごとの取組(素案 P9～37)

新たな人権課題や法務省の啓発活動強調事項等を踏まえ、以下の18項目の人権課題を取り上げ、各人権課題について、各種調査結果や関係団体へのヒアリング結果等を踏まえ、社会動向、区の取組状況及び課題認識、今後の取組の方向性を示します。

- |                         |                     |
|-------------------------|---------------------|
| 1 女性                    | 10 犯罪被害者やその家族       |
| 2 子ども                   | 11 インターネット上の人権問題    |
| 3 高齢者                   | 12 北朝鮮による拉致問題       |
| 4 障がい者                  | 13 ホームレス            |
| 5 部落差別(同和問題)            | 14 性的マイノリティ         |
| 6 アイヌの人々                | 15 人身取引(トラフィック)     |
| 7 外国人                   | 16 災害に伴う人権問題        |
| 8 感染症(HIV・ハンセン病・新興感染症等) | 17 ハラスメント           |
| 9 刑を終えて出所した人やその家族       | 18 個人情報の流出・プライバシー侵害 |

## 第5章 人権施策の推進のために(素案 P38～39)

### 1 人権施策推進のための具体的な取組

区は、区民一人一人が互いの人権を尊重し、個性を認め合うことのできる、人権意識が醸成された寛容で温かな地域づくりに取り組んでいきます。

#### (1) 区民意識の把握

区政世論調査や啓発事業におけるアンケート調査等を行い、区民の人権意識の把握や啓発事業の効果検証に努め、各種人権施策の推進に反映させていきます。

#### (2) 人権啓発の推進

人権課題の多様化・複雑化、新たな人権課題等を踏まえ、正しい知識と理解を深めるための啓発活動を推進します。啓発活動にあたっては、より効果的な方法を調査・研究・実施していきます。

#### (3) 人権教育・研修の充実

学校におけるいじめ防止や児童生徒への人権教育、教員の人権意識の向上に取り組みます。また、社会教育における人権意識の醸成、区職員の人権研修の充実を図ります。

#### (4) 相談・支援の連携

相談窓口間や関係機関との情報共有・連携強化により、複合的な相談や新たな課題に対応していきます。区内外の各種相談窓口の一層の周知を図り、相談しやすい環境づくりに努めます。

#### (5) 人権ネットワークの形成

国・都及び近隣自治体との連携を強化し、広域的な対応が必要な人権課題への対応を図ります。人権擁護委員や関係団体等と連携・協働し、地域全体で人権啓発活動等の取組を推進します。

### 2 人権施策推進の体制

#### (1) 庁内の組織体制

多岐にわたる人権課題や複合的な課題に適切に対応できるよう、全庁で情報共有を図り、組織横断的に課題解決に向けた取組を推進していきます。

#### (2) 取組の点検・評価と改善

本指針に関連する庁内各部の取組について、庁内の横断的な組織において、それぞれの実施状況の点検・評価に加え、新たに発生した課題等について定期的に意見交換を行うことにより、各取組の改善につなげていきます。



# 荒川区人権推進指針

(令和7年度改定版)

素案

令和 年 月

荒川区



## 目 次

<b>第1章 荒川区人権推進指針の改定に当たって</b>	<b>1</b>
<b>第2章 人権をめぐる国内外の動向</b>	<b>2</b>
1 国外の動向	2
2 国内(国・都)の動向	2
3 区の動向	3
4 区における人権意識の現状と認識	3
<b>第3章 荒川区の人権推進指針</b>	<b>6</b>
1 人権推進指針の性格及び改定の方向性	6
2 基本理念	6
3 荒川区人権推進指針 人権の礎「平和」～荒川区の平和事業～	6
	8
<b>第4章 人権課題ごとの取組</b>	<b>9</b>
1 女性	9
2 子ども	11
3 高齢者	14
4 障がい者	16
5 部落差別(同和問題)	19
6 アイヌの人々	21
7 外国人	22
8 感染症(HIV 感染者・ハンセン病元患者・新興感染症等)	23
9 刑を終えて出所した人やその家族	25
10 犯罪被害者やその家族	26
11 インターネット上の人権問題	27
12 北朝鮮による拉致問題	29
13 ホームレス	30
14 性的マイノリティ	31
15 人身取引(トラフィッキング)	33
16 災害に伴う人権問題	33
17 ハラスメント	35
18 個人情報の流出・プライバシー侵害	36

<b>第5章 人権施策の推進のために</b>	<b>38</b>
<b>1 人権施策推進のための具体的な取組</b>	<b>38</b>
(1)区民意識の把握	38
(2)人権啓発の推進	38
(3)人権教育・研修の充実	38
(4)相談・支援の連携	39
(5)人権ネットワークの形成	39
<b>2 人権施策推進の体制</b>	<b>39</b>
(1) 庁内の組織体制	39
(2) 取組の点検・評価と改善	39
<b>【資料】国・都における人権に関する主要年表</b>	<b>40</b>

# 第1章 荒川区人権推進指針の改定に当たって

我が国においては、多くの人々の生命が失われた痛ましい戦争を経て、基本的人権の尊重や平和主義を基本原理の一つとする憲法が定められ、その実現に向けて各種の取組が進められてきました。

近年では、「障害者差別解消法」や「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」、「LGBT 理解増進法」等の個別の人権課題の解決に向けた法整備が進むとともに、国際連合で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向けて、誰一人取り残さない、多様性と包摂性のある社会の実現を目指した取組が、行政、民間を問わず広がりを見せています。

区においては、「人権の世紀」と呼ばれる21世紀を迎え、人権の尊重と平和な社会の実現を願い、平成13(2001)年に「荒川区人権推進指針」を策定し、全ての人の人権が尊重される地域社会の実現に向けて、区政の各分野で取組を推進してきました。

その一方で、現実の世界では、今なお国際的な紛争や内紛が繰り返されることにより人権や平和が脅かされ、国内では、21世紀の幕開けから四半世紀が経過した今日においても、女性や子ども、高齢者、障がい者、被差別部落出身者、外国人等に関する様々な人権課題が存在し、インターネット上の人権侵害や性的マイノリティに対する差別の発生等、新たな人権課題も発生している状況にあります。

このような状況の中で、偏見や差別をはじめとする人権課題を解消していくためには、国や都と連携し、区民や各種団体・企業、区政の各分野における具体的な取組をより一層推進していく必要があります。

こうした認識の下で、現行の指針の基本的な考え方は継承しつつ、人権に関する理解を促進するための各種施策をさらに推進し、寛容で温かな地域社会づくりを進めていくため、この度、荒川区人権推進指針を改定することとしました。

## 第2章 人権をめぐる国内外の動向

### 1 国外の動向

悲劇と破壊をもたらした二つの世界大戦の反省から、国際連合(国連)は、昭和23(1948)年に「世界人権宣言」を採択し、以来、「人種差別撤廃条約」「国際人権規約」「女子差別撤廃条約」等を採択し、国際的な人権規範を整備して、人権が尊重される社会の実現に向けた取組を進めてきました。

平成6(1994)年には、平成7(1995)年からの10年間(1995~2004年)を「人権教育のための国連10年」とする決議を行い、各国に対して、行動計画の実施に貢献すること等を求め、その精神は、平成17(2005)年に開始された「人権教育のための世界計画」に受け継がれています。

さらに、平成元(1989)年には「児童の権利条約」、平成18(2006)年には「強制失踪条約」及び「障害者権利条約」、平成19(2007)年には「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されるなど、人権課題の個別分野ごとの具体的な国際法の整備が進んできました。

ビジネスと人権の分野では、平成23(2011)年に国連人権理事会で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」が、企業が人権の保護・尊重に取り組むための国際的な基準となっています。

また、平成27(2015)年に国連で採択された「持続可能な開発のための目標(SDGs)」では、「誰一人取り残さない」という理念を掲げ、全ての人の人権の実現を目指すことが示されています。

このような人権保障の取組が進む一方で、世界各地で様々な戦争や紛争等が発生しており、多くの人が今もなお基本的人権を脅かされている現状があります。

### 2 国内(国・都)の動向

#### (1) 国の動向

憲法において、人が生まれながらにして持つ権利である基本的人権の尊重を基本原理の一つとして保障するとともに、人権に関する条約の批准や法の整備等が進められてきました。

平成6(1994)年に国連で決議された「人権教育のための国連10年」を受け、平成9(1997)年に国内行動計画を策定するとともに、平成12(2000)年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」において、国・地方公共団体及び国民の責務等が具体的に定められ、各自治体で地域の実情に合わせた様々な取組が進められてきました。

近年では、平成23(2011)年に「障害者虐待防止法」、平成25(2013)年には「子どもの貧困対策法」「いじめ防止対策推進法」が制定され、平成28(2016)年には「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」が施行されたほか、令和5(2023)年には「こども基本法」「LGBT理解増進法」、令和6(2024)年には

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されるなど、社会経済情勢の変化等を踏まえ、各人権課題に対する個別法の整備が進んでいます。

## (2) 東京都の動向

東京都では、都が取り組むべき人権施策の基本理念や施策展開に当たっての考え方を示した「東京都人権施策推進指針」を平成 12(2000)年に策定し、平成 27(2015)年に同指針を改定しました。

東京オリンピック・パラリンピック大会の開催を踏まえ、平成 30(2018)年には、オリンピック憲章にうたわれる「いかなる種類の差別も許されない」という理念が広く都民に浸透した都市の実現を目指す「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定し、啓発・教育等の人権施策を総合的に実施しています。

また、「東京都障害者への理解促進及び差別解消に関する条例」(平成 30(2018)年)や「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」(令和元(2019)年)、「東京都犯罪被害者等支援条例」(令和2(2020)年)、「東京都こども基本条例」(令和 3(2021)年)、「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」(令和 6(2024)年)の制定等、人権が尊重される都市の実現を目指した具体的な取組が進められています。

## 3 区の動向

区においては、平成 13(2001)年に、「荒川区人権推進指針」を策定し、区の人権施策の基本的な考え方と施策の方向性を明らかにするとともに、人権課題の解決に向けて、女性や子ども、高齢者、障がい者、被差別部落出身者、性的マイノリティ等に対する差別や偏見等の解消を目指した取組を進めてきました。

例えば、女性の分野では荒川区配偶者暴力相談支援センターの設置(平成 27(2015)年)、子どもの分野では児童相談所機能を有する子ども家庭総合センターの開設(令和 2(2020)年)や「荒川区子どもの権利条例」の制定(令和 5(2023)年)、性的マイノリティの分野では専門相談窓口の設置(平成 30(2018)年)や荒川区同性パートナーシップ制度の導入(令和 4(2022)年)等、偏見・差別の解消や相談機能の充実に向けた取組を推進してきました。

## 4 区における人権意識の現状と認識

令和 5(2023)年度の第48回荒川区政世論調査における人権に関する意識の調査結果は以下のとおりです。

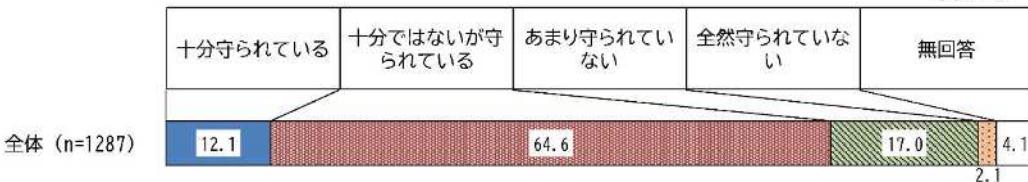
### ●人権が守られているか

「十分守られている」と「十分でないが守られている」と回答した人の合計は、前回調査(令和元(2019)年度)の約 80.9%から約 76.7%に減少しており、「あまり守られていない」と「守られていない」と回答した人の合計は、約 14.4%から約 19.1%に増加しています。

この背景には、社会全体における人権侵害事案の顕在化や、これに伴う人権意識の高まり等があるものと考えられ、人権が守られる社会の実現に向け、啓発等の取組を一層推進していく必要があります。

問22 あなたは、今の社会は人権が守られていると思いますか。(○は1つだけ)

単位：%



### ●人権を侵害された経験

「人権を侵害された経験がなく、身の回りで見聞きした経験もない」(57.7%)と回答した人が5割半ばを超えて最も多く、次いで「身の周りで人権侵害を見聞きした経験がある」(21.1%)、「人権を侵害された経験がある」(9.6%)、「どちらも経験がある」(7%)と回答した人が続いています。自身の人権を侵害された経験がある人の合計は16.6%で、およそ7人に1人となっています。

「どちらも経験がない」と回答した5割半ばを超える人にも、人権侵害は他人事ではなく、身近にも侵害を受けている人がいること、人権侵害にあたる言動は許されないものであることを意識づける啓発の実施等により、人権侵害のない、互いの人権を尊重する社会を築いていくことが求められています。

問24 これまでに自分が人権を侵害された経験や、身の周りで他の人が人権侵害を受けていることを見聞きした経験はありますか。(○は1つだけ)

単位：%



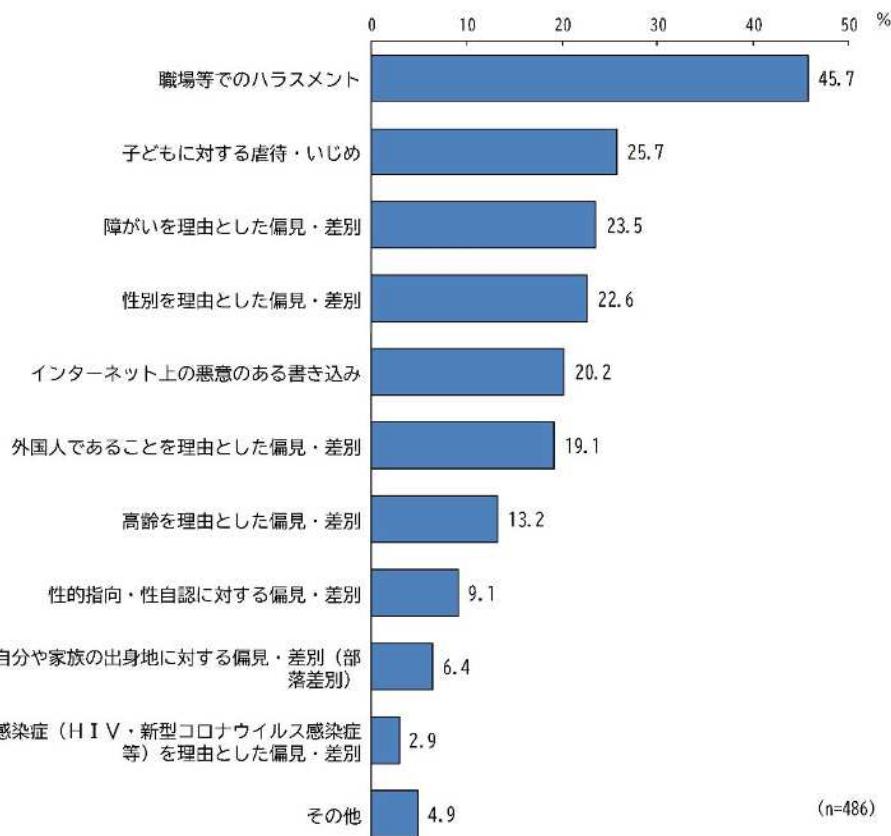
### ●どのような人権侵害だったか

「人権を侵害された経験がある」、「身の周りで人権侵害を見聞きした経験がある」、「どちらも経験がある」と回答した人に対し、どのような人権侵害であったかを尋ねたところ、「職場等でのハラスメント」(45.7%)が4割半ばで最多であり、「子どもに対する虐待・いじめ」(25.7%)、「障がいを理由とした偏見・差別」(23.5%)が続きました。

職場等でのハラスメント防止に向けた取組の推進とともに、男女平等意識の醸成、子どもに対する虐待・いじめ防止のための取組を一層進めていくことが必要です。

問24-1 (問24で「1」、「2」、「3」とお答えの方に伺います)

以下のうち、どのような人権侵害でしたか（問24で「3」を選んだ方は、あなたが経験した人権侵害についてお答えください）（○はいくつでも）



以上の結果から、人権を取り巻く社会情勢の変化や人権問題の複雑化・多様化、社会の人権意識の変化等に適切に対応しながら、効果的かつ継続的な啓発を推進していくことが求められています。

また、人権が侵害された際の相談窓口や支援制度の周知等にも引き続き力を入れていく必要があります。

## 第3章 荒川区の人権推進指針

### 1 人権推進指針の性格及び改定の方向性

#### (1) 指針の性格

この指針は、日本国憲法や世界人権宣言等の精神に基づき、区が施策を推進するための基本的な方向を人権擁護の視点から明らかにし、区と区民、事業者・関係機関とが協働し、人権尊重の理念の行き渡ったまちづくりに取り組んでいくための区の基本姿勢を示すものです。

また、区民をはじめとする人々が人権擁護に取り組んでいく上での基本的な指針でもあります。

#### (2) 改定の方向性

現行の指針の理念は普遍的なものであることから、基本的な考え方は継承しつつ、新たな人権課題を踏まえて、時代に即した内容に改めます。

### 2 基本理念

「全ての人々が個性を認め合い、  
互いの人権が尊重される  
平和な社会の実現」

### 3 荒川区人権推進指針

- (1) 差別がなく、全ての人の人権が尊重されるまちを目指します
- (2) 互いに個性を認め合い、共生できる寛容なまちを目指します
- (3) 人権意識が広く行き渡ったまちを目指します
- (4) 平和を願う心をつなぐまちを目指します

#### (1) 差別がなく、全ての人の人権が尊重されるまちを目指します

個人の生命、自由及び身体の安全が尊重される社会で生活することは、全ての区民が幸せに生きる上で欠かすことのできない基本原理です。

荒川区は、全ての人が差別を受けることなく、人として尊重され、自分らしく生きることのできるまちを目指します。

## (2) 互いに個性を認め合い、共生できる寛容なまちを目指します

自己を大切にすると同時に、他者との違いを認め合って生きることが人権尊重の基本です。他者を理解し認め合う心を育み、連帯を深め、ともに生きる豊かな人間関係を築くことは、寛容な地域社会の基盤となるものです。

荒川区は、文化や立場の異なる多様な区民同士をつなぎ、全ての人がそれぞれの個性や違いを認め合い、共生できる寛容なまちを目指します。

## (3) 人権意識が広く行き渡ったまちを目指します

人権課題の解消に当たっては、人権意識を地域全体に行き渡らせ、全ての人々に人権の大切さを認識してもらうことが必要です。

荒川区は、人権擁護委員をはじめ地域の方々とも連携しながら、人権啓発を一層推進し、人権意識が広く行き渡ったまちを目指します。

## (4) 平和を願う心をつなぐまちを目指します

人権が守られる社会の実現には、平和が守られていることが不可欠です。荒川区は、第2次世界大戦において本土初の空襲を受け、その後も多数の犠牲者を出しました。こうした国と国との争いによって尊い命を奪われた教訓を、世界平和に生かしていくことが区民の願いです。

世界の恒久平和を希求し、平和の大切さを次代に伝えていくことは、平和都市宣言を行った区の使命でもあります。

荒川区は、永遠の平和を願う心をつなぐまちを目指します。

### 荒川区平和都市宣言

「平和」それは  
私たちが願ってやまないもの  
「平和」それは  
私たちが育むもの  
「平和」それは  
私たちが明日の世代に伝えるもの  
私たちは永遠の平和を願い  
荒川区が平和都市であることを  
宣言する

平成7年10月24日 荒川区

## 人権の礎「平和」～荒川区の平和事業～

区では、戦後50年の節目にあたる平成7年に「荒川区平和都市宣言」を行い、平和は私たち自身が育み、明日の世代に伝えるものであることを謳うとともに、永遠の平和を願い、荒川区が平和都市であることを宣言しています。

宣言文は、荒川公園内に記念碑として設置しているほか、町屋駅前の平和のバラ「ピース」の植栽コーナー内・あらかわ遊園前のバラ花壇の2か所にも銘板を設置しています(下の写真は町屋駅前の銘板と「ピース」ですが、遊園前のバラ花壇にも、平和のバラ「シカゴ・ピース」が植栽されています)。

区では、平和都市宣言の理念に基づき、毎年、バラの市における平和のバラパネル展示のほか、憲法週間パネル展、人権・平和パネル展、東京空襲パネル展等の平和事業を実施しています。東京空襲パネル展の会期中には「夏休みこども平和映画会」を開催し、アニメ映画や平和絵本の読み聞かせを通して、子どもたちに平和の大切さを伝えています。

また、平成26年には、広島市長の呼びかけにより設立された平和首長会議に加盟しました。平和首長会議には、国内1,700、世界8,400超の都市が加盟しており、政府への核兵器廃絶に関する要請等に取り組んでいます。区においても、毎年、同会議が主催する「子どもたちによる“平和なまち”絵画コンテスト」への出品作品を区内小・中学校から募集し、人権週間パネル展と併せて作品展を行う等、平和への思いをつなぐ取組を行っています。

令和7年は平和都市宣言30周年・戦後80年にあたりますが、世界では今も戦争や紛争で多くの命が奪われ、人権が侵害されている現状があります。

区では、今後も東京大空襲をはじめ、身近な地域の歴史を通じて戦争の悲惨さや平和の大切さを多くの区民に伝え、次代につないでいけるよう、取り組んでいきます。



町屋駅前 平和のバラコーナー 平和都市宣言銘板と平和のバラ「ピース」

## 第4章 人権課題ごとの取組

本指針では、平成13(2001)年の策定以降に顕在化した新たな人権課題や法務省の啓発活動強調事項等を踏まえ、以下の18項目の人権課題を取り上げ、各人権課題について、各種調査結果や関係団体へのヒアリング結果等を踏まえ、社会動向、区の取組状況及び課題認識、今後の取組の方向性を示します。

今後も、時代の変遷とともに新たな人権課題の発生が見込まれますが、本指針に基づき、適宜、必要な対応をしていきます。

- 1 女性
- 2 子ども
- 3 高齢者
- 4 障がい者
- 5 部落差別（同和問題）
- 6 アイヌの人々
- 7 外国人
- 8 感染症（HIV感染者・ハンセン病元患者・新興感染症等）
- 9 刑を終えて出所した人やその家族
- 10 犯罪被害者やその家族
- 11 インターネット上の人権問題
- 12 北朝鮮による拉致問題
- 13 ホームレス
- 14 性的マイノリティ
- 15 人身取引（トラフィッキング）
- 16 災害に伴う人権問題
- 17 ハラスメント
- 18 個人情報の流出・プライバシー侵害

### 1 女性

#### <社会動向>

(男女共同参画)

日本国憲法では、男女の同権・平等を定めるとともに、批准した「女性差別撤廃条約」では、社会における様々な場面での女性差別の禁止を求めており、国においては、「男女雇用機会均等法」「男女共同参画社会基本法」をはじめ、「女性活躍推進法」の施行等、男女共同参画社会の実現に向けた法整備を行ってきました。

世界各国で、政府が行うあらゆる取組において、常にジェンダー平等とジェンダーの視点を確保し、施策に反映していく「ジェンダー主流化」が進む中、我が国においても長年の取組により少しづつ進展がみられるものの、国連開発計画(UNDP)の「人間開発

「報告書2025」に基づくジェンダー不平等指数は172か国中22位、世界経済フォーラムが令和7(2025)年に公表したジェンダー・ギャップ指数は148か国中118位と、課題がある状況です。

#### (配偶者等暴力)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成13(2001)年にDV防止法を制定以降、数次にわたる改正により強化・充実を図ってきました。

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、DV)に対する全国の相談件数は依然として高水準で推移しており、被害者の多くが女性である状況が続いています。

#### (困難女性支援)

女性をめぐる問題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など、複雑化・多様化・複合化しており、女性支援の強化が喫緊の課題となる中、国は、「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律(以下「困難女性支援法」)」を制定し、令和6(2024)年4月に施行しました。法律の目的として、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点が規定されています。

### <区の取組状況及び課題認識>

#### (男女共同参画)

区では、平成2(1990)年に「男女共同参画をめざすあらかわ推進計画」を、平成13(2001)年には男女共同参画社会基本法に基づく行動計画として「荒川区男女共同参画社会推進計画」を策定し、以降、社会情勢や男女平等を取り巻く状況の変化を踏まえて5年ごとに計画改定を行い、社会のあらゆる分野において、性別にかかわらず、協力し合える社会の実現を目指して取組を推進しています。また、女性活躍のための就労支援や、就労環境の整備にも取り組んでいます。

#### (配偶者等暴力)

平成19(2007)年に、「荒川区配偶者等からの暴力防止及び被害者支援のための関係機関連絡会」を設置するとともに、平成22(2010)年に「荒川区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」を策定し、平成25(2013)年の改定を経て、現在は「荒川区男女共同参画社会推進計画(第5次)」に包含された計画に基づき、配偶者暴力の未然防止や相談支援等に取り組んでいます。

区では、平成27(2015)年度に「荒川区配偶者暴力相談支援センター」及び「荒川区配偶者暴力相談支援地域協議会」を設置し、被害者からの相談はもとより、自立や回復までの支援等を総合的に推進しています。令和5(2023)年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正されたことにより、「荒川区配偶者暴力相談支援地域協議会」を法定協議会に位置付け、関係機関相互の情報共有の円滑化等を図っています。

## (困難女性支援)

区では、女性支援新法に基づき、令和7(2025)年度に「荒川区困難な問題を抱える女性支援調整会議」を新設し、代表者会議については、女性支援と関連の深い「要保護児童対策地域協議会」とび「配偶者暴力相談支援地域協議会」との合同開催により関係機関の一層の連携強化を図っています。

男女共同参画の実現に向けた法改正が行われ、女性活躍に対する社会の機運が高まりつつある一方、配偶者等からの暴力や、様々な要因による困難・生きづらさ等、女性をめぐる問題が複雑化・多様化・複合化していることから、女性に関する多様な人権の課題に取り組んでいくことが求められています。

### <取組の方向性>

#### **◆ジェンダー平等の意識啓発・教育の推進**

家庭、企業、地域と協力し、ジェンダー平等意識を醸成するための取組を推進とともに、性別にかかわらず、互いの違いを認め合い、尊重し合う意識を育てるための教育を推進し、職員に対する啓発・研修も継続実施していきます。

あわせて、区の政策・方針の決定過程における附属機関等の各種会議体において、女性の活躍を推進します。また、女性の就労支援や女性が働きやすい職場づくりの推進、ジェンダー・ギャップの解消、ワーク・ライフ・バランスの推進にかかる意識啓発にも継続して取り組みます。

#### **◆配偶者等暴力防止・被害者支援の取組の推進**

外部から発見されにくい家庭の場で起きている配偶者等からの暴力を防止するため、啓発等の取組を推進します。

被害を受けた際の相談窓口の周知とともに、配偶者暴力相談支援地域協議会を構成する関係機関等との連携により、相談支援をはじめとするきめ細やかな被害者支援を行っていきます。

#### **◆困難女性支援**

困難な問題を抱える当事者の女性の意思を尊重することを基本に、個々の状況に応じた最適な支援を行えるよう関係機関等とも連携しながら、自立を目指した伴走型支援を行っていきます。

## 2 子ども

### <社会動向>

#### (子どもの権利)

国においては、子どもの権利や自由を保障し、子どもの最善の利益を考慮しなければならないとする「児童の権利条約」を踏まえ、平成28(2016)年に「児童福祉法」が改正され、子どもを権利の主体として位置付けました。

令和 5(2023)年 4 月には「こども基本法」が施行されるとともに、こども家庭庁を創設し、子どもの視点による環境整備と子どもの権利を保障し、誰一人取り残さず健やかな成長を支える社会づくりを進めています。

東京都では、令和 3(2021)年、国に先立ち「東京都こども基本条例」を制定し、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最優先とするために、子どもの施策を総合的に推進しています。

#### (児童虐待)

子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、全国的に児童虐待の相談件数は増加傾向であり、虐待による死亡事例等の重篤な事案も発生しています。こうしたことを踏まえ、国では平成 12(2000)年に「児童虐待防止法」を制定し、数次にわたる「児童福祉法」の一部改正を行う等、未然防止に向けた取組が行われてきました。

東京都においても、平成 31(2019)年 4 月に「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を施行し、虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向け、取組を進めています。

#### (いじめ)

いじめにより心身に重大な影響を及ぼす事例が増加しており、近年では SNS 等を利用したインターネット上のいじめも深刻化しています。自死に至る事例も報告されており、国では平成 25(2013)年に「いじめ防止対策推進法」等を制定し、各自治体で防止に向けた取組が行われています。しかし、このような取組の下においても、学校におけるいじめは、依然として発生しています。

#### (ヤングケアラー)

国は、「子ども・若者育成支援推進法」を改正し、国や地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としてヤングケアラーを明記しました。法の中で、ヤングケアラーは「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されています。東京都も、「こども未来アクション2024」の中で、ケアラーの子どもが直面する実情に寄り添ったきめ細かな支援を展開していくことを掲げています。

### <区の取組状況及び課題認識>

#### (子どもの権利)

区では、令和 5(2023)年に、区全体で子どもの健やかな成長を支えていくことを目的として「荒川区子どもの権利条例」を制定するとともに、令和7(2025)年には、「荒川区子ども・若者総合計画(第3期荒川区子ども・子育て支援計画)」を策定し、子どもの権利擁護のための相談窓口の開設、子どもの意見を区の施策に反映させる「荒川区子ども議会」の開催、子どもの権利の普及啓発等、子どもの権利を保障し、子どもが安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組んでいます。

#### (児童虐待)

区では、令和 2(2020)年に、児童相談所機能と子ども家庭支援センター機能を併

せ持つ施設として「荒川区子ども家庭総合センター」を開設し、基礎的自治体が児童相談所を設置するメリットを活かし、関係機関との緊密な連携により、子どもの安全確保を第一とした迅速で切れ目のない支援体制づくりに取り組んでいます。

また、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から育児期までを通した支援を行い、子育て支援の充実と虐待の防止・早期発見に取り組んでいます。

#### (いじめ)

平成27(2015)年3月に策定した「荒川区いじめ防止基本方針」に基づき、区、教育委員会及び学校が、地域や家庭等と連携協力し、いじめ防止対策を推進しています。

学校においては、定期的なアンケートや行動観察により、いじめ認知の感度を高めるとともに、校内委員会(サポートチーム)での組織的な早期解決を図っています。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談体制を整備し、いじめの未然防止、早期発見及び適切な対処等に取り組んでいます。

#### (ヤングケアラー)

区では、ヤングケアラーを把握するための調査を実施し、ケアを担っている子どもの遊びや勉強が制約されたり、健やかに過ごす権利が阻害されたりすることのないよう、子ども本人や関係機関からの相談を受け、本人の意思を尊重しつつ必要な機関や支援に繋げる、ヤングケアラーコーディネーターを配置しています。

子どもたちの尊厳と権利が守られ、健やかに育つことができるよう、様々な事業等を通じ、子ども自身も周りの大人も、子どもの権利についての理解を深めていく必要があります。また、虐待やいじめ等への取組にとどまらず、貧困やヤングケアラーの状態にあること等に起因する自己実現の阻害や体験格差等、子どもの権利に関わる問題に対し、総合的な支援を行っていくことが求められています。

#### <取組の方向性>

##### **◆子どもの権利・意見尊重のための総合的な取組の推進**

全ての子どもの権利が守られ、意見が尊重される環境づくりのため、教員・保育士・職員に対する人権研修を推進し、更なる意識向上を図るとともに、多くの人に「子どもの権利」についての理解と関心を深めてもらうための取組を推進します。また、区としても、子どもの意見を区政に反映させる機会を設けていきます。

「あらかわ子どもほっとらいん」や「荒川区子どもの悩み110番」、荒川区若者相談「わっか」等の相談窓口において、子どもたちの悩みに寄り添うとともに、課題解決の手助けを行い、子どもの権利擁護を図ります。

子どもとその家族が抱える複合的で多岐にわたる課題に対し、全庁をあげて、個別の分野を超えた総合的な取組を推進していきます。

### **◆児童虐待の防止・支援体制の充実**

荒川区子ども家庭総合センターが中核となり、要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関の連携による支援体制の構築など、児童虐待等の相談や未然防止に関する支援体制の強化を図ります。

### **◆いじめ防止及び早期発見・相談体制の整備**

区・学校・家庭・関係機関・地域との連携強化を図り、いじめの防止・早期発見・適切な対処のための対策を総合的かつ効果的に推進します。

学校における人権教育を推進し、偏見や差別、いじめを許さない豊かな人権感覚を身に付けた児童・生徒の育成を図ります。また、教員による児童・生徒のSOSの察知、児童・生徒や保護者が相談しやすい相談体制の整備に努めます。

### **◆ヤングケアラーの周知・支援**

パネル展等によるヤングケアラーの啓発活動を強化するとともに、スクールソーシャルワーカーや子ども家庭総合センター等が連携して実態を把握し、必要に応じて適切な支援につなげます。また、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関同士のさらなる連携強化により、支援体制の強化を図ります。

## **3 高齢者**

### **<社会動向>**

(高齢化の進行)

平均寿命の伸びや少子化等を背景に我が国の高齢化率は年々高まっており、団塊の世代全てが75歳以上の後期高齢者となり、介護や支援を必要とする人が増加しています。また、家族形態やコミュニティの変化により高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加し、高齢者の孤立や家族支援が課題となっています。高齢者が生き生きと活躍できる社会としていくための社会参加・就労支援の推進も重要となっています。

このような実情を踏まえ、国は「高齢社会対策基本法」をはじめとする、豊かな高齢社会を実現するための様々な法律を整備しています。

(高齢者虐待)

高齢者への虐待の要因は、介護疲れやストレス、介護知識の不足など様々ですが、虐待を受けている人の多くは認知症の症状があると言われており、総合的な認知症施策により認知症の人や、その介護者を支援していくことが必要です。国は、「高齢者虐待防止法」の改正、「認知症基本法」の施行等により、取組を進めてきました。

(高齢者に関する様々な人権問題)

年齢等を理由に、一律に就職や社会参加、賃貸住宅への入居を拒まれるといった問題や、高齢者を狙った悪質商法、デジタル格差、高齢者に対する無理解による尊厳の阻害などの問題が発生しています。国は「高年齢者雇用安定法」の改正等により、高齢者の就労の安定化を図っています。また、令和6年度に住宅セーフティネット法を改正

し、高齢者をはじめ住宅の確保が困難な要配慮の方々が、安心して賃貸住宅に入居できるよう取組を進めています。

### <区の取組状況及び課題認識>

#### (高齢化の進行)

令和7(2025)年1月現在の区の高齢者人口は48,823人、高齢化率は22%であり、高齢人口に占める前期高齢者の割合は42.3%、後期高齢者の割合は57.7%と、後期高齢者の割合が前期高齢者の割合を上回っており、今後、後期高齢者の割合が更に増えると見込まれています。

区では、令和6(2024)年3月に「第9期荒川区高齢者プラン」を策定し、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいます。区内8か所に地域包括支援センター及び高齢者みまもりステーションを設置し、圏域ごとに高齢者に関する相談・支援・見守りを行っています。また、地域住民や区内で活動する団体等と連携を図り、趣味やスポーツ等の地域活動の場づくりや、介護予防・フレイル予防等に取り組んでいます。

#### (高齢者虐待・高齢者の権利擁護)

高齢者の虐待相談・通報に対し、区では速やかに調査・指導・保護(措置)を行っています。早期発見・早期対応の体制づくりのため、担当職員の研修の実施や警察・医療機関等との連携強化に取り組んでいます。また、判断能力が不十分な高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の活用の推進や後見報酬助成を行っています。

#### (高齢者に関する様々な人権問題)

区では、民間賃貸住宅への転居が困難な高齢者世帯に対し、物件探し支援や、保証会社を利用した保証料の補助、住環境改善を目的に転居した場合の家賃の差額等の助成を実施しています。令和6年度には、高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に必要な措置を協議する場として、荒川区居住支援協議会を設立し、高齢者が安心して住み続けられる環境整備に取り組んでいます。

そのほか、区民の認知症に対する理解を深めるための認知症サポーター養成講座の実施、高齢者が悪質商法等の消費者被害に遭わないための相談窓口の設置や個別訪問による注意喚起等により、啓発に努めています。

団塊の世代が75歳以上となり、後期高齢者の割合が高まる中、引き続き、高齢者の社会参加の推進、虐待防止・権利擁護をはじめ、高齢者に関する様々な人権問題に取り組んでいくことが求められています。

### <取組の方向性>

#### ◆高齢者が生き生きと暮らす社会の実現に向けた啓発等の実施、相談窓口の周知

高齢者が社会の一員として生き生きと暮らし、就労や社会参加ができる社会の実現を目指し、高齢者的人権について理解を深めるための区民向けの啓発や教育、職員・

支援者に向けた研修等を実施します。また、認知症をはじめ、高齢者が抱える生きづらさへの理解促進に取り組みます。

高齢者自身が、デジタルの活用や地域活動の場等を活用し、主体的に活動できる環境を整えるとともに、高齢者本人や家族等に困りごとが発生した際は気軽に相談できるよう、引き続き、相談窓口の充実と周知を図っていきます。

#### **◆関係機関との連携による高齢者虐待の防止**

区の各課、地域包括支援センター、介護事業所、警察、医療機関等の関係機関と連携し、介護負担の軽減や地域全体での見守り等を行うことにより、高齢者虐待の未然防止や早期発見・支援、高齢者の安全確保につなげます。また、第三者が虐待等に気づいた際の相談・通報窓口の一層の周知を図るとともに、成年後見制度の利用促進等、高齢者の尊厳を守る権利擁護の取組を推進します。

#### **◆高齢者を取り巻く様々な人権問題への対応**

高齢者が住まいの確保に苦慮したり、高齢者を標的とした特殊詐欺や悪徳商法等の被害が発生したりすることを防ぐため、今後も居住支援協議会等において議論を行い、対応を協議するとともに、高齢者宅の個別訪問による注意喚起や地域における見守り等を継続し、安全な生活の確保や人権侵害の予防を図ります。

## **4 障がい者**

### **<社会動向>**

(障がいを理由とする差別の禁止・合理的配慮)

国連総会において、平成 18(2006)年 12 月に「障害者の権利に関する条約」が採択され、我が国は平成 26(2014)年 1 月に批准しました。批准に先立ち、国は平成 23(2011)年に「障害者基本法」を改正し、平成 25(2013)年に「障害者差別解消法」を成立させるなど、国内法の整備を進めました。

そして、平成 28(2016)年に「障害者差別解消法」を施行し、障がいを理由とする不当な差別的扱いの禁止とともに、社会的障壁(バリア)を取り除くために必要な合理的配慮を行うことを定めました。

(障がい者の就労)

国は、障害者差別解消法の施行と同時に「障害者雇用促進法」を一部改正し、雇用分野における障がいを理由とする差別の禁止を定めたほか、事業主に対し、合理的配慮の提供を義務付けました。さらに、平成 30(2018)年 4 月から、精神障がい者を雇用義務の対象とするなどの措置を追加しました。

しかし、就職等に際して、障がい者に対する差別や障がいを理由とした偏見、差別を助長するような行為が依然として存在しています。

#### (障がい者虐待の防止・横断的な支援)

障がい者虐待の防止に関しては、平成24(2012)年に施行された「障害者虐待防止法」に基づき、障がい者虐待の防止や虐待の早期発見のための施策が進められています。

障がい者の高齢化や障がいの重複、重度化などにより、障がい者やその家族を取り巻く環境はより複雑になっており、施策の推進及び支援に当たっては、関係機関の横断的な連携が求められています。

#### (発達に課題のある児童や障がい児への支援等)

国は、平成17(2005)年に「発達障害者支援法」を施行し、自閉症・アスペルガー症候群、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の障がい特性のある人に対し、学校等においてそれぞれの特性やライフステージに応じた支援を行うことを定めました。

また、障がい児の支援体制を強化し、身近な地域で支援を受けられるよう、平成24(2012)年に児童福祉法を一部改正し、2法にまたがっていた障がい児の通所サービスを一元化しました。近年では、サービス利用に係る費用負担の軽減等のほか、医療的ケア児支援法に基づく支援が行われています。

#### <区の取組状況及び課題認識>

区では、「荒川区障がい者総合プラン」に基づき、障がい者が尊厳と生きがいを持ちながら自立した生活を営み、いわゆる「親なき後」においても安心して暮らすことのできる地域社会を目指し、障がい者施策を推進しています。

#### (障がいを理由とする差別の禁止・合理的配慮)

令和5(2023)年度の荒川区政世論調査では、身の周りで人権侵害を見聞きした経験のある人のうち3割弱の人が、その内容が「障がいを理由とした偏見・差別」であったと回答しており、障がい当事者からも差別があるとの声が聞かれます。このような現状に対し、区では障がい者差別の解消に向け、障がい者及びその家族等を対象とした相談窓口・コールセンターの設置のほか、障がいのある人もない人もともに楽しむことのできる啓発事業、「荒川区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」の策定、職員及び教員を対象とした研修の実施など、各方面に向けた事業を複合的に推進しています。

#### (障がい者の社会参加・交流)

区では、知的障がいのある方がクラブ活動や行事等を通して多面的に余暇を楽しむ「さくら教室」を開催しているほか、アクロスあらかわでのイベント開催・貸室などを通じて、障がい者団体等の活動を支援し、社会参加や交流を促進しています。

#### (障がい者の就労)

雇用促進においては、障がい者就労支援センター(じょぶ・あらかわ)による当事者支援をはじめ、障がい者が働きやすい職場環境整備のための中小企業への一部補助等

を行っています。雇用主としての取組では、精神障がい・発達障がいのある職員が働きやすい環境を整備するため、係長級等を対象とした研修を実施しています。

#### (障がい者虐待の防止・横断的な支援)

障がい者の虐待相談・通報に対し、区では速やかに調査・指導・保護(措置)を行っています。

障がい者虐待の防止については、障がい者虐待防止センターを設置し、時間外や休日でもコールセンターを通じて速やかに対応できる体制を確保しています。また、各種研修の実施等、障がい福祉事業者に対する支援、家族の介護負担軽減のための支援や、成年後見制度の周知・案内を行っています。

#### (発達に課題のある児童や障がい児への支援等)

発達に課題のある児童や障がい児、その保護者に対しては、児童発達支援センター(たんぽぽセンター)において、発達段階に応じた療育や相談支援を実施しているほか、小・中学校においては、特別支援教育で児童生徒に寄り添った支援を行うとともに、複籍制度等により該当学年の児童生徒との交流・相互理解を図っています。

また、障害者基幹相談支援センターに医療的ケア児等地域コーディネーターを配置し、医療的ケアが必要な児童とその家族、関係機関をつなぐサポートを行うほか、保育所・区立幼稚園や小・中学校等での受入れ体制を整え、医療的ケア児が地域で生活できるよう、環境整備を図ってきました。

令和6年には、旧優生保護法の違憲判決により、障がいのある人を排除しようとする優生思想はあってはならないとの司法判断が示されているように、このような誤った考え方方が再び生じることのないよう、区においても障がい者に対する偏見や差別をなくすための一層の取組を行っていく必要があります。

#### <取組の方向性>

##### **◆障がいを理由とする偏見・差別の解消、バリアフリーの推進**

障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いを尊重し、安心して社会生活を送ることができるように、学校での人権教育、職員や支援者に対する研修、障がい理解の促進に向けた区民への啓発を行います。併せて、障がい特性に配慮した情報取得・意思疎通や施設におけるバリアフリーの環境整備等を行い、ソフト・ハードの両面から取組を進めます。

住まいについては、グループホームなどの住居の整備のほか、荒川区居住支援協議会を設置し、関係所管及び関係機関が連携して、民間住宅への入居支援策の検討等を行ってきます。

##### **◆障がい者の社会参加・交流の促進**

「さくら教室」やアクロスあらかわの運営等により、引き続き障がい者団体等の活動を支援し、障がい者の社会参加や、障がいの有無に関わらない相互交流を促進します。

### **◆障がい者の雇用促進・働きやすい職場環境の整備、社会参加の促進**

障がい当事者に対する就労支援や、中小企業に対する職場環境整備の補助の取組と併せ、雇用主として障がいのある職員が働きやすい職場づくりに取り組みます。

### **◆障がい者虐待の防止・権利擁護、当事者を支える事業者や家族への支援**

虐待通報受理時に速やかに対応できる体制を確保していくほか、当事者を支える事業者や家族への支援による虐待予防、相談窓口の周知、成年後見制度の利用促進等に取り組んでいきます。

### **◆発達に課題のある児童や障がい児及び保護者への支援**

地域における療育支援の拠点である児童発達支援センター(たんぽぽセンター)を中心とした専門職等による療育・相談支援の実施や、荒川区医療的ケア児等支援協議会における支援の検討等、発達に課題のある児童や障がい児が、必要な支援を受けながら地域とともに成長していくために必要な取組を進めています。また、幼稚園や保育園、小・中学校等において、関係機関同士の連携を密に行い、医療的ケア児への支援体制の充実を図ります。

学校教育においては、子どもの個々の特性や教育ニーズを把握し、子どもの能力や個性を伸ばし、互いを認め合う教育を行っていきます。

## **5 部落差別（同和問題）**

### **<社会動向>**

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、様々なかたちで現れている我が国固有の重大な人権問題です。

国は同和問題の解決を図るため、特別措置法に基づいた地域改善対策を実施し、同和地区の生活環境は整備・改善され、住民の生活水準も向上しました。

しかし現在もなお、同和地区（被差別部落）の出身という理由で様々な差別を受け、基本的人権を侵害されている人々がいます。

近年では、情報化の進展により、インターネット上において、被差別部落出身者を差別する書き込みや、差別的な意図をもって特定地域を被差別部落であると指摘するなどの深刻な差別事件が発生しています。こうした情報は、不正確なものであっても急速に拡散され、部落差別に対する無知・無理解と相まって、旧来からの結婚差別や土地差別、身元調査及びこれらに係る戸籍の不正取得等の行為を誘発するものとなり、差別の助長につながりかねない重大な問題となっています。

こうした状況から、平成28(2016)年12月に、部落差別解消に向けた国及び地方公共団体の責務を明らかにした「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。第1条には、現在も部落差別が存在すること、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じていることが明示され、部落差別は許

されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることが示されています。

令和6(2024)年度の人権に関する都民の意識調査では、同和問題を知らない人が全体の3割を占めており、誤った情報に流されないよう、正しい知識を伝えていく必要があります。

一方で、同和問題を口実に不当な要求をする「えせ同和行為」は、誤った認識を植え付け、解決の妨げになっています。

また、同和問題に関連して、皮革産業や食肉加工、清掃事業の従事者に対する差別事案の発生なども見られます。

#### <区の取組状況及び課題認識>

##### (区民への啓発・職員研修)

区では、部落差別の解消に向けて、当事者団体と連携・協力し、区民への啓発事業や人権教育、職員研修等、正しい知識の普及と理解促進に向けた取組を行っています。

##### (差別事案への対応)

被差別部落やその出身者等に対するインターネット上の悪質な差別的書き込みや落書き等の事案は、依然として存在しています。また、調査会社からの依頼を受けた者が、職務上の権限を悪用して、戸籍謄本を不正に取得する事件も起きています。区では、差別的な落書きやインターネット上の書き込みが発見された際には、国や都と連携し、被覆・消去や削除要請の実施等、迅速な対応を行っています。

##### (学校における取組)

学校教育では、部落差別をはじめとするあらゆる偏見や差別をなくし、お互いの人権を認め合う人権教育を推進しています。また、教員の人権意識を高めるため、教職員に対する人権同和教育研修や研究発表を定期的に実施しています。

継続的に同和問題に関する正しい知識の啓発・教育に取り組むとともに、差別事案に対しては毅然とした対応を行っていく必要があります。

#### <取組の方向性>

##### ◆職員及び区民に対する啓発活動の推進

同和問題を知らない人が増えている中で、「部落差別解消推進法」に基づき、部落差別についての正しい知識・理解を深め、差別や偏見をなくしていくため、引き続き、職員研修はもとより、広く区民に向けた啓発活動に取り組んでいきます。

##### ◆差別事案への迅速・適切な対応

部落差別事案には、ポスター等の掲示物や落書き、インターネット等、様々な形態がありますが、いずれについても国・都及び関係機関等と連携・協力し、迅速かつ適切な

対応を図ります。とりわけ、インターネット上の差別事案については、法務局への削除要請を定期的に実施するなど、必要な対応を行っていきます。また、都が設置している専門相談窓口の周知・案内を行います。

### **◆学校教育における人権研修・教育の推進**

学校教育においては、人権感覚を育むことのできる学習内容の選定や指導方法の研究に努め、同和問題をはじめとするあらゆる偏見や差別をなくし、互いを認め合う人権教育を推進します。また、教職員に対する人権教育研修を継続的に実施していきます。

## 6 アイヌの人々

### <社会動向>

アイヌの人々は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、固有の言語や伝統的な生活様式、口承文学(ユカラ)など、独自の豊かな文化を育んできました。しかし、近世以降の同化政策等により、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難く、生活の基盤や独自の文化を失ったアイヌの人々は、いわれのない差別の中で貧困に苦しんできました。

平成19(2007)年に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連総会で採択されたことを受け、平成20(2008)年に国会において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択され、平成31(2019)年4月には、日本の法律としてアイヌの人々を初めて先住民族と明記した、生活格差を解消するための「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立しました。

しかしながら、アイヌの人々に対する理解不足から、今もなお偏見や差別が残っているため、正しい知識の普及啓発が大切です。

### <区の取組状況及び課題認識>

#### (アイヌの伝統文化に対する理解促進)

区では、アイヌの人々の固有の文化や伝統についての理解を広げるため、パネル展や区報等において啓発活動を行っています。

一人一人がアイヌの歴史や伝統、文化などについて正しく理解することにより、差別や偏見をなしていくことが必要です。

### <取組の方向性>

### **◆区民及び職員等への啓発の実施**

アイヌの人々の歴史や伝統文化についての理解を深め、地域との連携を図りつつ、差別や偏見をなくしていくため、パネル展やパンフレット等により、今後も区民及び職員等への啓発を続けていきます。

## 7 外国人

### <社会動向>

国際化の進展や外国人労働者の増加等により、日本に在留する外国人は増加傾向にあり、社会において身近な存在となっています。外国人が地域社会の構成員として、国籍等にかかわらず日本人とともに安心して暮らすことのできる多文化共生の地域社会づくりが求められています。

しかし、言語、文化、宗教、生活習慣等の違いや無理解から、住まいが借りられない、就労に関して不合理な扱いを受けるなど、生活する上で様々な課題が生じています。

また、ヘイトスピーチと言われる特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする不当な差別的言動も問題となっています。ヘイトスピーチに関しては、国連の人種差別撤廃委員会から日本政府に対し、「人種差別撤廃条約」に基づき対処の勧告があり、平成28(2016)年には、「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、日本以外の国や地域の出身者への不当な差別的言動を解消するための基本理念や基本施策が示されました。

東京都は「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」において、ヘイトスピーチ解消に向けた取組を推進するため、公の施設の利用制限、拡散防止措置、事案等の公表、第三者機関(審査会)の設置等を明記しています。

### <区の取組状況及び課題認識>

#### (相互理解の促進、交流・支援活動)

区内には、かねてから在日韓国・朝鮮人の方々が多く居住していますが、近年、アジア圏を中心におる在留外国人数が増加し、令和7(2025)年1月現在の在留外国人数は23,539人となっており、平成13(2001)年1月時点の1.7倍以上、約10人に一人の割合となっています。

在留外国人数が増加する中で、生活習慣の違い等により、外国人と地域住民とのトラブルが発生しています。また、言葉の壁により行政の情報が正確に伝わらないなどにより、困っていても必要な支援につながらないケースや災害時に不安を抱えるケースもあります。

区では、荒川区国際交流協会を通じて、日本語教室等の支援事業や日本語サロン等の交流事業のほか、海外友好交流都市であるオーストリア共和国ウィーン市ドナウシュタット区との高校生相互派遣事業など、多文化共生を目指して、様々な草の根の交流活動を行っています。

また、区内には認定NPO法人多文化共生センター東京の事務局と「たぶんかフリースクール荒川校」があり、日本語の習得が必要な生徒に対し、高校に入学するための「日本語」や「教科(数学・英語)」の学習、高校進学の相談も行っています。

#### (多言語対応)

区役所の窓口では、外国語でも意思疎通を円滑に行えるよう、タブレット端末を活用した外国語通訳クラウドサービスを導入しているほか、保育園や学校においても携帯型の通訳機を配備し、外国語を母語とする子どもや保護者との意思疎通が円滑に行える

よう配慮するなど、外国人の方が様々な困りごとについて相談できる体制を整備しています。また、区報やわたしの便利帳の外国語配信、区ホームページの外国語への自動翻訳・「やさしい日本語」への変換機能の搭載等、外国語を母語とする区民が住みやすいまちづくりを推進しています。

#### (ヘイトスピーチ等の差別的言動への対応)

区では、パネル展や区報特集号を通じ、外国人に対する偏見やヘイトスピーチの解消に向けた啓発活動等に取り組んでいます。

近年、区における外国人人口は増加しており、国籍や人種による差別をすることなく、互いを尊重し、地域社会でともに暮らしていくための取組が必要とされています。

#### <取組の方向性>

##### **◆外国人との交流促進による相互理解の推進**

荒川区国際交流協会等と連携し、文化・習慣に対する相互理解を深めるため、語学講座や多文化理解講座を実施するほか、オンライン等を活用した海外友好都市との交流等、新しい時代に合わせた方法も取り入れながら、外国人区民と日本人区民との交流を広げます。また、教育の場においても、子どもたちに互いの文化を尊重しあうことの大切さを伝えています。

これらの取組を推進することにより、多様な文化や民族の違いを理解して認め合い、誰もが個性と能力を発揮できる暮らしやすい多文化共生社会の実現を目指します。

##### **◆窓口等における多言語対応の充実・相談対応**

引き続き、行政サービスの多言語対応や「わかりやすい日本語」の活用を推進し、地域における生活情報を提供していくとともに、地域における生活ルール等の啓発を実施します。また、様々な困りごとへの相談対応を行います。

##### **◆ヘイトスピーチ等の人権侵害防止の啓発**

特定の民族や国籍の人々をおとしめたり、差別や暴力行為をあおったりする言動、いわゆるヘイトスピーチがなくなるよう、国、都等と連携し、意識啓発に努めます。また、人権研修等を通じ、職員等に対する啓発や研修を継続的に実施します。

## 8 感染症（HIV感染者・ハンセン病元患者・新興感染症等）

#### <社会動向>

HIV感染・エイズ、ハンセン病、新興感染症等については、周囲の知識や理解不足から、患者や感染者、さらにはその家族が偏見の目で見られたり、差別されたりすることがあります。

これらの人権侵害をなくすため、疾病に対する正しい知識と理解を深めることや、プライバシーに配慮することが求められています。

### (HIV 感染・エイズ、新興感染症等)

エイズは、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)に感染し、免疫が低下することにより発症する病気で、都内の HIV 感染者数・エイズ患者数は増加しています。まだ完治させる方法は見つかっていませんが、医学の進歩により、適切な治療をすることでエイズの発症が抑えられ、感染前とほぼ同様の生活が可能となっています。

HIV は日常生活で感染することはありませんが、誤った知識や無理解から、就職をはじめ、日常生活で差別や偏見が見られます。

近年では、令和 2(2020)年頃からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、SNS 等における感染者や医療従事者等に対する誹謗中傷が問題となりました。また、ワクチン未接種者に対する差別や偏見も見られました。

### (ハンセン病)

ハンセン病は、らい菌によって起こる皮膚と末梢神経の病気ですが、感染力は非常に弱く、現在は外来治療だけで確実に治癒します。かつて不治の病あるいは遺伝病と考えられ、昭和 6(1931)年以降、患者は法律により療養所へ強制隔離され、家族も厳しい差別や偏見にさらされました。

平成 8(1996)年、ハンセン病患者を隔離することを認めた「らい予防法」が廃止され、平成 21(2009)年に施行された「ハンセン病問題基本法」の下で患者や回復者の名誉回復の取組が行われていますが、その後も療養所入所者に対するホテル宿泊拒否事件が起こるなど、ハンセン病元患者やその家族に対する差別や偏見が残っています。

## <区の取組状況及び課題認識>

### (早期発見・相談)

区では、無料かつ匿名で受けられる HIV 検査・クラミジア抗体検査・梅毒検査や、健康に関する様々な相談(保健師等による健康相談等)を実施しています。

### (教育・啓発の推進)

教育委員会と保健所が連携し、区立中学校で「エイズ・性感染症予防教育講演会」を開催しているほか、世界エイズデーに合わせ、区ホームページ・SNS での普及啓発活動を行っています。このほか、人権週間パネル展や区報人権特集号等においても、HIV 感染者やハンセン病患者・元患者等に対する偏見や差別をなくすための啓発活動を行っています。

令和 5(2023)年度の荒川区政世論調査において、感染症に関連する偏見・差別に关心があり、解消に向けて取り組むべきと考える人の割合は、コロナ禍前に比べて増加しており、引き続き取組を進めていく必要があります。

### <取組の方向性>

#### ◆HIV等の検査機会の提供による早期発見・相談への橋渡し

無料かつ匿名で受けられるHIV検査・クラミジア抗体検査・梅毒検査を継続的に実施し、感染の早期発見・早期治療により従前と変わらない日常生活を送れるようにするとともに、不安や悩みを打ち明けられる相談窓口の周知につなげます。

#### ◆感染症に対する正しい理解を広げるための教育・啓発の推進

感染症罹患者や回復者、その家族に対する差別や偏見をなくすため、引き続き、区民及び職員等に対し、HIV・ハンセン病・新興感染症等に対する正しい理解を広げるための教育・啓発を行っていきます。

## 9 刑を終えて出所した人やその家族

### <社会動向>

刑を終えて出所した人に対しての偏見から、住居確保や就職が困難であったり、悪意のある噂が流されたりするなどの問題が起きており、社会復帰の障害となっています。中には医療機関に入院の受入れを拒否されるケースもあります。社会に復帰する努力を重ねても、経験に係る風評等により、本人の更生意欲がそがれたり、更生そのものが阻害されたりする場合も少なくありません。また、家族に対する差別や偏見もあります。

国においては、平成19(2007)年に「更生保護法」が制定され、法務省保護局等の公的組織による対応に加え、保護司や更生保護法人等の民間組織により、保護観察、更生緊急保護、生活環境の調整及び犯罪予防活動などの更生保護の取組が行われています。

また、平成28(2016)年には「再犯防止推進法」を制定し、国民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、再犯防止等に関する施策を推進しています。

令和7(2025)年6月には、刑法の改正により、受刑者を作業に従事させることを前提としたこれまでの懲役刑に代わり、新たに拘禁刑を導入し、個々の受刑者の特性に応じて作業と指導・教育を柔軟に組み合わせた処遇を実施する等、受刑者の更生と再犯防止に重点を置いた更生指導を行っていくことが示されています。

### <区の取組状況及び課題認識>

(活動団体の支援等)

区では、刑を終えて出所した人たちの居場所の確保や就労支援、その家族への偏見を見逃さない取組を進めるため、保護司の活動支援、更生保護サポートセンターの運営支援等のサポートを行っています。また、荒川区保護司会と連携し、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わ

せ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする「社会を明るくする運動」を実施しています。

#### (区としての取組)

区と保護司会との連携を図るため、区職員から保護司候補者を推薦したほか、令和4(2022)年3月には「荒川区における再犯防止に関する取組方針」を策定し、就労・住居の確保支援、保健医療・福祉サービスの利用促進、学校・家庭・地域と連携した非行の防止、民間協力者との連携・活動に対する支援の充実及び安全・安心なまちづくりに向けた取組の推進を重点課題として様々な取組を行っています。また、区報特集号やパネル展等において、刑を終えて出所した人や家族の方が相談できる窓口の周知、出所者本人・家族に対する差別や偏見をなくすための啓発を実施しています。

刑を終えて出所した人の自立・再犯防止に向けた支援とともに、地域社会の理解促進に取り組んでいくことが必要とされています。

#### <取組の方向性>

##### ◆更生保護活動に対する支援の実施

保護司の活動支援を通じ、出所者の就労等に資するとともに、区内の更生保護施設との連携を一層強化し、区の各所管で更生保護活動への支援を行います。

##### ◆当事者及び家族が相談できる窓口の周知

本人のみならず、家族の方も対象として、相談窓口の周知を図っていきます。

##### ◆区民・職員等への人権啓発・教育の推進

「社会を明るくする運動」や保護司会の活動の紹介等を通じて、区民や職員等への人権啓発及び教育を推進します。

## 10 犯罪被害者やその家族

#### <社会動向>

犯罪被害者やその家族は、被害者的心身の被害だけでなく、メディアの過剰取材や周囲の人々からの心ない噂、中傷・偏見による精神的苦痛、生計者を失うことにより家族の収入が途絶えるといった財産的被害等の二次的被害に遭うことがあります。

特に、性犯罪・性暴力の被害は、心身への大きなダメージや人に知られたくないという心理から、誰にも相談できず、適切な支援につながりづらい傾向があります。犯罪被害に遭われた方やその家族が、被害後に直面する負担や困難を軽減し、二次的被害を防止する取組や支援の推進が求められています。

国は、平成17(2005)年に「犯罪被害者等基本法」を施行するとともに、「犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者等の権利・利益の保護や支援に取り組んでいます。

また、東京都では、令和2(2020)年に施行した「東京都犯罪被害者等支援条例」等に基づき、相談窓口の設置や見舞金の給付、転居費用の助成等の支援策を実施し、区市町村や関係機関との連携強化を図っています。

#### <区の取組状況及び課題認識>

(関係機関及び庁内各部署との連携)

区では、犯罪被害者とその家族がスムーズに必要な支援につながることができるよう、東京都や庁内関係各課との連携を図る体制を整備しています。

(犯罪被害者やその家族が置かれた状況への理解促進)

パネル展や区報特集号における啓発活動、犯罪被害当事者講師による講演会の開催等により、犯罪被害者やその家族が置かれた状況の理解促進に取り組んでいます。

区においては、職員が電話や窓口等で犯罪被害者やその家族であることを認識した際、その心情に寄り添った対応を行えるよう、職員研修や庁内の連携を推進するとともに、区民が犯罪被害者やその家族の置かれた状況や心情について理解を深められるよう、啓発を行っていくことが求められています。

#### <取組の方向性>

##### **◆適切な支援のための関係機関との連携強化**

犯罪被害者等総合的対応窓口の周知を図るとともに、当事者や家族を適切な支援につなぐことができるよう、関係各課や関係機関との連携強化を図ります。また、庁内でワンストップサービスの体制構築に向けた取組を行っていきます。

##### **◆犯罪被害者やその家族への理解を深めるための啓発**

犯罪被害者やその家族の置かれた状況や心情を理解し、支援の必要性や配慮すべきことについて理解促進を図るため、引き続き、犯罪被害当事者を講師とする職員研修や、区民への啓発活動を実施します。

## 11 インターネット上の人権問題

#### <社会動向>

近年のスマートフォンやタブレット端末等の普及により、いつでもどこでもインターネットに接続できるようになりました。しかし、その匿名性、情報発信の容易さから、インターネットを利用して他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、偏見・差別を助長する情報を発信したりといった悪質な事案が増えています。

インターネット上で掲示板等に書き込みが行われると、その内容がコピー・転載され、急速に世界中に広まり、かつ、長期間にわたって公開されるなど、回復しがたい重大な人権侵害につながります。

さらに、子どもたちの間にもスマートフォンやSNSが普及し、インターネットを通じた誘い出しにより性的被害や暴力行為に遭うなど、子どもたちが犯罪の被害者となるケースが発生しているほか、SNS上におけるいじめなど、犯罪の加害者になるケースも生じています。

令和4(2022)年10月に改正された「プロバイダ責任制限法」で、プロバイダや掲示板サイト管理者等に対する発信者情報の開示請求が、裁判所を通じた1回の開示請求手続きで済むようになったことにより、全国の地方裁判所への申立件数が大幅に増加しました。

「プロバイダ責任制限法」を一部改正し、令和6(2024)年5月に公布された「情報流通プラットフォーム対処法」では、大規模プラットフォーム事業者(SNS運営事業者等)に対し、削除申出に対する対応の迅速化、削除基準の策定・公表等の運用状況の透明化に係る措置が義務付けられ、令和7(2025)年4月に施行されました。

インターネット上の人権侵害は、各人権課題のいずれにも密接かつ横断的に関連する問題であり、その解消は各人権課題を解消する上でも不可欠となっています。

### <区の取組状況及び課題認識>

#### (区民への啓発・相談窓口の周知)

区では、区民がインターネットによる人権侵害に巻き込まれることを防ぐため、パネル展や区報人権特集号等において啓発活動を行うとともに、被害を受けた場合の相談窓口を周知しています。

#### (学校・職場における研修・教育の推進)

教職員や保護者向け情報モラル研修の実施及び児童・生徒への情報モラル教育の推進など、児童・生徒の健全育成やネットトラブル等の未然防止の取組を実施しています。区職員に対しても啓発・研修を行っています。

#### (区に係る差別的な書き込み等への対応)

インターネット上には区や区内の地域に関する差別的な書き込み等も存在しており、社会的問題となっています。このような人権侵害のおそれのある事案を確認した場合には、関係機関とも連携し、法務局への削除要請等を行っています。

デジタル化が一層進んでいく中、地域社会においてもインターネット上の人権侵害は許されないことを強く訴えていくとともに、ネットリテラシーや情報モラル等の啓発を推進していくことが求められています。

### <取組の方向性>

#### ◆ネットリテラシーの啓発・相談窓口の周知

インターネットの利用に当たり、利便性を享受するだけでなく、他者の人権にも配慮するよう心がけること、適切な情報セキュリティ対策をとることなど、ネットリテラシーに関する啓発を行います。また、被害を受けた場合に相談できる窓口の周知に努めます。

### **◆情報モラル教育の推進**

児童・生徒が情報社会において正しい判断や考えをもって行動できる能力を育むため、年齢に応じた情報モラル教育の推進を図ります。

### **◆職員等に対する啓発・研修の実施**

職員に対し、引き続き、ネットリテラシーや情報モラル等に関する啓発や研修を行い、意識向上に努めます。

### **◆人権侵害事案への迅速な対応**

荒川区に関する差別的な書き込み等について、定期的にチェックを行うとともに、人権侵害にあたる可能性のある投稿に対しては、法務局への削除要請等を行います。

## **12 北朝鮮による拉致問題**

### **<社会動向>**

1970 年代から 1980 年代にかけて多くの日本人が北朝鮮当局によって拉致されました。平成 14(2002)年の日朝首脳会談で、北朝鮮は、長年否定していた日本人の拉致を認めて謝罪し、5 名の拉致被害者の帰国が実現しましたが、残る被害者は現在も拉致されたままです。このほかにも、拉致の可能性を排除できない特定失踪者が多く存在します。

拉致問題は、我が国の主権に対する侵害であるとともに、重大な人権侵害です。

国は、平成 18(2014)年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定しました。この法律では、拉致問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるなど、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年 12 月 10 日から 16 日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。啓発週間には、政府主催国際シンポジウムをはじめとする様々なイベントの開催や、各種メディアによる周知・広報等、様々な活動を行っています。

### **<区の取組状況及び課題認識>**

#### **(拉致問題に対する意識啓発)**

特定失踪者の中には当時荒川区に在住していた人もおり、区では、拉致問題に対する区民の関心や理解を促進するため、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」において、パネル展や区報特集号による啓発活動を行っています。また、職員研修の中でも、拉致問題について取り上げています。

拉致被害者の帰還を待ち望む家族が高齢化する中、区においても、拉致問題を風化させることなく、区民の意識を高めていく必要があります。

## <取組の方向性>

### ◆拉致問題への関心を高め、理解を促進するための啓発の実施

拉致問題の解決には、政府の取組を後押しする世論の高まりが必要であることから、今後も国や都等と連携しながら、区民の関心を高め、理解を促進するための啓発活動に取り組みます。

## 13 ホームレス

### <社会動向>

路上生活者(ホームレス)は、全国的に減少傾向にあるものの、高齢化や路上生活期間の長期化が進んでおり、心身の健康に不調を来すなど、厳しい生活を送っています。また、差別や偏見に基づく暴力や嫌がらせ等の人権侵害が発生しています。

最近では、路上生活ではなく、終夜営業の施設等を転々として暮らし、住まいをもたない人々が増えているという新たな問題も認識されています。

国は、平成 14(2002)年に制定した「ホームレス自立支援法」に基づき、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定し、ホームレスの自立支援施策を推進しており、近年のホームレスの動向やそれを取り巻く環境の変化等を踏まえ、令和 5(2023)年 7 月に新たな基本方針を策定しました。

東京都は、令和 6(2024)年 3 月に「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画(第 5 次)」を策定し、23 区や関係機関と連携してホームレス問題の解決に向けた取組を行っています。

### <区の取組状況及び課題認識>

#### (当事者に対する支援)

東京都と 23 区は共同で、路上生活者の就労による自立と社会生活への復帰に向けて、巡回相談事業・緊急一時保護事業・自立支援事業・地域生活継続支援事業等を実施しています。このほか、山谷地域においては、ホームレスの方々に年末年始の宿所や入院先を確保する等の越年越冬対策事業も実施しています。

#### (ホームレスに対する偏見や差別をなくすための啓発)

ホームレスの方々への理解の促進と人権擁護のため、パネル展や区報特集号による啓発活動を行っています。

ホームレスへの継続的な支援とともに、ホームレスの人々の置かれた状況を理解し、差別や暴力等の人権侵害が発生することのないよう、啓発を続けていくことが必要です。

## <取組の方向性>

### ◆路上生活者対策事業の継続的な実施

東京都と23区で、引き続き、巡回相談事業をはじめ自立支援センターでの一時保護事業や自立支援事業、山谷地域における越年越冬対策事業等を実施し、路上生活者の自立や社会生活への復帰を支援していきます。

### ◆ホームレスへの偏見や差別解消に向けた啓発

ホームレスに対する理解は十分とは言えず、偏見から差別が生じています。相談窓口の周知とともに、ホームレスの置かれている状況や自立支援の必要性について理解を広げるための啓発を行っていきます。

## 14 性的マイノリティ

### <社会動向>

性は、出生時に判定された性別だけではなく、自分自身の性別を自分でどのように認識しているか(性自認)、また、恋愛対象や性的関心が主にどのような方向に向かうのか(性的指向)等、様々な要素から構成されます。

性的マイノリティに対する社会の理解は少しづつ広がりつつありますが、まだ十分とは言えず、同性愛や両性愛といった性的指向に関する偏見や、からだの性とこころの性が一致しない等、性自認に関する偏見から、家庭や学校、職場等で嫌がらせやいじめを受けたり、不当な扱いを受けたりする状況があります。

このような現状を踏まえ、国は、性的指向及び性自認の多様性に寛容な社会の実現に向け、性的指向や性自認に対する国民の理解を増進するため、令和5(2023)年6月に「LGBT 理解増進法」を公布・施行しました。同法の基本理念には、「国民の理解の増進に関する施策は、性的指向及びジェンダー・アイデンティティ(性自認)を理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に行われなければならない」と記されています。

東京都は、国に先立ち「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」において、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いの禁止を明記し、性自認及び性的指向に関して、基本的な考え方、これまで取り組んできた施策、今後の方向性等を明らかにするため、令和元(2019)年に「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定しています(令和5(2023)年3月改定)。令和4(2022)年11月には「東京都パートナーシップ宣誓制度」が導入されました。

### <区の取組状況及び課題認識>

区では、荒川区男女共同参画社会推進計画(第5次)において、「多様な生き方を認めあう意識を高める」を基本目標に、関係部署と連携し、以下のような取組を行っています。

### (当事者支援)

令和4(2022)年4月に荒川区同性パートナーシップ制度を導入し、更に、相談事業や当事者の居場所づくり等を行っています。相談事業に当たっては、悩んでいる人が相談しやすい環境づくりに努めています。

また、区役所での手続に使用する各種申請書等の様式について、法令で定められているもの等を除き、不要な性別欄は設けないよう配慮しています。

### (区民・事業者・職員等の理解増進に向けた啓発)

区民や事業者、職員等に向け、性的マイノリティに関する正しい理解や意識の醸成を図るための啓発や、学習機会の提供を行っています。事業者に対しては、中小企業において性的マイノリティが働きやすい職場環境を整備する経費の一部補助を行っています。職員に向けては、性自認及び性的指向に関する職員対応ガイドラインを作成し、研修を実施しています。

### (学校における取組)

学校においては、男女混合名簿の使用や、性別にかかわらず制服を選択できる標準服選択制の採用、教職員への研修会やガイドライン研修の実施等の取組を進めています。

今後も、当事者支援及び地域社会における理解増進に継続して取り組んでいく必要があります。

### <取組の方向性>

#### **◆関係機関との連携による相談窓口の周知・当事者に寄り添った支援**

性的マイノリティの方が抱える悩みや困難に対応した相談窓口を継続的に設置し、他の相談機関とも連携して窓口の周知・相談対応に努めるとともに、「レインボーサロン」(性的マイノリティやそのご家族の方が、多様な性の悩みや疑問を話せる集いの場)の開催等、当事者に寄り添った支援に取り組んでいきます。

#### **◆区民や事業者・職員に向けた正しい情報の提供・理解増進のための啓発**

引き続き、性的マイノリティに関する正しい情報の提供や理解促進に努め、区民や事業者に向けた情報誌等の発行、講座やパネル展の実施をはじめとする理解促進事業、中小企業への職場環境整備補助等を行っていきます。職員に向けた研修も継続して実施します。

#### **◆教員等に対する研修の実施、子どもたちへの正しい知識の普及**

教員等に対しては研修等により理解増進を図り、教育の場においても、子どもたちが正しい知識を得て自己や他者に接することのできるよう、教育活動を進めていきます。

## 15 人身取引（トラフィッキング）

### <社会動向>

人身取引（トラフィッキング）とは、国際的な犯罪組織等が、暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの手段を用いて、女性や子どもといった弱い立場にある人々を別の国や場所に移動させ、売春や強制的な労働をさせて搾取することをいいます。

人身取引は、被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす重大な人権侵害であり、国境を越えて行われる犯罪であることから国際社会の関心も高くなっています。

国は、平成16(2014)年に「人身取引対策行動計画」を策定し、実態把握の徹底、入国管理の徹底等を通じた人身取引の防止、人身取引被害者の認知の推進、取締りの徹底等による人身取引の撲滅、人身取引被害者の保護・支援、国際的取組への参画や広報啓発など、関係省庁と協力して取組を進めてきました。令和4(2022)年には「人身取引対策行動計画2022」を策定し、政府一体となった総合的かつ包括的な人身取引対策を推進しています。

### <区の取組状況及び課題認識>

#### (区民に向けた啓発)

区では、人身取引問題への関心や理解促進を図るため、パネル展や区報特集号により、啓発を行っています。

人身取引は非人道的な犯罪であることについて、区においても引き続き啓発を行っていく必要があります。

### <取組の方向性>

#### **◆人身取引の撲滅・防止に向けた理解促進のための啓発**

人身取引の撲滅や防止のためには、一人一人が人身取引について関心を持ち、社会全体の問題として受け止め、対応することが大切であることから、区民の理解や関心を高めていくための啓発活動に取り組みます。

## 16 災害に伴う人権問題

### <社会動向>

東日本大震災や熊本地震、平成30(2018)年7月豪雨、能登半島地震等の災害においては、多くの人々が避難生活を余儀なくされました。

避難所等では、女性や子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等への十分な配慮が行き届かないことにより、プライバシーが確保されず、対象者のニーズにあった物資や支援が提供されないケースが多く見られ、長期にわたる避難生活によるストレス等から、嫌がらせやいじめ、DV等の人権侵害も発生しやすい状況があります。

福島第一原子力発電所の事故により避難された人々に対しても、偏見や根拠のない思い込み、風評に基づく人権侵害が生じています。

災害は多くの人命を危険にさらし、被災者の生活や働く場所を奪い、被災者は大きな被害を受け、その不安やストレスは計り知れません。こうした被災者の状況を理解し、人権に配慮しながら、支援していくことが大切です。

近年、国において「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインに関する内閣府通知」、「女性の視点に立った防災・復興の取組促進について（内閣府通知）」の発出や、「防災基本計画への災害ケースマネジメントに関する記載」及び「災害ケースマネジメント実施の手引き」の発行がなされています。

#### ＜区の取組状況及び課題認識＞

区では、偏見や根拠のない思い込み、風評に基づく災害時の人権侵害を防ぐため、パネル展や区報人権週間特集号等において啓発を行っており、被災地との交流事業等も実施しています。

また、「荒川区地域防災計画」に基づき、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方を含めた多様な性の視点に配慮した防災対策を推進しています。

発災時に避難の支援が必要と思われる高齢者や障がい者等の避難行動要支援者については、警察署・消防署や町会等の避難支援等関係団体との連携による支援体制の整備を図っています。また、一般の避難所での生活が困難な妊産婦・乳児・高齢者・障がい者を対象とした二次避難所、重度の高齢者・障がい者を対象とした福祉避難所を設置しています。外国人に対しては、外国語対応の生活ガイドブックの作成及び配布等、防災意職の啓発を推進しています。また、外国語の表記の街区表示板、避難標識の設置も進めています。

災害に伴う風評被害や、配慮を必要とする人々に対する人権侵害の防止、防災分野における女性参画の推進等に引き続き取り組んでいく必要があります。

#### ＜取組の方向性＞

##### ◆災害の発生に伴う人権侵害を防ぐための啓発の実施

偏見や根拠のない思い込み、風評による特定の人々や被災者を傷つける言動を防ぐため、引き続き、パネル展や区報、イベント等を通じて区民への啓発に取り組みます。

##### ◆避難所におけるプライバシーの確保・要配慮者への配慮

災害時の避難所運営に当たっては、プライバシー（更衣、授乳、トイレ、就寝スペース等）の確保や、配慮を必要とする多様な人々の人権に配慮するとともに、周囲への啓発に努めます。また、悩みや相談の対応窓口を明示する等、配慮を必要とする当事者が困りごとを伝えられるよう留意し、運営の改善につなげていきます。

### **◆防災対策への女性参画の推進、多様な性への配慮**

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方をはじめ、多様な性のあり方に配慮した防災対策の推進・啓発に取り組みます。

### **◆要支援者への支援体制の強化**

関係各課や関係機関、町会等が連携し、災害予防から避難、応急対策等のそれぞれの段階における、高齢者や障がい者等の要支援者への支援体制を強化します。平常時から、地域における要支援者の情報把握や訓練の実施等による要支援者への理解促進に努め、地域の共助力の向上を図ります。

### **◆対象者の特性に配慮した二次避難所・福祉避難所の運営**

一般の避難所での生活が困難な対象者を受け入れる二次避難所・福祉避難所を確保し、対象者の特性に配慮した避難所運営を行います。

## **17 ハラスメント**

### **<社会動向>**

ハラスメントは「嫌がらせ、いじめ」を意味し、職場など様々な場面で、相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与えるといった発言・行動が問題となっています。

ハラスメントは、相手の尊厳や人権を傷つける行為であるとともに、時には心身の健康や命を危険にさらす可能性があり、組織全体の生産性や意欲の低下など組織環境を悪化させるものです。

ハラスメントの種類には、「セクシュアルハラスメント」(不快な性的言動等)、「パワー ハラスメント」(職場等での優位性を利用した嫌がらせ等)、「マタニティハラスメント」(妊娠・出産・育児休業を理由とした不利益な扱いや嫌がらせ等)、「カスタマーハラスマント」(顧客の不当な要求や悪質なクレーム)などがあります。

国は、平成 19(2007)年の「改正男女雇用機会均等法」によりセクシュアルハラスメント防止対策を、平成 29(2017)年の「改正男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法」によりマタニティハラスメントの防止対策を事業主に義務付けました。また、令和 2(2020)年には「改正労働施策総合推進法」(通称:パワーハラスメント法)の施行により、初めて事業主にパワーハラスメント対策が義務付けられるなど、ハラスメント防止対策の強化が図られています。

東京都では、近年、社会的問題となっているカスタマーハラスメントを防止するため、令和 7(2025)年 4 月から「東京都カスタマーハラスメント防止条例」が施行されています。

### **<区の取組状況及び課題認識>**

令和 5(2023)年度の荒川区政世論調査では、人権侵害を受けたことがある又は見聞きしたことあると回答した人(37.7%)に、どのような人権侵害だったかを聞いたところ、「職場等でのハラスメント」と回答した人(45.7%)が最も多い結果でした。

#### (事業主としての区の取組)

区では、「荒川区職員のハラスメントの防止及び対応に関する基本方針」等を策定し、職員を対象としたハラスメント防止研修を行っています。また、庁内に相談対応窓口を設置し、相談体制を整備しています。

#### (区民等に向けたハラスメント防止の啓発)

区民に向けては、パネル展や区報特集号における啓発活動により、ハラスメント防止のための意識啓発を図るなど、ハラスメントのない環境づくりに取り組んでいます。

職員を雇用し、行政サービスを提供する事業主としての取組はもとより、区民や区内事業者に向けた各種ハラスメント防止の啓発、被害を受けた際の相談窓口の案内等を行っていくことが求められています。

#### <取組の方向性>

##### **◆職員研修等の実施によるハラスメントの抑止、対応策の実施**

職員研修等の実施により、職場におけるハラスメントの発生防止に努めるとともに、相談窓口の周知を図ります。

また、カスタマーハラスメントを正しく理解し、正当なクレームと混同することのないよう留意した上で、ハラスメント行為全般への対策を行います。

##### **◆ハラスメントのない社会に向けた理解促進と意識啓発**

ハラスメントのない環境づくりを推進するため、区民に対し、ハラスメントに関する意識啓発を実施するとともに、相談窓口の周知を図ります。

## 18 個人情報の流出・プライバシー侵害

#### <社会動向>

近年の情報通信技術の飛躍的な進展により、多種多様かつ膨大なデータの収集・分析が可能となっており、個人の行動・状態等に関する情報は特に利用価値が高いとされています。これらの個人情報が漏えいし、悪用されると、人権侵害につながるおそれがあります。

また、本人の了解を得ずに公にしていない秘密を暴露されてしまうアウティング行為や、インターネット上の掲示板等に個人情報を無断で公開されるなど、他人のプライバシーを侵害する行為が問題となっています。

国は、「個人情報の保護に関する法律」により、自治体の責務や、個人情報取扱事業者が個人情報を取得・利用するに当たっての義務、個人情報の漏えい等の不適正な取扱いを行った場合の罰則等を定めています。

## <区の取組状況及び課題認識>

(事業主及び行政としての区の取組)

区では、「荒川区個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定し、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定め、情報セキュリティ対策を進めるなど、区が管理する個人情報の適正な取扱いに努めています。また、職員への情報セキュリティや個人情報保護に関する研修を実施しています。

(区民に向けた啓発・相談窓口の周知)

区民に向けては、プライバシーの侵害防止に係る啓発や、相談窓口の周知を行っています。

区民や職員等、多くの個人情報を取り扱う事業主、また、制度を運用する行政として、個人情報の適正な利用・管理を実施することに加え、区民に向けた侵害防止の啓発・相談窓口の周知等を行っていく必要があります。

## <取組の方向性>

### **◆事業主としての安全管理措置の実施**

保有個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の安全管理のために、適切な安全管理措置を講じていきます。

### **◆区民に向けた侵害防止の啓発、侵害を受けた際の相談窓口の周知**

他人の個人情報を漏洩したり、プライバシーを侵害したりすることのないよう、区民への意識啓発を行うとともに、個人情報保護委員会が設置している「個人情報保護法相談ダイヤル」等、侵害を受けた場合の相談窓口の周知を行います。

## 第5章 人権施策の推進のために

### 1 人権施策推進のための具体的な取組

荒川区は、地域の中でともに助け合い、人を思いやる温かさが培われてきたまちであり、区民一人一人が身の周りで人権を侵害されている人の存在や地域における人権課題の存在に気づき、解決に向けた取組を行うためには、更に人権意識の啓発を進めていくことが重要です。

区は、人権に関する啓発、教育・研修、相談、支援等を積極的に行い、区民一人一人が互いの人権を尊重し、個性を認め合うことのできる、人権意識が醸成された寛容で温かな地域づくりに取り組んでいきます。

#### （1）区民意識の把握

人権意識の現状や人権問題の解決に向けた啓発のあり方を探るため、区政世論調査等による区民意識調査や啓発事業におけるアンケート調査等を行い、区民の人権意識の把握や啓発事業の効果検証に努め、各種人権施策に反映させていきます。

#### （2）人権啓発の推進

区では、これまで様々な人権課題を取り上げ、講演会やあらかわ区報及びパネル展の実施等を通して区民に人権について考える機会を提供することにより人権啓発に努めてきました。今後も、人権課題の多様化・複雑化や新たな人権課題等を踏まえ、正しい知識と理解を深めるための啓発活動を推進します。

啓発活動に当たっては、インターネットをはじめとする様々な媒体の活用や、当事者の講師の登用、参加体験型のイベントの実施等、より効果的な方法を調査・研究し、実施していきます。

#### （3）人権教育・研修の充実

区では、区立小・中学校全校に人権教育推進担当教員を配置し、東京都教育委員会の「人権教育プログラム」に基づく人権教育を実施しています。引き続き、児童・生徒一人一人の人権を尊重できるよう、定期的な研修や研究活動等を通じて、教員の理解促進・人権意識の向上を図り、人権教育の充実につなげていきます。

平成27(2015)年には、いじめ対策推進法に基づく「いじめ防止基本方針」を策定し、各学校においても方針を定め、いじめ防止に取り組んでいます。今後も、全ての教育活動を通じて、互いの人格を尊重し合い、偏見や差別、いじめを許さない人権感覚を身に付けた児童・生徒の育成を図ります。

社会教育においては、人権尊重の理念を根底に置き、各種生涯学習事業の推進に取り組むとともに、区民が人権について考えるきっかけづくりを行います。

また、区職員一人一人があらゆる場面において人権に配慮し、職務を遂行できるよう、引き続き、人権感覚を高める研修の実施・研修内容の充実に取り組んでいきます。

#### **(4) 相談・支援の連携**

区民が人権に関する課題に直面したときには、早期に相談窓口につながり、専門的な助言や適切な支援を得ることが重要です。区では、各人権課題に応じた様々な相談事業を実施していますが、最近では複合的な人権課題を抱える相談や新たな人権課題に関する相談への対応が求められています。

こうした状況に対応するため、分野ごとの相談窓口間や関係機関との情報共有・連携強化に努めるとともに、東京法務局や公益財団法人東京都人権啓発センター等の公的機関等の団体が設けている相談窓口との連携や活用を図り、幅広い課題に対応していきます。

誰もが早期に相談窓口につながることができるよう、区内外の各種相談窓口のより一層の周知を図り、相談しやすい環境づくりに努めていきます。

#### **(5) 人権ネットワークの形成**

近年では、インターネットによる人権侵害をはじめ、広域的な対応が必要となる人権課題が多くあります。このため、国・都との役割分担を踏まえ、積極的に情報共有を行い、近隣自治体を含め、関係機関との人権ネットワークの一層の連携強化に努めます。

人権尊重の理念を地域に浸透させていくためには、区民や事業者等との協働が欠かせません。人権擁護委員や民生委員、保護司、差別解消のために運動している団体等と連携・協働し、地域全体で人権啓発活動等の取組を推進します。また、区民や民間事業者が実施する人権啓発活動や人権研修の支援等、地域の人権にかかる自主的な取組を促し、人権施策における協働を推進していきます。

さらに、人権課題に取り組む団体等との連携を強化し、効果的な啓発事業の実施、必要な支援につながる相談事業の実施に向けて取組を進めています。

## **2 人権施策推進の体制**

#### **(1) 庁内の組織体制**

人権課題は、個別課題が多岐にわたり、複雑化・多様化していることに加え、近年では、複合的な課題への対応が求められています。こうした状況に対応するため、全庁で情報共有を図り、組織横断的に課題解決に向けた取組を推進していきます。

#### **(2) 取組の点検・評価と改善**

本指針に関連する庁内各部の取組について、庁内の横断的な組織において、それぞれの実施状況の点検・評価に加え、新たに発生した課題等について定期的に意見交換を行うことにより、各取組の改善につなげていきます。

【資料】国・都における人権に関する主要年表

昭和 22 (1947)年	日本国憲法施行
昭和 23 (1948)年	国連総会で世界人権宣言採択
昭和 40 (1965)年	同和対策審議会答申
昭和 44 (1969)年	同和対策事業特別措置法施行
昭和 54 (1979)年	国際人権規約批准
昭和 56 (1981)年	難民の地位に関する条約加入
昭和 60 (1985)年	女子差別撤廃条約締結
昭和 61(1986)年	男女雇用機会均等法施行(平成 9、18、28、令和 2 年改正)
昭和 62 (1987)年	地対財特法施行(平成 13 年度未終了)
平成 4 (1992)年	育児・介護休業法施行(平成 17、21、令和 3 年改正)
平成 5 (1993)年	障害者基本法施行(平成 16、23 年改正)
平成 6 (1994)年	人権教育のための国連 10 年を決議
	児童の権利条約批准
平成 7 (1995)年	人種差別撤廃条約加入
	東京都福祉のまちづくり条例施行(平成 21 年改正)
平成 8 (1996)年	らい予防法廃止
平成 9 (1997)年	「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画策定
	人権擁護施策推進法施行
	アイヌ文化振興法施行(令和元年廃止)
平成 11(1999)年	男女共同参画社会基本法施行
	児童買春・児童ポルノ禁止法施行(平成 16、26 年改正)
	拷問等禁止条約加入
平成 12 (2000)年	児童虐待防止法施行(平成 19、令和元年改正)
	ストーカー規制法施行(平成 25、28 年改正)
	犯罪被害者保護法施行
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律施行
	東京都人権施策推進指針策定
	介護保険法施行(平成 17 年改正)
	東京都男女平等参画基本条例施行

平成 13 (2001)年	配偶者暴力防止法施行(平成 16、19、25、令和元年改正)
平成 14 (2002)年	人権教育・啓発に関する基本計画策定(平成 23 年一部変更) ホームレス自立支援法施行 プロバイダ責任制限法施行(令和 3 年改正) 身体障害者補助犬法施行
平成 15 (2003)年	個人情報の保護に関する法律施行(令和 3 年改正) 出会い系サイト規制法施行
平成 16 (2004)年	性同一性障害者性別特例法施行(平成 20 年改正)
平成 17 (2005)年	犯罪被害者等基本法施行 発達障害者支援法施行 児童福祉法改正(児童虐待防止対策の充実・強化) 刑法改正(「人身売買罪」の新設)
平成 18 (2006)年	国連人権理事会設置 高齢者虐待防止法施行 障害者自立支援法施行(平成 23 年改正) 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律施行(平成 19 年改正) バリアフリー新法施行
平成 19 (2007)年	探偵業の業務の適正化に関する法律施行
平成 20 (2008)年	東京都犯罪被害者等支援推進計画策定 更生保護法施行
平成 21(2009)年	ハンセン病問題基本法施行 強制失踪条約批准
平成 23 (2011)年	東京都犯罪被害者等支援計画策定
平成 24 (2012)年	入管法等改正法施行 住民基本台帳法改正法施行 子ども・子育て支援法成立 障害者虐待防止法施行

平成 25 (2013)年	国連に北朝鮮人権調査委員会を設置
	障害者総合支援法施行
	高年齢者雇用安定法改正法施行(令和 3 年改正)
	成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律施行
	障害者差別解消法成立
	障害者雇用促進法改正
	いじめ防止対策推進法施行
	民法の一部を改正する法律施行
平成 26 (2014)年	障害者権利条約批准
	ハーグ条約批准
	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律施行
	アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針閣議決定(平成 29 年一部変更)
	東京都いじめ防止対策推進条例施行
平成 27(2015)年	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律成立
	東京都人権施策推進指針改定
平成 28 (2016)年	障害者差別解消法施行(令和 3 年改正)
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律施行
	部落差別の解消の推進に関する法律施行
平成 29 (2017)年	特定異性接客営業等の規制に関する条例施行
	刑法改正(性犯罪の厳罰化)
平成 30 (2018)年	東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例施行
	東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例制定(令和 4 年一部改正)

平成 31・令和元 (2019)年	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行
	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律成立
	東京都子供への虐待の防止等に関する条例施行
	ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行
令和 2 (2020)年	東京都犯罪被害者等支援条例施行
	東京都新型コロナウイルス感染症対策条例施行
令和 3 (2021)年	東京都こども基本条例施行
令和 4 (2022)年	東京都手話言語条例施行
令和 5 (2023)年	こども基本法施行
	性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律施行
令和6 (2024)年	共生社会の実現を推進するための認知症基本法施行
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行
令和7 (2025)年	情報流通プラットフォーム対処法施行
	東京都カスタマーハラスメント防止条例施行



件 名	荒川区男女共同参画社会推進計画（第6次）の素案について								
ポイント	荒川区男女共同参画社会推進計画（第6次）の素案を取りまとめたので、報告する。								
内 容	<p>1 計画の枠組み</p> <p>(1) 計画策定の目的（素案P 2） 本計画は、区民が性別、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向・ジェンダー・アイデンティティ等にかかわらず、互いを尊重し、個性と能力を十分に發揮できるよう、区政の全分野で必要な施策を総合的に推進するために策定する。</p> <p>(2) 計画の位置付け（素案P 8） 本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく市町村行動計画であり、DV防止法、女性活躍推進法、困難女性支援法に基づく市町村計画を包含する。</p> <p>(3) 計画期間（素案P 9） 令和8年度～令和12年度（5年間）</p> <p>2 基本的な考え方</p> <p>(1) 基本理念（素案P 22） 全ての人が自分らしく生きることができる誰一人取り残されないジェンダー平等社会の実現</p> <p>(2) 基本理念を実現するための基本目標（素案P 22）</p> <table border="1"> <tr> <td>基本目標I</td> <td>人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める</td> </tr> <tr> <td>基本目標II</td> <td>ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す 困難を抱える女性への支援体制を整備する</td> </tr> <tr> <td>基本目標III</td> <td>生活と社会活動の調和を図る</td> </tr> <tr> <td>基本目標IV</td> <td>計画推進のための体制を整備する</td> </tr> </table> <p>3 施策の方向性と施策</p> <p><b>基本目標I</b> 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める（素案P 28～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての人が尊重され、自分らしく生きられる社会を実現するため、人権を尊重し、ジェンダー平等を社会の基本的価値として定着させます。</li> <li>性別・年齢・国籍・障がい・ジェンダー・アイデンティティ等にかかわらず、多様性を認め合う意識づくりを行うため、学習機会の提供や相談体制の整備を行い、安心して暮らせる協働的な地域社会の形成を目指します。</li> </ul> <p><b>基本目標II</b> ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す 困難を抱える女性への支援体制を整備する（素案P 37～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者等からの暴力・性暴力・ハラスメントを決して許さないという認識を広め、相談体制の拡充と関係機関の連携強化、多様な形態のハラスメントの防止に向けた啓発を進めることにより、被害の未然防止と早期発見に取り組みます。</li> <li>経済的困難、ひとり親家庭、就労や居住の不安、孤立等、複合的な課題を抱える女性への包括的な支援を強化し、安心して生活できる地域社会をつくります。</li> </ul>	基本目標I	人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める	基本目標II	ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す 困難を抱える女性への支援体制を整備する	基本目標III	生活と社会活動の調和を図る	基本目標IV	計画推進のための体制を整備する
基本目標I	人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める								
基本目標II	ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す 困難を抱える女性への支援体制を整備する								
基本目標III	生活と社会活動の調和を図る								
基本目標IV	計画推進のための体制を整備する								

	<p><b>基本目標Ⅲ</b> 生活と社会活動の調和を図る（素案P 45～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワーク・ライフ・バランスを推進する仕組みの充実や啓発を進め、幅広い世代の地域や社会活動への参画意識を高め、仕事と生活の調和を促進します。</li> <li>・ 家庭における男女の役割分担の見直しと無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の是正を図るとともに、多様な働き方を支援し、多様なキャリア形成の選択肢を広げます。</li> <li>・ ライフステージに応じた健康づくりや様々な人に配慮した危機管理対策を推進します。</li> </ul> <p><b>基本目標Ⅳ</b> 計画推進のための体制を整備する（素案P 62～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画・ジェンダー平等の理念を区の政策へ反映するため、多様な人材の参画を促進するとともに、政策・事業・組織運営の全てのプロセスにおいてジェンダーの視点に立った対応を行う「ジェンダー主流化」を推進します。</li> <li>・ 男女平等推進センター（アクト21）を中心とした推進体制を充実させ、地域団体と連携して地域に根ざした実効性のある取組を推進します。</li> </ul>			
今後の予定	<p>令和7年11月10日 総務企画委員会（パブリックコメントの実施について）  11月11日 パブリックコメント開始  12月 2日 パブリックコメント終了  12月 下旬 推進委員会（第3回）（最終案）</p> <p>令和8年 1月 9日 区民会議（第3回）（最終案）  2月 3日 総務企画委員会（最終案）  3月 計画策定</p>			
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
11月10日 総務企画委員会	委員会報告後	11月11日号	11月11日	—

<主管部課> 総務企画部総務企画課

# 誰もが自分らしく生きることができる

## 社会の実現を目指す実行プラン

### 荒川区男女共同参画社会推進計画（第6次）素案【概要版】

#### 計画策定の目的

誰もがかけがえのない存在として人権が尊重され、自由で多様な生き方を選択できる社会を実現するためには、性別、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向・ジェンダー・アイデンティティ等にかかわらず、互いを尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を整備することが不可欠です。本計画は、その実現に向け、区政全分野で必要な施策を総合的に推進する実行計画です。

#### 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく市町村行動計画であり、DV防止法、女性活躍推進法、困難女性支援法に基づく市町村計画を包含しています。

#### 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

#### 現状と課題

##### (1) 人権尊重と多様な生き方を認め合う意識の向上

男女平等意識の浸透や性的マイノリティへの理解促進をはじめとする意識啓発を進め、多様な人々が尊重され、安心して暮らせる地域づくりを推進する必要があります。

##### (2) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶／困難を抱える女性への支援体制の整備

ドメスティック・バイオレンス(DV)やハラスマント等による人権侵害を防止し、相談窓口や教育現場での啓発を強化するとともに、複合的な困難を抱える女性に対して関係部署・機関の連携による包括的な支援体制を整備する必要があります。

##### (3) 生活と社会活動の調和

仕事と家庭の両立や家事・育児分担の改善、子育て・介護支援の充実、出産を機に離職した人の再就職支援、生涯にわたる健康支援、災害時のジェンダー配慮等を通じて、生活と社会活動の調和を図る必要があります。

##### (4) 計画推進のための体制の整備

政策決定過程における女性参画の拡大により多様な視点からの意見が反映されるようになるとともに、男女平等推進センターの機能強化と区民参画の促進、職員の意識改革と組織体制の強化を進めていく必要があります。

#### 計画の基本理念

## 全ての人が自分らしく生きることができる 誰一人取り残さないジェンダー平等社会の実現

男女共同参画社会の実現は、性別にかかわらず人権を尊重し合い、個性と能力を発揮できる社会を築く緊要の課題ですが、SDGsが掲げる教育、健康、経済成長、貧困といった目標群の達成には、単に男女の平等を確保するにとどまらず、ジェンダー平等の実現が不可欠であることから、区としてジェンダー平等の取組を推進していく必要があります。

これを踏まえ、本計画は「誰一人取り残さないジェンダー平等社会の実現」を基本理念とし、男女、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向・ジェンダー・アイデンティティ等にかかわらず、誰もが自分の可能性を最大限に発揮できる包摂社会の実現を目指します。

#### 計画指標

##### 基本目標I 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める

No	指標	現状値	目標値	指標に関する説明
1	人権意識	80.9% (令和元年度)	100.0% (令和12年度)	区政世論調査における人権に関する調査項目。「十分守られている・十分ではないが守られている」と回答する割合
2	男女の地位の平等意識(社会全体)	17.2% (令和6年度)	30.0% (令和12年度)	区政世論調査における男女の地位の平等に関する調査項目。「平等になっている」と回答する割合
	男女の地位の平等意識(学校教育)	61.6% (令和6年度)	75.0% (令和12年度)	
3	性的マイノリティに対する地域社会の理解が進んだと考える人の割合	47.6% (令和6年度)	60.0% (令和12年度)	区政世論調査における性的マイノリティに関する調査項目。性的マイノリティに対する地域社会の理解「着実に進んだ・一定程度進んだ」と回答する割合

##### 基本目標II ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す 困難を抱える女性への支援体制を整備する

No	指標	現状値	目標値	指標に関する説明
1	配偶者や交際相手等の間でのあらゆる暴力について、暴力に当たると考える割合	71.5% (令和6年度)	100.0% (令和12年度)	区政世論調査における配偶者や交際相手等の間の行為に関する調査項目。全ての暴力行為について「どんな場合でも暴力に当たる」と回答する割合

##### 基本目標III 生活と社会活動の調和を図る

No	指標	現状値	目標値	指標に関する説明
1	ワーク・ライフ・バランスが取れていると感じている人の割合	28.5% (令和6年度)	45.0% (令和12年度)	荒川区民総幸福度(GAH)調査におけるワーク・ライフ・バランスに関する調査項目。5段階評価で仕事と生活とのバランスが取れていると感じている上位2段階(選択肢5・4)を選択する人の割合
2	男女の地位の平等意識(職場)	25.8% (令和6年度)	40.0% (令和12年度)	世論調査における男女の地位の平等に関する調査項目。「平等になっている」と回答する割合
3	家庭内で家事労働が家族で分担できていると感じている人の割合	24.5% (令和6年度)	40.0% (令和12年度)	世論調査における家庭内における役割分担意識に関する調査項目。家事(炊事・洗濯・掃除など)が家族で分担できていると回答する割合

##### 基本目標IV 計画推進のための体制を整備する

No	指標	現状値	目標値	指標に関する説明
1	女性委員のいる審議会等の割合	91.7% (令和6年度)	100.0% (令和12年度)	地方自治法(第202条の3)に定める附属機関や地方自治法(第180条の5)に定める行政委員会等に女性委員が所属している割合及び女性委員の割合
2	審議会等における女性委員数の割合	25.8% (令和6年度)	40.0% (令和12年度)	係長級以上の区女性職員の割合
3	区職員の管理監督者における女性の割合	32.8% (令和6年度)	40.0% (令和12年度)	

基本理念	基本目標	施策の方向性	施策
<p>誰一人取り残されないジェンダー平等社会の実現</p> <p>全ての人が自分らしく生きることができる</p>	<b>基本目標Ⅰ</b> 人権の尊重と 多様な生き方を 認め合う意識を高める	1 人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり  2 多様性の理解促進と地域における協働の促進	I-1 (1) 人権尊重意識の醸成 (2) 子どもの権利擁護・男女平等教育の推進 (3) あらゆる機会を活用した広報 (4) 教職員等の研修の充実  I-2 (1) 地域活動における男女の活躍の場の拡大 (2) 地域・社会活動団体との連携の強化 (3) 男女共同参画の学習機会の提供 (4) 多様な生き方への理解促進と相談体制の充実
	<b>基本目標Ⅱ</b> ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す 困難を抱える女性への支援体制を整備する	1 暴力・ハラスメントの根絶と支援体制の充実  2 生きづらさや困難を抱えた女性への支援体制整備	II-1 (1) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (2) 暴力被害等に関する相談体制の充実 (3) ハラスメントの防止  II-2 (1) ひとり親家庭への支援 (2) 困難を抱えた女性への相談体制の充実
<p>女性活躍推進法に基づく 市町村推進計画</p>	<b>基本目標Ⅲ</b> 生活と社会活動の 調和を図る	1 ワーク・ライフ・バランスの意識醸成  2 家庭における役割分担の見直し  3 誰もが働きやすい環境づくり  4 ライフステージに応じた健康づくり  5 様々な人に配慮した防災対策の促進	III-1 (1) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のための仕組みづくり (2) 地域・社会活動への参画に向けた意識づくり  III-2 (1) 家庭生活における男女平等意識の推進 (2) 多様な子育て支援  III-3 (1) 安心して働き続けられる環境の推進 (2) 女性の活躍推進に向けた取組の支援 (3) 事業主団体等との連携強化 (4) 就労に関する支援事業の充実 (5) 起業・開業の支援  III-4 (1) 健康づくりに関する情報提供 (2) こころや身体についての相談の実施 (3) 生涯を通じた健康づくりの推進 (4) 妊娠・出産・子育てに関わる支援  III-5 (1) 多様な視点を入れた危機管理対策 (2) 多様なニーズに応じた災害時・緊急時の支援 (3) 災害時・緊急時における相談・支援体制の整備
	<b>基本目標Ⅳ</b> 計画推進のための 体制を整備する	1 区の政策・方針決定過程への男女共同参画の推進  2 男女平等推進センター（アクト21）を中心とした 男女共同参画推進体制の充実	IV-1 (1) 区の政策・方針決定過程への女性参画の促進 (2) 多様な区民意見の反映機会の充実 (3) 区職員の意識啓発と男女共同参画の取組の推進  IV-2 (1) 意識啓発・相談機能の充実 (2) 関係団体との連携及び区民意見を反映した運営の充実

**誰もが自分らしく生きることができる  
社会の実現を目指す実行プラン**  
**荒川区男女共同参画社会推進計画（第6次）**  
**（素案）**

令和8年 月

荒 川 区



## 目次

第1章 計画の枠組み.....	1
1 計画策定の目的.....	2
2 計画策定の背景.....	2
(1) 国際社会の動き.....	2
(2) 国の動き.....	3
(3) 東京都の動き.....	5
(4) 荒川区の取組.....	6
3 計画の位置付け.....	8
4 計画の概要.....	9
(1) 計画の期間.....	9
(2) 計画策定の体制.....	9
(3) 計画の進捗管理・評価.....	9
(4) 計画の見直し.....	9
第2章 基本的な考え方.....	11
1 現状と課題.....	12
(1) 人権尊重と多様な生き方を認め合う意識の向上.....	12
(2) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶／困難を抱える女性への支援体制の整備.....	14
(3) 生活と社会活動の調和.....	16
(4) 計画推進のための体制の整備.....	21
2 計画の基本理念及び基本目標.....	22
3 計画の体系.....	24
第3章 施策の方向性と施策.....	27
基本目標Ⅰ 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める .....	28
1 人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり.....	29
2 多様性の理解促進と地域における協働の促進.....	33
基本目標Ⅱ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す・困難を抱える女性への支援体制を整備する.....	37
1 暴力・ハラスメントの根絶と支援体制の充実.....	38
2 生きづらさや困難を抱えた女性への支援体制整備.....	42
基本目標Ⅲ 生活と社会活動の調和を図る.....	45
1 ワーク・ライフ・バランスの意識醸成.....	47
2 家庭における役割分担の見直し.....	49
3 誰もが働きやすい環境づくり.....	53
4 ライフステージに応じた健康づくり.....	57

5 様々な人に配慮した防災対策の推進.....	60
基本目標IV 計画推進のための体制を整備する.....	62
1 区の政策・方針決定過程への男女共同参画の推進.....	63
2 男女平等推進センター（アクト21）を中心とした全庁的な連携強化....	66

## 第1章 計画の枠組み

## 1 計画策定の目的

誰もがかけがえのない存在として人権が尊重され、自由で多様な生き方を選択できる社会の実現は、全ての人の願いであり、区としても区民一人一人が充実した生活を実感できるまちを目指してきました。

こうした社会を実現するためには、性別、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向・ジェンダー・アイデンティティ等にかかわらず、互いを尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を整備することが不可欠です。

本計画は、「男女共同参画社会基本法」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下『配偶者暴力防止法』という。）」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下『女性活躍推進法』という。）」「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下『困難女性支援法』という。）」等に基づく行動計画を包含し、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現に向け、区政各分野において必要な施策を総合的に推進するものです。

## 2 計画策定の背景

### （1）国際社会の動き

国際社会では、1995年の第4回世界女性会議における「北京宣言・行動綱領」が男女共同参画を推進する基本的な指針として位置付けられ、各国での制度整備や政策展開の出発点となりました。

その後、2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、「ジェンダー平等を達成し、全ての女性・女児の能力強化を行う（目標5）」が掲げられています。ジェンダー平等は、教育（目標4）、健康（目標3）、貧困削減（目標1）、経済成長（目標8）、平和と公正（目標16）等、他の全ての目標の達成を支える不可欠な要素とされ、その実現は国際社会全体の共通課題となっています。

また、日本も批准している国連女性差別撤廃条約（CEDAW）に基づき、国は定期的に実施状況を国連に報告しており、条約委員会から、女性の政治参画の拡大、雇用における格差是正、性暴力やハラスメントへの対策強化、教育現場での固定的性別役割意識の是正等、多岐にわたる勧告を受けています。これらの勧告は、国の政策のみならず、地方自治体の計画にも反映され、社会全体で男女平等を推進していくことが求められています。

近年はさらに、社会の方向性がSDGsの目標達成から一歩進み、区民一人一人の“満足感”や“自己実現”を重視する「ウェルビーイング<sup>\*1</sup>」の考え方へと広がりつつあります。ジェンダー平等の実現は、単に国際的な義務にとどまらず、全ての人が

\*1 ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

自分らしく生き、充実した生活を送ることができる社会の基盤として、世界的にも重要な位置付けを与えられています。

## (2) 国の動き

国は、第6次男女共同参画基本計画（令和7年12月閣議決定予定（変更の予定））に向けた検討を進めており、第5次計画で掲げられた「誰一人取り残さない」理念を継承しつつ、ジェンダー平等、女性活躍、ハラスメント対策、困難女性支援の強化等を重点に据えています。（※国の計画改定を踏まえ変更予定）

また、こども基本法（令和5年施行）、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（以下『LGBT理解増進法』という。）

（令和5年施行）、配偶者暴力防止法、困難女性支援法、障害者差別解消法改正等、包摂社会の基盤となる法制度が相次いで整備されました。

さらに、女性活躍推進法は令和7年に改正され、施行期間が10年延長されるとともに、企業の行動計画や情報公表の強化が図られています。

### ① 男女共同参画基本計画

平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成12年に「男女共同参画基本計画」が策定され、平成17年に第2次、平成22年に第3次、平成27年に第4次の男女共同参画基本計画が策定され、男女共同参画社会の促進が図られてきました。

令和2年12月には、「第5次男女共同参画基本計画～全ての女性が輝く令和の社会へ～」が策定され、以下に掲げる4つの社会の実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図ることとされました。同計画では、令和12年度末までの「基本認識」並びに令和7年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」が定められています。

- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 仕事と生活の調和が図られ、男女がともに充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

現在、第6次男女共同参画基本計画に向けた検討が進められており、第5次計画で掲げられた「誰一人取り残さない」理念を継承しつつ、女性の経済的自立、政治・意思決定過程への参画、暴力の根絶、ハラスメント対策、困難女性支援、

そしてウェルビーイングの実現などが重点に据えられています。（※国の計画改定を踏まえ変更予定）

## ② 働く場における環境整備

【雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）】

- 昭和60年に制定され、その後、数次の改正により均等な機会・待遇の確保やセクシュアル・ハラスメント防止の強化が進められました。平成29年改正では妊娠・出産を理由とする不利益取扱いの禁止やマタニティ・ハラスメント防止措置が義務化されました。

【育児・介護休業法】

- 平成3年に制定され、改正を重ねてきました。平成29年改正では介護休業制度の改善や取得しやすい環境整備が強化され、令和4年改正では「産後パパ育休（出生時育児休業）」が創設されて分割取得が可能となり、男性の育児参加を後押しする仕組みが整いました。令和7年改正では「次世代育成支援対策推進法」とあわせた見直しにより、男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などが行われました。

【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）】

- 平成28年に施行され、行動計画策定や情報公表が義務化されました。令和4年改正では、対象が常時雇用101人以上の企業に拡大され、男女間賃金格差の情報公表も義務化されました。同年には「女性デジタル人材育成プラン」も策定され、成長産業における女性活躍が推進されています。

【労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）】

- 令和元年の改正により、パワー・ハラスメント防止対策が法制化されました。

## ③ 家庭や地域における環境整備

【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）】

- 平成13年に制定され、改正を重ねてきました。令和6年改正では、保護命令制度の拡充や被害者支援の強化が行われました。

【児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）】

- ・ 体罰禁止の明確化等、権利擁護を強化する改正が令和元年までに行われました。令和5年には「こども基本法」が施行され、全ての子どもの権利を保障し、社会全体で育ちを支えることが明確に位置付けられました。

【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）】

- ・ これまで女性支援については、売春防止法に基づく「保護・更生」の枠組みにありましたが、令和6年に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」に基づいて、基本的な方針が定められました。それにより、自治体に対して困難を抱える女性への包括的な支援体制の整備が求められています。

④ その他

- ・ 平成30年に「民法」が改正され、婚姻開始年齢が男女ともに18歳に統一されました（令和4年施行）。
- ・ 平成30年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、国会や地方議会における女性の参画促進が図られています。
- ・ 性犯罪・性暴力対策については、「刑法」が平成29年に改正され、性犯罪規定の見直しが行われました。また、「性犯罪・性暴力対策の強化方針」（令和2年度～4年度集中強化期間）に基づく取組が進められてきました。
- ・ 令和5年に「LGBT理解増進法」が施行され、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する差別禁止の理念が初めて国法で明示されました。また、同性婚の法制化を求める訴訟や自治体によるパートナーシップ制度の広がりなど、多様性を尊重する動きが進展しています。
- ・ 「女性版骨太の方針」に基づき、女性管理職比率の引上げや賃金格差是正、フェムテック活用など女性の経済的自立に向けた政策が強化されています。
- ・ 令和5年には「孤独・孤立対策推進法」が施行され、社会全体で孤独・孤立に対応する仕組みが整えられました。

（3）東京都の動き

東京都は、第4次男女平等参画推進総合計画（令和4年度～8年度）に基づき、誰もが安心して働き続けられる社会の仕組みづくり、固定的性別役割分担意識の変革、男女間のあらゆる暴力の根絶を重点課題に掲げ、施策を推進しています。

この計画の3本柱として、「男女平等参画の推進に向けた意識改革（マインドエンジ）」、「ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進」、「配偶者暴力対策」が位置付けられており、都内企業や地域社会での女性活躍の拡大やハラスメント防止、育児・介護と仕事の両立支援、性暴力やドメスティック・バイオレンス（DV）被害者への支援等、多岐にわたる取組が進められています。

令和7年度からは、男女平等参画審議会で改定に当たっての基本的考え方の検討が始まり、令和8年度に、答申を踏まえた改定が行われる予定です。次期計画では、都の総合計画である「2050 東京戦略」の実現に向け、2035年を見据えた重点施策として、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）<sup>\*2</sup>の払拭、経済や意思決定分野における女性参画の強化、ライフステージを通じた能力発揮の環境整備などを重点的に推進していくこととされています。都の女性活躍推進条例の策定に向けた具体的な動きも進んでおり、都内の事業所における、女性の活躍の場を広げるための枠組みが検討されています。

また、新たな人権課題にも対応しており、令和7年4月施行された「東京都カスタマーハラスマント防止条例」をはじめ、女性の健康課題に関する支援拠点（「はたらく女性スクエア」等）の整備、女子中高生向けのＳＴＥＭ分野キャリア支援※や男性の家事・育児参画促進、配偶者暴力相談支援センターの拡充等、多様な層を対象とした実効的な施策が展開されています。

そのほか、令和6年3月には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」を踏まえ、令和6年度から10年度までを計画期間とする「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画が策定されました。

※「ＳＴＥＭ」とは、「Science（科学）」、「Technology（技術）」、「Engineering（工学）」、「Mathematics（数学）」の頭文字を取った略語です

### （4）荒川区の取組

平成2年に「男女共同参画をめざす あらかわ 推進計画」を策定し、平成8年には、男女共同参画の取組の推進拠点として荒川区立男女平等推進センター（アクト21）を開設しました。

以降、平成13年には、男女共同参画社会基本法に基づく行動計画として「荒川区男女共同参画社会推進計画」を策定し、その後、平成23年に第3次計画、平成28年に第4次計画を策定する等、計画的に取組を進めてきました。

平成27年11月には、「荒川区配偶者暴力相談支援センター」及び「荒川区配偶者暴力相談支援地域協議会」を設置、令和7年度には「荒川区困難な問題を抱える女性支援調整会議」を設置して、配偶者暴力の被害者の支援を総合的に推進しています。また、平成30年には性的マイノリティの専門相談窓口を設置し、令和4年には荒川区同性パートナーシップ制度を導入する等、性的マイノリティの偏見・差別の解消や相談機能の充実に向けた取組を推進してきました。

令和3年には第5次計画を策定し、男女平等推進センター（アクト21）を拠点に

\*2 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）：性別や年齢、学歴などに対して、知らず知らずのうちに偏った見方をしてしまうこと。男女共同参画の分野では、働き方や暮らし方の根底に長年にわたって形成されてきた固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念が課題となっている。

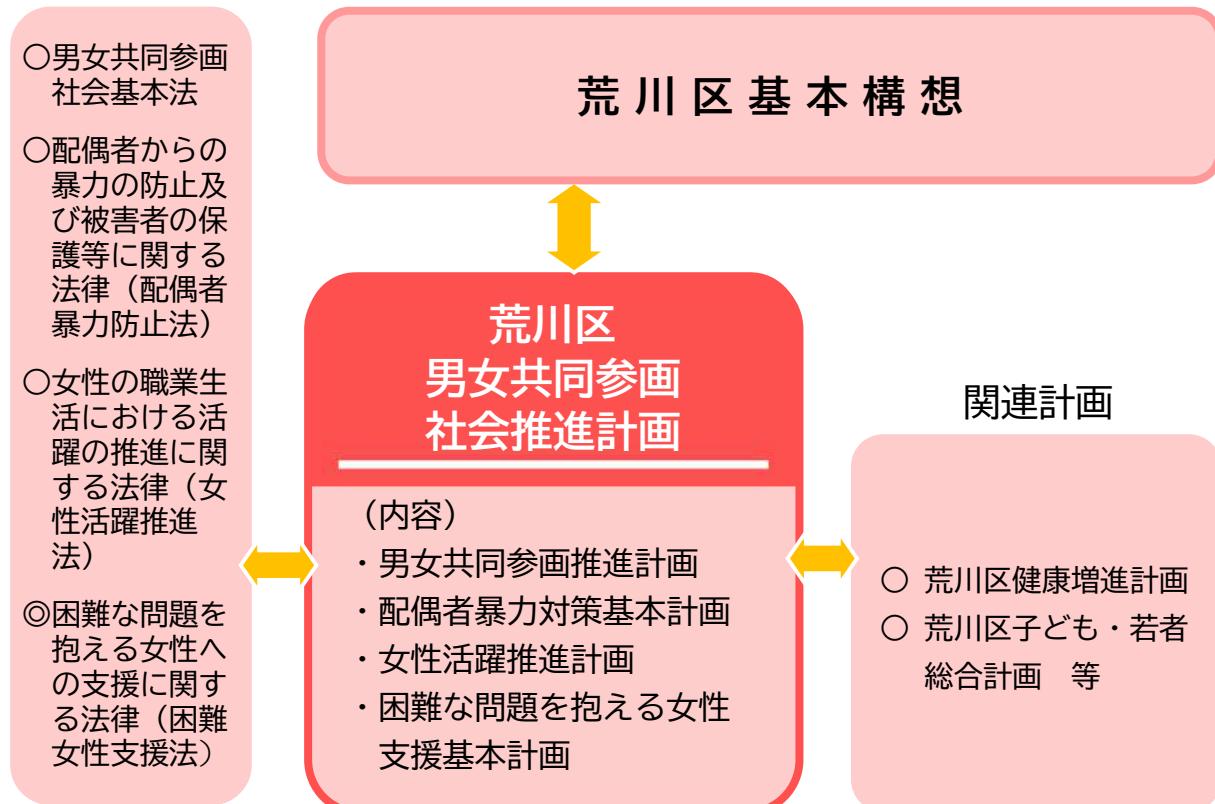
した啓発や相談支援の充実を図り、配偶者暴力相談支援センターを中心としたDV被害者支援、子ども家庭総合センターによる児童相談機能の強化など、地域に根ざした幅広い施策を展開してきました。

### 3 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村行動計画であるとともに、各分野の関連計画とも連携し、全ての人が自分らしく生きることができる誰一人取り残さないジェンダー平等社会の実現を目指し、男女共同参画を推進するための実行プランです。

本計画は、以下の法制度に基づく市町村計画を包含しています。

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する市町村基本計画
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する市町村推進計画
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条第3項に規定する「市町村基本計画」



## 4 計画の概要

### (1) 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

### (2) 計画策定の体制

本計画の策定に当たり、学識経験者及び区内の様々な分野で活動をしている区民委員で構成される「荒川区男女共同参画社会推進区民会議」、庁内組織である「荒川区男女共同参画社会推進委員会」において検討を行いました。

また、荒川区政世論調査（以下「区政世論調査」といいます。）、子ども・若者総合計画策定のためのニーズ調査の結果を参考とし、関係団体への意見聴取と併せて、広く区民の意見聴取を行い、計画の策定を行いました。

### (3) 計画の進捗管理・評価

本計画に掲げた事項は、毎年度、区民参画による「荒川区男女共同参画社会区民会議」において、計画の進捗状況の点検・評価を行い、結果を公表します。

### (4) 計画の見直し

本計画は、毎年度の進捗状況の点検・評価を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 基本的な考え方

## 第2章 基本的な考え方

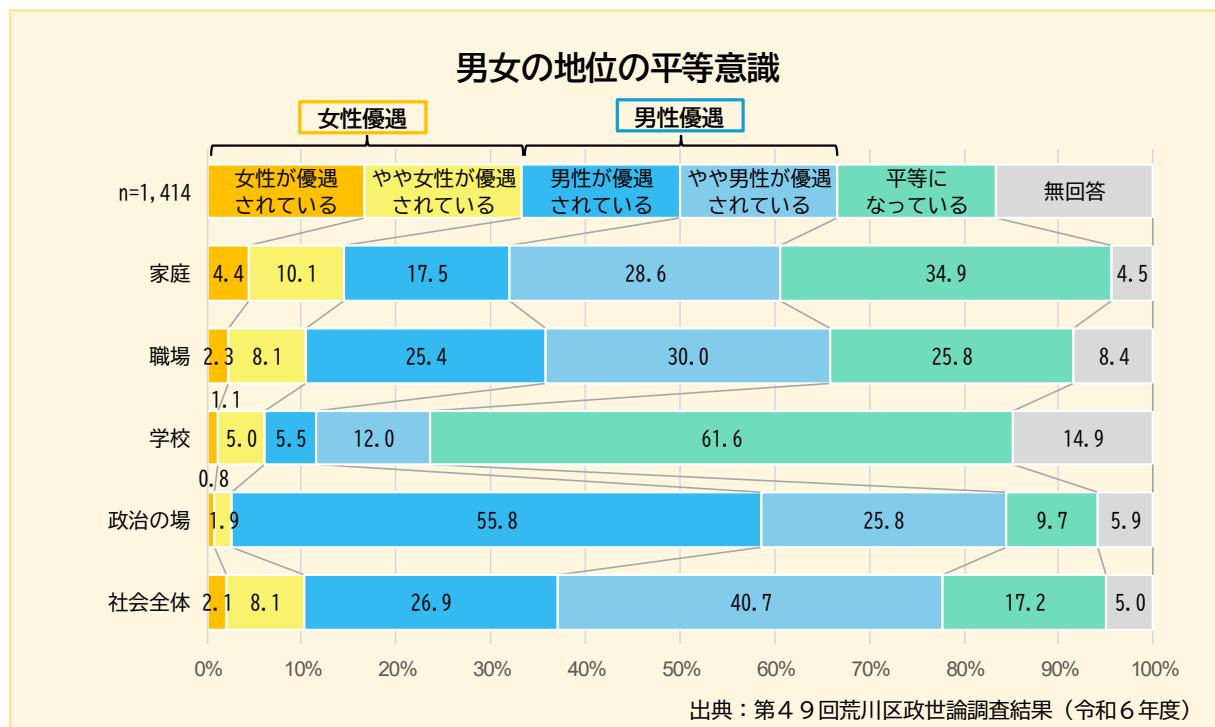
## 1 現状と課題

### (1) 人権尊重と多様な生き方を認め合う意識の向上

誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向けて、多様性と包摶を一層深化させることができます。しかし、社会全体における男女の平等意識の定着は依然として課題であり、令和6年度に実施した区政世論調査でも、依然として男性が優遇されているとの認識や性的マイノリティへの理解促進を求める声が示されています。また、地域全体で人権尊重の意識醸成を図り、多様な人々が参画し、協働できる地域づくりを進めていく必要があります。

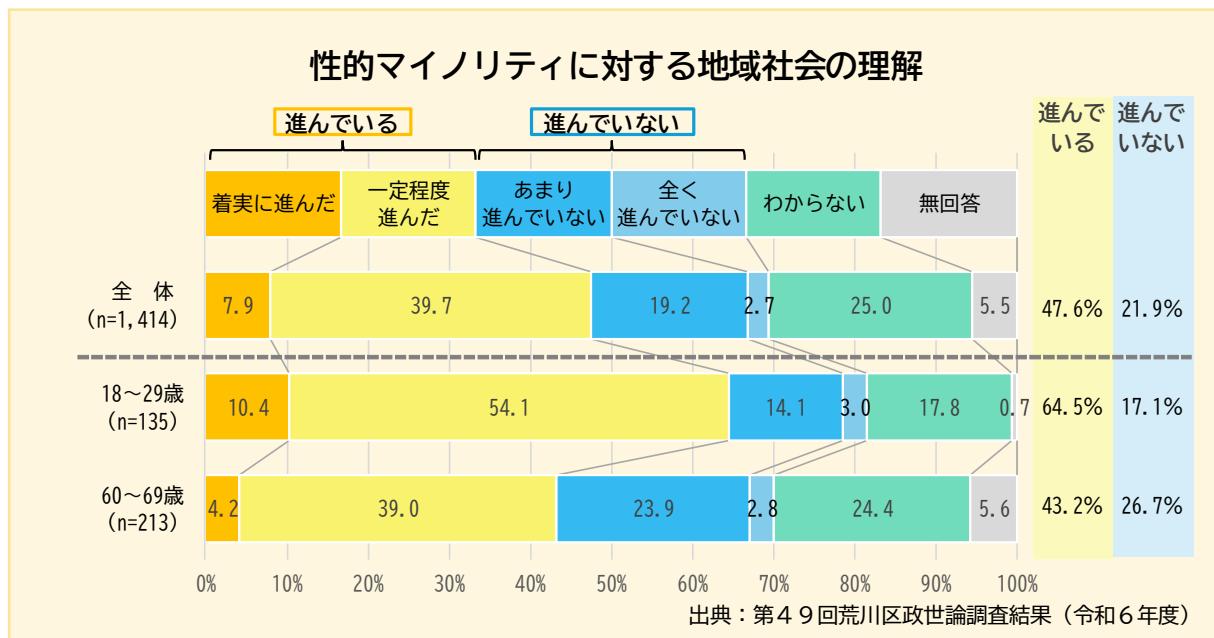
#### ① 男女の地位の平等意識の向上

- 区政世論調査によると、男女の地位の平等意識について、学校分野では「平等」との回答が6割を超えており、学校教育の場においては男女平等の意識が一定程度定着している状況がうかがえます。幼少期から学齢期は、将来における意識形成において大切な時期でもあることから、引き続き取組を推進していく必要があります。
- 一方、同調査で男女の地位の平等意識は、社会全体では「男性優遇」と認識する割合が67.6%に達しており、特に「政治の場」では81.6%と非常に高い状況となっています。令和元年度と比較すると、社会全体で「男性優遇」と認識する割合は1.9%、政治の場で「男性優遇」と認識する割合は3.9%上昇しており、各分野における意識啓発等に積極的に取り組んでいく必要があります。



## ② 性的マイノリティへの理解

- 区政世論調査では、性的マイノリティに対する地域社会の理解について、「理解が進んだ」との回答が 47.6%に達する一方、「進んでいない」との回答も 21.9%存在しています。年代別で見ると、18~29 歳では 64.5%が「進んだ」と回答するなど、若い世代ほど性的マイノリティへの理解が進んでいると認識する傾向があります。一方、60~69 歳では 26.7%が「進んでいない」と回答しており、世代間で差がある状況となっています。性的マイノリティに対する地域社会の理解を深め、世代間における意識のギャップを解消していく必要があります。
- 性的マイノリティの人権を尊重するための取組として、「学校や職場における理解促進」「当事者同士が気軽に話せる場の充実」「啓発・広報活動の推進」が求められています。多様な生き方への理解促進を図り、受け入れるための広報・啓発活動に取り組んでいく必要があります。



## ③ 人権意識の向上

（※世論調査の結果を待ち記載）

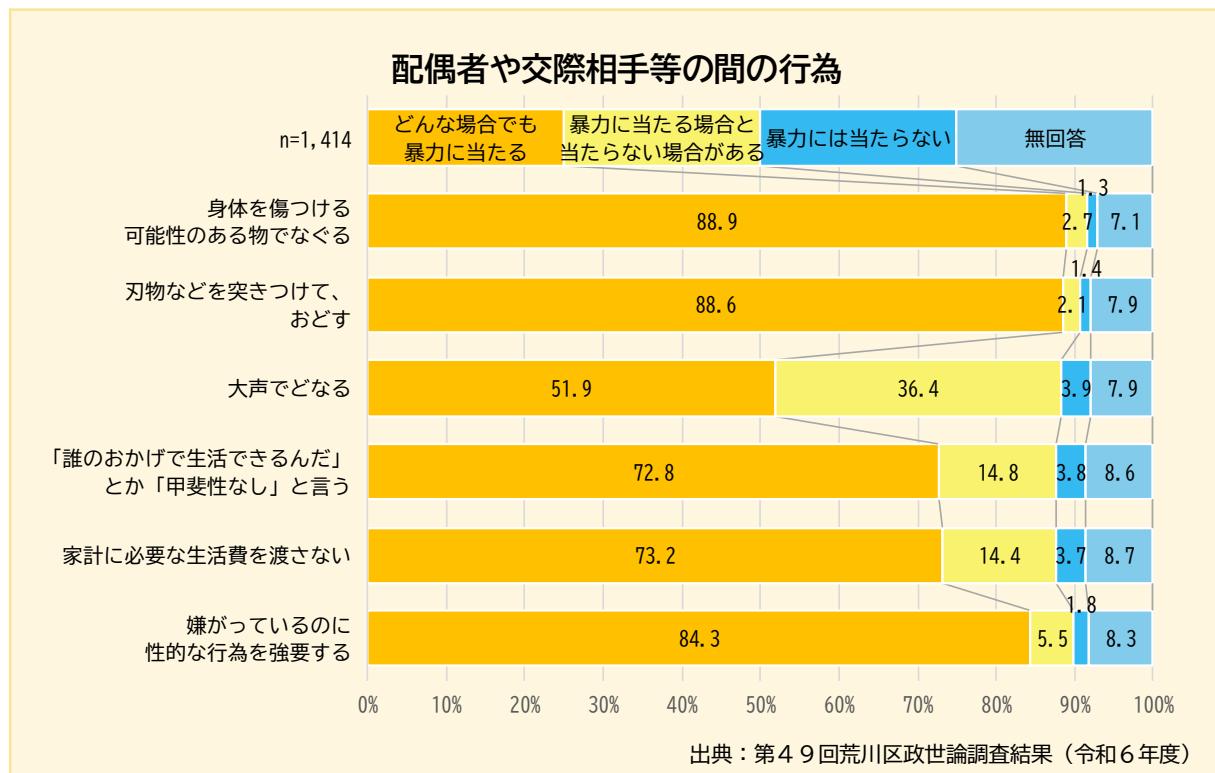
### (2) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶／困難を抱える女性への支援体制の整備

性暴力、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」といいます。）は、重大な人権侵害であり、身体を傷つけるのみならず、自己肯定感や自尊感情を失わせる等、心への影響も大きいものであり、その後の人生に大きな支障を来たす恐れがあります。

区政世論調査では、身近な間柄における暴力やハラスメントを人権侵害として根絶することを求める声が示されています。こうした状況を踏まえ、暴力防止や被害者支援を一層充実させることが重要です。また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行により、困難を抱える女性への包括的かつ継続的な支援体制を整備することが求められています。

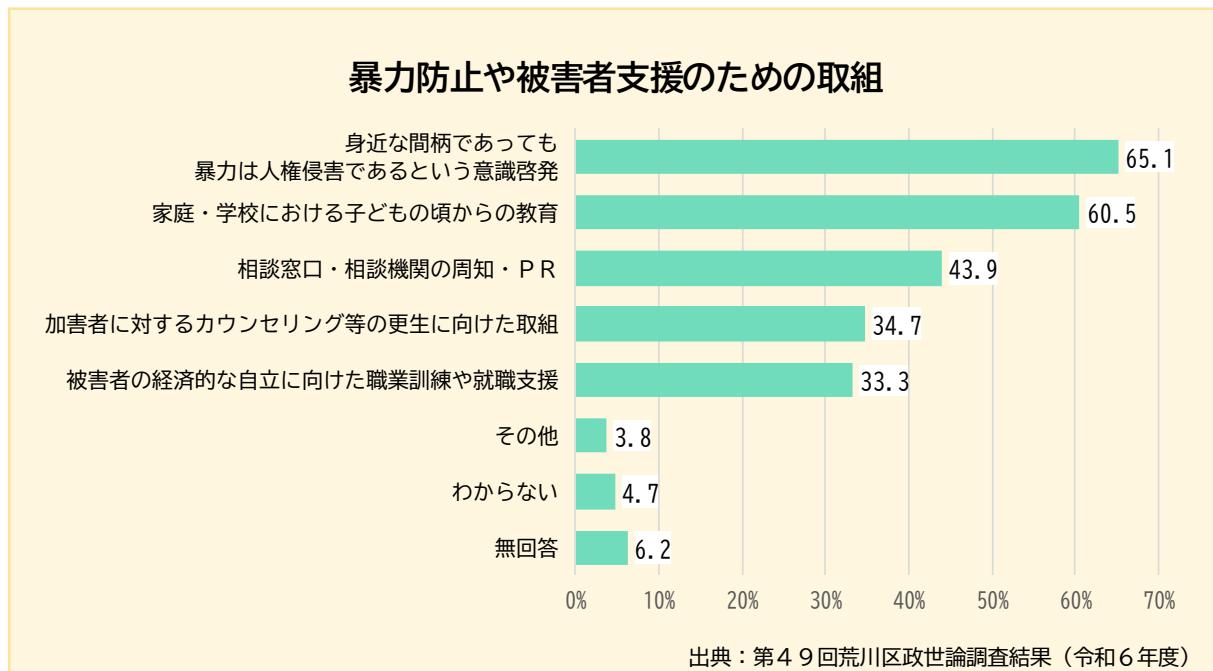
#### ① DV・交際相手暴力の認識

- 区政世論調査では、配偶者や交際相手等の間の行為として、「物でなぐる」(88.9%) や「刃物でおどす」(88.6%) は暴力と強く認識されているほか、「家計に必要な生活費を渡さない」も 73.2%が暴力と回答しています。身体に対する暴力だけでなく、モラルハラスメントのような相手に精神的な苦痛を与える行為も暴力として捉える考え方方が広がってきています。
- また、配偶者等からの暴力に関する相談は、毎年度、荒川区配偶者暴力相談支援センターを始めとする区の関連窓口に 1,000 件を超える相談が寄せられており、あらゆる暴力の根絶に向けた取組を進めていく必要があります。



## ② 暴力防止・支援に必要な取組

- 区政世論調査結果では、暴力防止や被害者支援のための取組として、「身近な間柄であっても暴力は人権侵害であるという意識啓発」「家庭・学校における子どもの頃からの教育」「相談窓口・相談機関の周知・PR」が重要との結果が出ており、こうした取組の一層の充実が必要です。



- あらゆる暴力の防止に向けて、配偶者暴力相談支援センター、子ども家庭総合センター、男女平等推進センター（アクト21）をはじめ、関係部署、関係機関が相互に綿密に連携し合い、的確な支援を行っていく必要があります。

## ③ 生きづらさや困難を抱えた女性の支援

- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、DV被害や性暴力・性被害、経済的困窮など、様々な状況に置かれた女性のための包括的な相談支援体制の整備が必要となっています。
- 家庭生活で問題を抱えやすい環境にあるひとり親家庭、生活を送る上で困難を抱えている家庭等への相談・支援体制を地域で確保し、安全・安心で、自立して暮らせる地域社会をつくっていく必要があります。

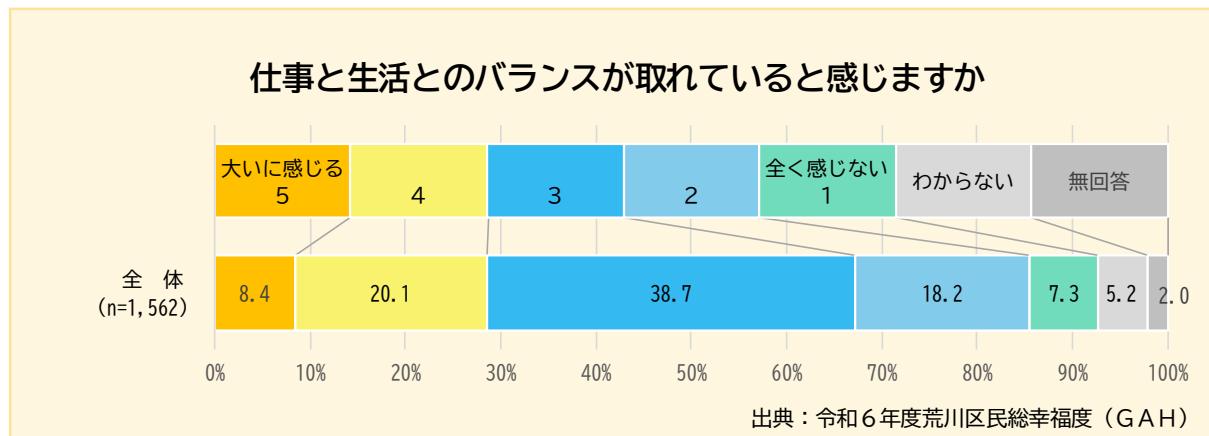
### (3) 生活と社会活動の調和

仕事と生活の調和を望む声は強いものの、現状では仕事を優先せざるを得ない状況や、女性への家事・育児負担の偏りが依然として存在しています。女性活躍推進法や育児・介護休業法等の法改正を踏まえ、多様な人材が継続して就労できる環境を整えるとともに、保育・介護サービスの充実や再就職支援への要望に応えていく必要があります。あわせて、ライフステージに応じた健康支援を推進し、災害時にも多様な視点を取り入れた防災対策を進めることができます。

女性も男性も暮らしやすい多様なウェルビーイングを実現できる社会となるよう、様々な場面で男女共同参画の視点を踏まえた取組が必要です。

#### ① ワーク・ライフ・バランスの意識と現実

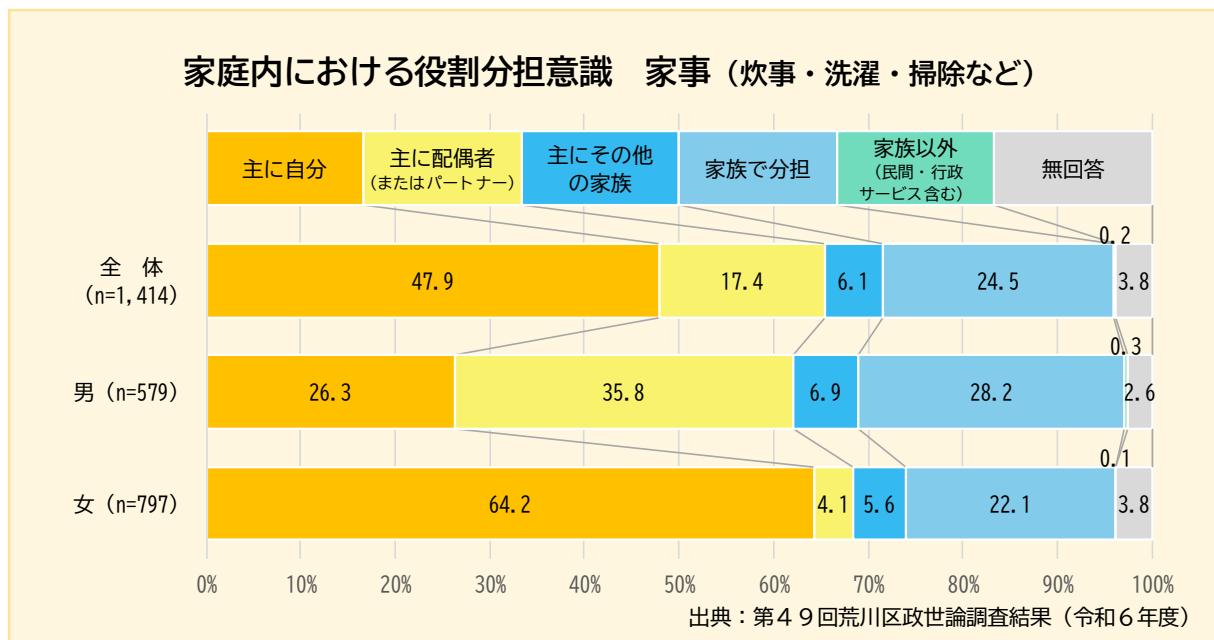
- 荒川区民幸福度（G A H）に関する区民アンケート調査では、「仕事と生活とのバランスが取れていると感じますか？」との問い合わせに「感じる」と回答した区民は 28.5%となっており、引き続き、誰もが仕事と生活の両立を実感できるよう、働き方の見直しや地域における支え合いの環境づくりなどを通じて、その割合を高めていくことが求められます。



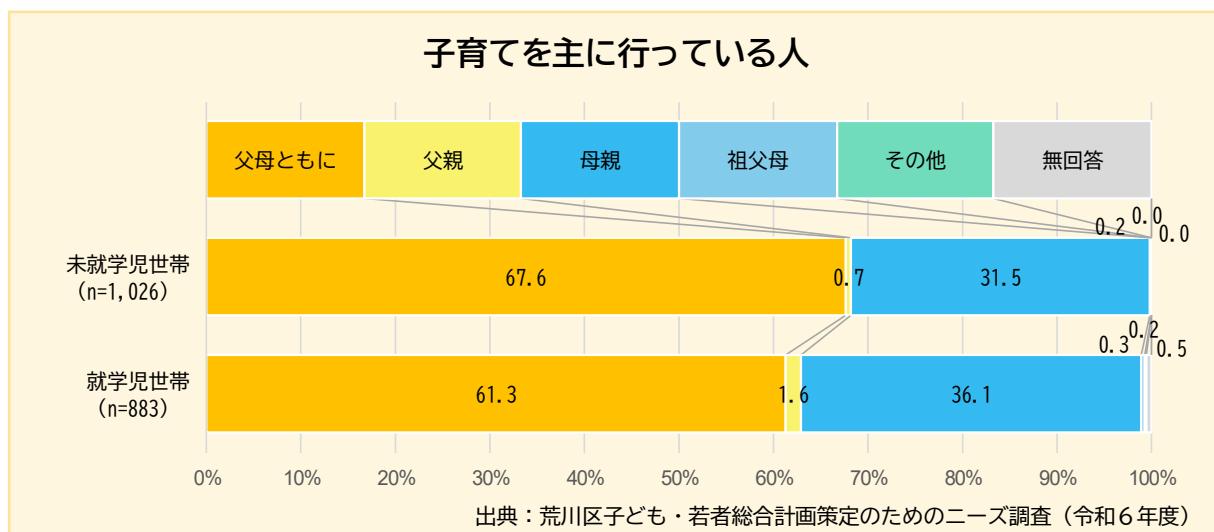
- 個人のライフステージに合わせて、バランスを取りながら、生活の質を高めていくための意識啓発を推進する必要があります。

#### ② 家庭におけるワーク・ライフ・バランス

- 区政世論調査では、家庭内における日常の家事（炊事・洗濯・掃除など）の役割分担について、「主に自分が担っている」と回答する割合は、男性の 26.3% に比して女性は 64.2% と高く、家庭において、性別に基づく固定的な役割意識は根強く残っています。



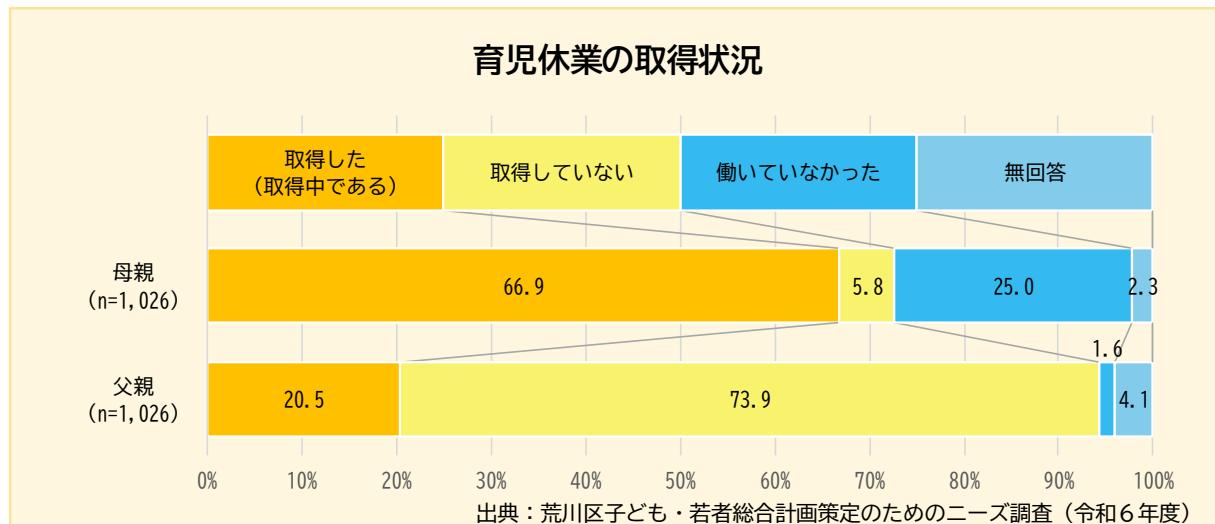
- 子ども・若者総合計画策定のためのニーズ調査では、子育てを主に行っている人について、未就学児・就学児世帯ともに、過半数が「父母とともに」と回答し、共同での育児意識が示されました。しかし、「母親」が単独で主たる育児者である割合も約3割と高く、一方で「父親」単独は2%未満と極めて少なくなっています。性別にかかわらず家事・育児を担える環境づくりが課題です。



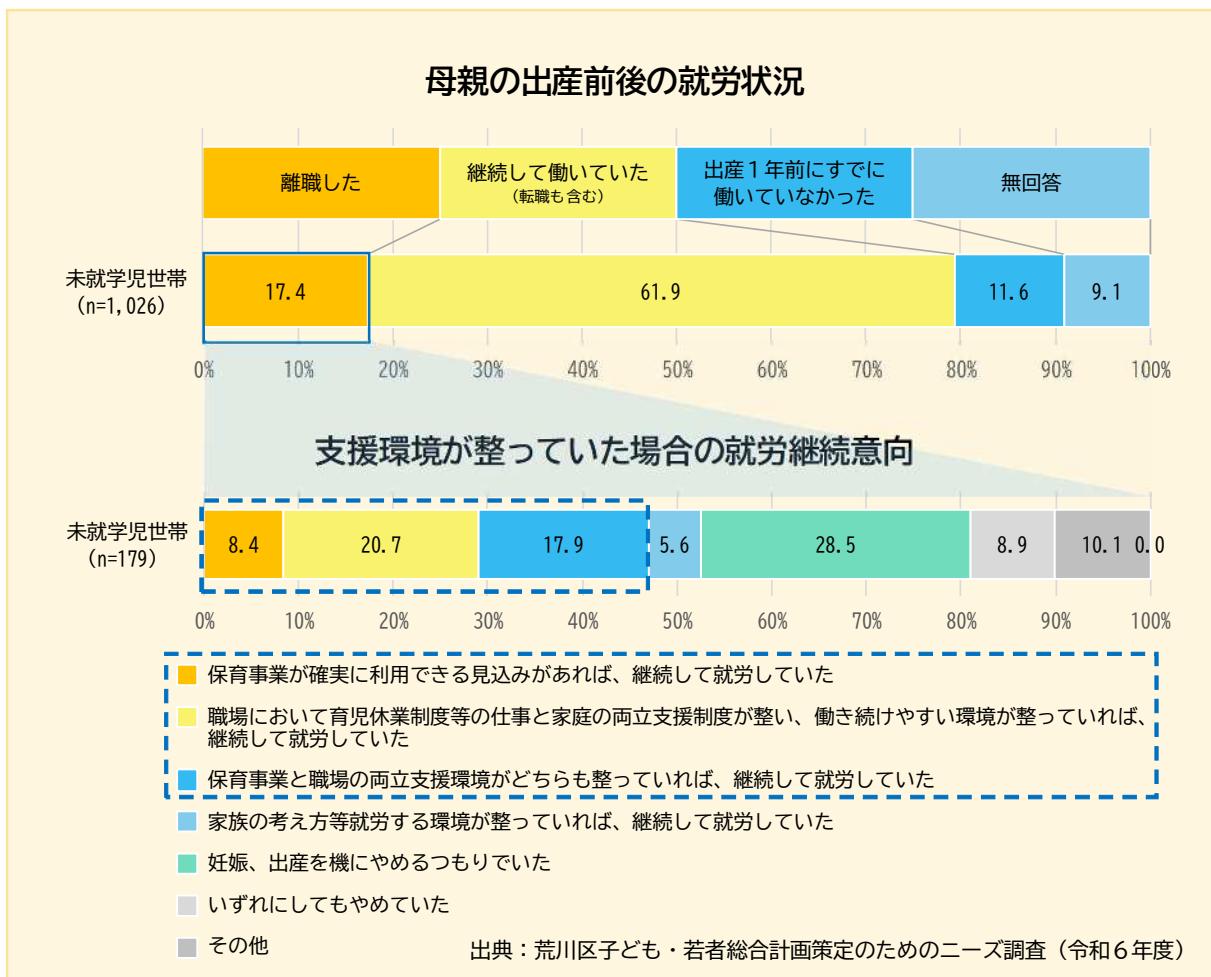
- 固定的な性別意識が根強く残っている背景には、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があると考えられ、従来の役割観が変化しにくい状況において、固定的な役割意識の解消が急務です。このような思い込みが日常生活や職場などあらゆる場面で意思決定や人間関係に影響を及ぼしていることを踏まえ、教育や啓発活動を通じて意識改革を推進し、互いの違いを尊重し合う風土を醸成していくことが重要です。

### ③ 働く場でのワーク・ライフ・バランス

- 区政世論調査では、職場における男女の地位は、「男性が優遇されている」が55.4%となっており、「平等になっている」の25.8%を大きく上回っています。
- 子ども・若者総合計画策定のためのニーズ調査では、父親の育児休業取得は、母親と比較して取得率も期間も著しく低い状況です。主な理由として「仕事の多忙さ」や「職場の雰囲気」が挙げられており、男性の育児参加を阻む職場環境や固定的な意識が根強いことがうかがえます。

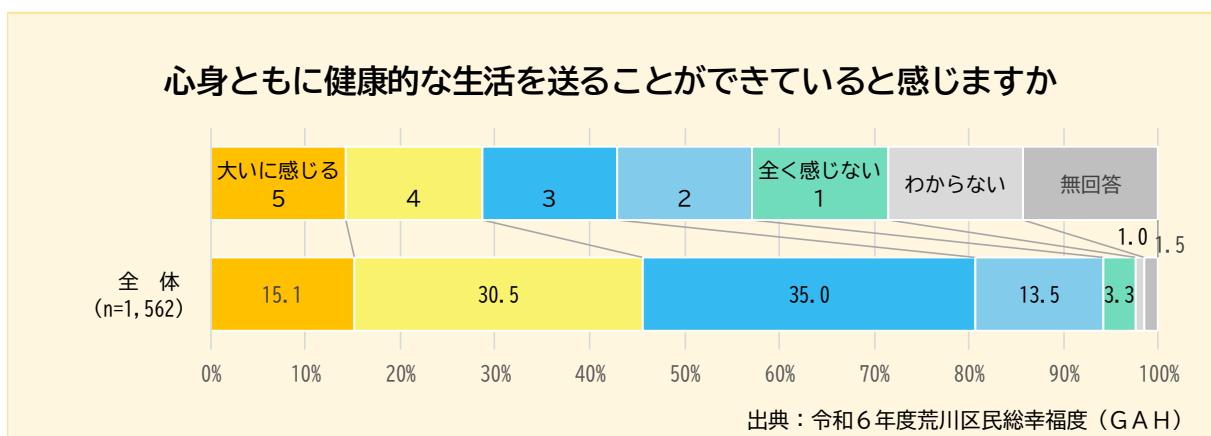


- また、子ども・若者総合計画策定のためのニーズ調査では、出産を機に離職した母親のうち47.0%は、職場の両立支援制度や保育サービスが充実していれば就労を継続できたと考えており、支援の重要性が示唆されています。
- 働く人のワーク・ライフ・バランスの考え方を重視され、男女ともに仕事と家庭生活が両立できるとともに、活躍したいと希望する全ての人が、働き方を含め、能力を発揮できる環境の整備が必要です。



#### ④ 生涯にわたる健康支援

- 荒川区民幸福度（G A H）に関する区民アンケート調査では、「心身ともに健康的な生活を送ることができていると感じますか？」との問い合わせに「感じる」と回答した区民は45.6%にとどまっており、生涯を通じた健康支援が求められます。



- 長寿化が進む中、ライフステージが変化しても充実した生活を送り続けるためには、生涯を通じた健康づくりを地域全体で推進していくことが重要であり、特に女性はライフステージによって健康上の課題が変化していくことから、健康に関する支援や理解の促進を図っていく必要があります。

#### ⑤ 危機管理対策の充実

- 近年、全国的に、大規模な地震や風水害の発生等による避難所での生活など、平常時とは異なる状況を強いられる場面が増えています。
- そのような非常時に、女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないような配慮が求められています。また、性別等によるニーズの違いや多様性に配慮した避難所運営のほか、悩みや相談を中長期的に受けられるような体制を整える等、心身のケアも重要となります。

#### (4) 計画推進のための体制の整備

男女共同参画を推進するためには、政策決定の場における女性参画の拡大や、審議会等における女性委員比率の向上が求められています。計画の実効性を高めるため、男女平等推進センター（アクト21）の機能を充実させるとともに、区民参画と協働を推進し、区職員の意識改革と組織体制の強化を進めていくことが重要です。

##### ① 区の政策・方針決定等への参画の推進

- 区民生活に密着した行政サービスを担っている区の政策・方針決定の過程において、多様な人材が参画し、様々な視点や意見を反映していく意義は大きいものがあります。
- 現在、男女ともに参画している区の審議会等は9割以上となっているものの、全体に占める女性委員の割合は25.8%にとどまり、政策決定の場における女性の参画が十分ではない状況です。
- また、区の執行機関の中において中核的な立場である区の管理監督者（部長、課長、係長）における女性割合は32.8%であり、区の政策や方針等の意思決定過程に多様な視点からの意見が反映されるよう推進していく必要があります。

##### ② 男女平等推進センター（アクト21）の機能の充実

- 男女共同参画社会を実現するための施策は、区政のあらゆる分野にわたっており、各分野を横断的に連携させながら総合的かつ効果的に展開していくことが求められています。その中心的役割を担う男女平等推進センター（アクト21）は、庁内外の調整や情報発信、関係機関との連携強化を通じて、推進の旗振り役としての機能の充実を図っていく必要があります。

## 2 計画の基本理念及び基本目標

男女共同参画社会基本法の前文において、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」が緊要の課題であると示されています。社会のあらゆる分野において、この理念を具体化していくことは、重要な使命です。

男女共同参画の推進は、単に男女の平等を確保するにとどまらず、社会全体の持続可能性を高める基盤であり、SDGsが掲げる他の目標群の達成にとって不可欠です。ジェンダー平等の実現なくして、教育、健康、経済成長、貧困といった課題解決は進展しないことが世界的に共有されており、区においてもジェンダー平等の取組を推進していく必要があります。

こうした理念を踏まえ、本計画の基本理念及びそれを実現するための基本目標を次のとおりとします。

### 基本理念

全ての人が自分らしく生きることができる

誰一人取り残されないジェンダー平等社会の実現



#### 【基本理念を実現するための基本目標】

基本目標Ⅰ 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める

基本目標Ⅱ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す  
困難を抱える女性への支援体制を整備する

基本目標Ⅲ 生活と社会活動の調和を図る

基本目標Ⅳ 計画推進のための体制を整備する

区は、基本理念を実現するため、基本目標に基づき施策を推進することにより、男女、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向・ジェンダー・アイデンティティ等にかかわらず、区民がともに支え合い、誰もが自分の可能性を最大限に発揮できる包摂社会を築いていきます。



### 3 計画の体系

基本目標

施策の方向性

#### 基本目標Ⅰ

人権の尊重と  
多様な生き方を  
認め合う意識を高める

1 人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり

2 多様性の理解促進と地域における協働の促進

#### 基本目標Ⅱ

ジェンダーに基づくあら  
ゆる暴力の根絶を目指す  
困難を抱える女性への  
支援体制を整備する

配偶者等暴力及び被害者支援計画  
困難な問題を抱える女性支援基本計画

1 暴力・ハラスメントの根絶と支援体制の充実

2 生きづらさや困難を抱えた女性への支援体制整備

#### 基本目標Ⅲ

生活と社会活動の  
調和を図る

女性活躍推進法に基づく  
市町村推進計画

1 ワーク・ライフ・バランスの意識醸成

2 家庭における役割分担の見直し

3 誰もが働きやすい環境づくり

4 ライフステージに応じた健康づくり

5 様々な人に配慮した防災対策の促進

#### 基本目標Ⅳ

計画推進のための  
体制を整備する

1 区の政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

2 男女平等推進センター（アクト21）を中心とした  
男女共同参画推進体制の充実

## 施策

I - 1	(1) 人権尊重意識の醸成 (2) 子どもの権利擁護・男女平等教育の推進 (3) あらゆる機会を活用した広報 (4) 教職員等の研修の充実
I - 2	(1) 地域活動における男女の活躍の場の拡大 (2) 地域・社会活動団体との連携の強化 (3) 男女共同参画の学習機会の提供 (4) 多様な生き方への理解促進と相談体制の充実
II - 1	(1) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (2) 暴力被害等に関する相談体制の充実 (3) ハラスメントの防止
II - 2	(1) ひとり親家庭への支援 (2) 困難を抱えた女性への相談体制の充実
III - 1	(1) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のための仕組みづくり (2) 地域・社会活動への参画に向けた意識づくり
III - 2	(1) 家庭生活における男女平等意識の推進 (2) 多様な子育て支援
III - 3	(1) 安心して働き続けられる環境の推進 (2) 女性の活躍推進に向けた取組の支援 (3) 事業主団体等との連携強化 (4) 就労に関する支援事業の充実 (5) 起業・開業の支援
III - 4	(1) 健康づくりに関する情報提供 (2) こころや身体についての相談の実施 (3) 生涯を通じた健康づくりの推進 (4) 妊娠・出産・子育てに関わる支援
III - 5	(1) 多様な視点を入れた危機管理対策 (2) 多様なニーズに応じた災害時・緊急時の支援 (3) 災害時・緊急時における相談・支援体制の整備
IV - 1	(1) 区の政策・方針決定過程への女性参画の促進 (2) 多様な区民意見の反映機会の充実 (3) 区職員の意識啓発と男女共同参画の取組の推進
IV - 2	(1) 意識啓発・相談機能の充実 (2) 関係団体との連携及び区民意見を反映した運営の充実

## 第2章 基本的な考え方

## 第3章 施策の方向性と施策

## 基本目標Ⅰ 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める

### ■施策の方向性

#### 1 人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり

全ての人がかけがえのない存在として尊重され、自分らしく生きることができる社会を実現するため、人権を尊重し、ジェンダー平等を社会の基本的価値として定着させます。

そのため、学校・職場・地域において、子どもの頃からの人権教育や、日常生活の中に残る固定的な役割意識の解消を図るために教育、意識啓発を推進します。また、区民に向けた広報や啓発を通じて、無意識の偏見をなくし、相互に尊重しあう人権尊重意識及びジェンダー平等意識を醸成します。

#### 2 多様性の理解促進と地域における協働の促進

性別、年齢、国籍、障がいの有無、ジェンダーアイデンティティ等にかかわらず、区民が多様性を認め合い、互いを理解し合う関係づくり、意識づくりを行うため、地域活動や団体と協働して学習機会の提供や相談体制の整備を行い、安心して暮らせる協働的な地域社会の形成を目指します。

### ■基本目標Ⅰ の指標

No	指標	現状値	目標値
1	人権意識	80.9% (令和元年度) ※7年度調査中	100.0% (令和12年度)
※区政世論調査における人権に関する調査項目。「十分守られている・十分ではないが守られている」と回答する割合			
2	男女の地位の平等意識（社会全体）	17.2% (令和6年度)	30.0% (令和12年度)
	男女の地位の平等意識（学校教育）	61.6% (令和6年度)	75.0% (令和12年度)
※区政世論調査における男女の地位の平等に関する調査項目。「平等になっている」と回答する割合			
3	性的マイノリティに対する地域社会の理解が進んだと考える人の割合	47.6% (令和6年度)	60.0% (令和12年度)
※区政世論調査における性的マイノリティに関する調査項目。性的マイノリティに対する地域社会の理解「着実に進んだ・一定程度進んだ」と回答する割合			

## ■施策

### 1 人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり

#### I-1 (1) 人権尊重意識の醸成

- ジェンダー平等に関する正しい理解と認識を深めるため、荒川区人権推進指針に基づき、人権意識の醸成に関する取組を推進します。
- 様々な機会をとらえて、多様性を尊重した社会の実現に向けた情報発信や学習機会の提供、ジェンダーギャップ解消のための取組を推進します。
- 子どもから高齢者まで幅広い世代を対象とした、性別や年齢にしばられない多様な生き方を理解できるような情報発信に努めます。
- 差別や思い込みをなくすための取組及びインターネットやテレビ等の情報を正しく受けとめる力（メディアリテラシー）を身につけられるような取組を推進します。

具体的な施策	人権・多様性に配慮した情報発信と理解促進
事業内容	区が発行する刊行物において男女・年齢・国籍等の人権に配慮した表現を用いるとともに、性自認や性的指向に配慮した表現等を学ぶ機会を設けます。また、職員に性自認等に関する対応ガイドラインを周知し、指定管理者等を含む職員を対象とした研修を行い、LGBTQ理解促進事業を通じて、多様性の理解を深めていきます。
所管課	広報課・総務企画課・関係各課

具体的な施策	ジェンダーギャップ解消のための区施設への生理用品の設置
事業内容	生理用品に関する経済的負担を軽減するだけに留まらず、女性の生理による身体的・精神的不調に関する社会的な理解を促し、ジェンダーに起因する不利益の解消を目指すため、区施設に生理用品を設置します。
所管課	関係各課

#### I-1 (2) 子どもの権利擁護・ジェンダー平等教育の推進

- 荒川区子どもの権利条例に基づき、子どもだけでなく、大人も子どもの権利について理解を深められる取組を推進します。
- 子どもが権利を侵害されそうな時や権利侵害が起きた場合には、適切に大人や周囲が対応できる環境を整備します。
- 全ての子どもが性別に関係なく平等な教育を受けられるよう、ジェンダー平等に関する意識啓発を図り、教育現場における取組を強化します。
- 家庭や地域においても、ジェンダー平等教育の重要性を理解し、実践する機会を提供します。

### 第3章 施策の方向性と施策

具体的な施策	子どもの権利擁護の推進
事業内容	子どもの権利について、区報やホームページ・SNS、パネル展やリーフレットの配布等による普及啓発を行い、子どもだけでなく、大人も子どもの権利について考える機運を醸成します。また、「あらかわ子どもほつらいん」において子どもの権利侵害に関する課題解決を支援します。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	児童相談所等における子どもの意見聴取等の取組
事業内容	児童相談所における一時保護等の措置の決定場面において、子どもの権利ノート等のツールを活用して子どもへ丁寧な説明をするとともに、子どもの意見や意向を尊重した支援を行います。また、社会福祉士等の資格を持った意見表明支援員が、施設等における日常生活の場面等において、子どもに寄り添いながら、児童の悩みや不安等を聴き取り、意見表明する支援を行い、子どもの権利の擁護に取り組みます。
所管課	子育て支援課・子ども家庭総合センター

具体的な施策	子どもの人権教育の推進
事業内容	小・中学校の人権尊重教育推進校での研究成果について、全学校への周知に努めます。また、インターネットでの人権侵害防止を図るため、あらかわSNS学校ルールに則り、SNSを利用する上でのルールに関する啓発チラシを各家庭に配布するとともに、教員対象の人権研修を実施し、人権教育の推進を図ります。
所管課	教育センター

具体的な施策	教育課程、教科、道徳、特別活動等における学習内容の充実
事業内容	各校において人権教育の年間指導計画を作成し、人権教育プログラムを活用しながら教科等での指導を進めます。また、中学校保健体育では、「性教育の手引」を参照して互いに尊重し合うことの大切さを学習し、小・中学校の総合的な学習の時間や道徳では、多様性が尊重され、誰もが認め合う共生社会の実現について学習する機会の充実を図ります。
所管課	教育センター

具体的な施策	保護者向けのお知らせ等を通じた人権・ジェンダー平等意識の醸成
事業内容	保育園等の保護者会で男女が協力した育児の必要性を伝えるとともに、保護者向けのお知らせに人権に配慮した保育の記載を行い、人権意識を醸成します。小・中学校の学校だより等では「さん」付け呼称を用い、母子健康手帳には産後に父親が育休を取るための要件等を記載することで人権・ジェンダー平等意識を醸成します。
所管課	保育課・教育センター・健康推進課

### I-1(3) あらゆる機会を活用した広報

- 人権に関する区民の理解を深めるため、あらゆる情報媒体を通じて、ジェンダー平等や人権尊重に関する情報を発信し、意識の向上を図ります。
- 年齢層によって人権に対する意識に違いがみられる状況を踏まえ、様々な世代に応じた適切な広報・啓発を行います。
- 対象者の特性等に応じた広報媒体を活用し、ライフスタイルにあった日常の身近な場面で情報を取得できるようにします。

具体的な施策	アクト21インフォメーションの発行
事業内容	男女共同参画に関する情報誌（アクト21インフォメーション）を発行し、情報誌の内容に関連したYoutuibe動画を配信する等、啓発機会の充実を図ることにより、男女共同参画に興味のある層だけでなく、幅広い世代の区民に情報を伝えます。
所管課	総務企画課

具体的な施策	区報人権週間特集号の発行・人権啓発冊子等の配布
事業内容	区報人権週間特集号を発行し、女性や性的マイノリティ等、多様な人々の人権を尊重することを区民に啓発するとともに、講演会やパネル展等の機会を捉えて啓発冊子「みんなの人権」を隨時配布する等により、人権意識の向上を図ります。
所管課	総務企画課

具体的な施策	区報やホームページ・SNS・ケーブルテレビ等の各種媒体を活用した広報・啓発の実施
事業内容	区報やホームページ等、様々な媒体を活用し、同性パートナーシップ制度やLGBTQ、DV、人権関係イベント等の情報を積極的に発信します。
所管課	広報課

#### I-1(4) 教職員等の研修の充実

- 保育・教育に携わる保育士、教職員等が、男女共同参画・ジェンダー平等の理念に基づいて人権尊重とジェンダー平等の意識を高め、多様な子どもたちの権利を理解し、適切に支援できる体制を整えるため、研修等の機会を充実させます。

具体的な施策	全保育士対象の研修と各保育園における職場研修
事業内容	全保育士を対象とした人権研修と各保育園での職場研修の実施に加え、子どもの人権尊重のセルフチェックの実施を通して、ジェンダー平等社会の推進に即した職員意識の醸成を図ります。
所管課	保育課

具体的な施策	小・中学校各校への情報提供及び人権教育研修会
事業内容	小・中学校各校への情報提供及び校長・副校長・教職員を対象とした人権意識の向上を図る研修を行い、多様なワークショップを通じて、学校における人権尊重の重要性の啓発に努めます。
所管課	教育センター

## 2 多様性の理解促進と地域における協働の促進

### I-2(1) 地域活動における多様な人の活躍の場の拡大

- 個人の性別や年齢、ライフステージにかかわらず、あらゆる方が地域活動に参加することができ、自らの知識や経験を活かして地域の中で活躍できる機会を提供します。
- 区民団体等における女性の活動範囲が拡大されるよう、女性リーダーの育成を図ります。
- 様々な区民や団体との協働を通じて、より豊かで活気ある地域社会の実現を目指します。

具体的な施策	男女共同参画・ジェンダー平等の視点によるリーダー育成、研修及び活動支援
事業内容	男女共同参画・ジェンダー平等の視点を取り入れたリーダー養成講座を実施し、地域で活躍するリーダーの育成を図るとともに、父親対象の子育て支援事業を実施し、社会全体の意識向上を図ります。また、区内の女性団体に補助金を交付し、活動を支援することでリーダー育成を図ります。
所管課	総務企画課、児童青少年課、生涯学習課

### I-2(2) 地域・社会活動団体との連携の強化

- 地域・社会活動団体と連携して地域で互いに支え合う相互援助活動等を促進し、区民の地域活動への参加を促します。
- あらゆる世代、性別の参加を促進し、多様性を認め合う地域の実現に向けた一体感を醸成し、地域の活性化を図っていきます。
- 定年退職後の男性がスムーズに地域社会に参加し、経験や知識を地域に還元できるようすることをはじめ、男性の社会参加促進に取り組みます。

具体的な施策	地域で活躍する団体との連携強化
事業内容	地域団体との連携を強化し、研修の支援、町会への行政情報提供等の活動支援を実施するとともに、地域で活躍する各種団体と連携することで男性の社会参加促進にも取り組み、男女共同参画社会に根ざした地域の活性化を図ります。
所管課	総務企画課・区民課・文化交流推進課・高齢者福祉課・児童青少年課

### 第3章 施策の方向性と施策

具体的な施策	中高年世代を含めた男性の地域活動への参加促進を目的とした講座の開催
事業内容	中高年世代を含む男性の地域活動への参加促進を目的とした講座の開催、生涯学習講座を通じた地域活動を体験できる機会の提供等を行い、講座受講者の区の事業運営への参加につなげることで、地域活動を促進します。
所管課	生涯学習課

#### I-2(3) 男女共同参画・ジェンダー平等の学習機会の提供

- 多様性とジェンダー平等に関する意識を高めるため、的確な情報を提供するとともに、学習の場と機会を設けていきます。
- 広く区民を対象とした生涯学習の場等において、多様な生き方への理解促進のための学習機会を提供します。

具体的な施策	ジェンダー平等・人権に関する情報・資料の提供
事業内容	ジェンダー平等・人権に関する情報等について、区報やホームページ・SNSへの掲載に加え、アクト21情報誌・区報人権週間特集号の発行・配布や、講演会・講座・パネル展を活用した提供を行います。様々な機会を通じて、参加者に必要な情報を随時提供し、意識の向上を図ります。
所管課	総務企画課

具体的な施策	区民の意識づくりのための講座・講演会の開催
事業内容	男女共同参画に関する講演会を実施し、ジェンダー平等の理解と意識向上を促進し、地域連携の強化を図ります。
所管課	総務企画課

具体的な施策	ジェンダー平等・人権に関する図書の充実
事業内容	男女平等推進センター（アクト21）におけるジェンダー平等・人権に関する図書の充実を図り、男女共同参画・ジェンダー平等の拠点施設としての機能を向上させます。
所管課	総務企画課

## I-2(4) 多様な生き方への理解促進と相談体制の充実

- 多様な生き方への理解促進を図るため、性の多様性を理解し、受け入れるための啓発活動を実施します。
- 性的マイノリティに対する偏見や差別をなくし、区民の理解を深めるため、あらゆる媒体・場所・機会を活用した広報・啓発を実施するとともに、講座やイベント等を実施します。
- 区職員や教職員が性自認・性的指向等について理解を深め、様々な困難を抱える人々に適切に配慮・対応していくため、性自認・性的指向に関するガイドラインを適宜見直し、それに基づく研修を実施します。
- 同性パートナーシップ制度を通じて当事者の方々の社会的な困難を可能な限り解消できるよう努めるとともに、制度の周知と理解促進を図ります。
- 相談体制の充実を図るため、専門的な知識を持った相談員を配置し、個別の相談に対応できる体制を整えます。これにより、困難を抱える方々が安心して相談できる環境を提供し、必要な支援につなげられるようにします。

具体的な施策	講座、講演等による区民への普及啓発
事業内容	性的マイノリティに関するパネル展・写真展や人権週間講演会を実施し、参加者の多様性に関する意識の向上を図ります。
所管課	総務企画課

具体的な施策	職員研修の実施
事業内容	職員向け人権研修の中に性自認・性的指向に関するガイドライン研修を組み入れ、性の多様性や多様な生き方への職員の理解を深め、配慮すべき事項等に関する意識を高めます。
所管課	職員課・総務企画課

具体的な施策	教職員研修の実施
事業内容	教職員を対象に階層別人権教育研修を実施し、校長・副校長向けにLGBTQ理解を啓発し、児童・生徒への理解促進の重要性を確認します。また、特別支援教育支援員研修で幼児・児童・生徒の特性への配慮を確認することにより、多様な生き方への理解促進を図ります。併せて、新任教員や区に転入した教員等を対象として、性自認・性的指向に関するガイドライン研修を実施します。
所管課	教育センター・総務企画課

### 第3章 施策の方向性と施策

具体的な施策	対応ガイドラインの作成と理解促進
事業内容	職員向けの「性自認・性的指向に関する対応ガイドライン」を適宜見直し、研修等を通じて全庁に周知することで、職員の理解促進に努めます。区民に向けては、性的マイノリティに関するパネル展・写真展を開催し、また、LGBTQ理解促進リーフレットを区内施設やパネル展で配布し理解促進に努めます。
所管課	総務企画課

具体的な施策	性的指向・ジェンダーイデンティティを理由とする社会的な困難の解消に向けた取組
事業内容	同性パートナーシップ制度やLGBTQ理解促進に関する取組を強化し、 LGBTQ当事者の性的指向・ジェンダーイデンティティに起因する社会的困難の解消に向けた意識啓発を行い、多様な性に関する理解促進を図ります。
所管課	総務企画課

具体的な施策	性的指向・ジェンダーイデンティティに関する専門相談の実施・充実
事業内容	LGBTQに関する専門相談において、性的指向・ジェンダーイデンティティに関する相談の充実を図り、より多くのLGBTQ当事者に必要な支援を行います。
所管課	総務企画課

## 基本目標Ⅱ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す 困難を抱える女性への支援体制を整備する

### ■施策の方向性

#### 1 暴力・ハラスメントの根絶と支援体制の充実

配偶者等からの暴力、性暴力、職場や地域におけるハラスメントは、いずれも重大な人権侵害であり、区民の安心・安全な生活を脅かすものです。こうした行為を決して許さないという社会的認識を広めるとともに、被害の未然防止と早期発見に取り組むことが必要です。

そのために、DV暴力被害等に関する相談体制の拡充、関係部署や関係機関等との連携強化を進め、被害者が安心して支援を受けられる環境を整えます。また、職場や地域におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなど多様な形態のハラスメント防止に向けた啓発や事業者支援を進め、誰もが尊厳をもって働き、暮らせる社会を目指します。

#### 2 生きづらさや困難を抱えた女性への支援体制整備

経済的困難、ひとり親家庭、就労や居住の不安、孤立等、複合的な課題を抱える女性が増えており、切れ目のない包括的な支援が求められています。特に、困難な問題を抱える女性支援法の施行を受け、自治体としても地域における相談体制の整備や自立した生活を送るための援助等、多面的な体制づくりが急務となっています。

そこで、地域で適切な相談が受けられるよう、相談窓口の充実、関係機関との緊密な連携を図るとともに、ひとり親家庭への生活支援や就労支援等を強化します。さらに、支援が届きにくい女性や若年層のための周知・啓発を強化し、安心して地域で生活できる地域社会をつくります。

### ■基本目標Ⅱの指標

No	指標	現状値	目標値
1	配偶者や交際相手等の間でのあらゆる暴力について、暴力に当たると考える割合	71.5% (令和6年度)	100% (令和12年度)

※区政世論調査における配偶者や交際相手等の間の行為に関する調査項目。全ての暴力行為について「どんな場合でも暴力に当たる」と回答する割合

## ■施策

### 1 暴力・ハラスメントの根絶と支援体制の充実

#### II-1 (1) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

- 配偶者等暴力は、周囲の認識不足等により発見が遅れることが多くあることを踏まえ、正しい知識と認識の普及啓発を図ります。
- 被害者の意思を尊重しながら、相談から生活再建まで、総合的・継続的な支援につなげていきます。
- 被害者の情報の管理を徹底し、加害者等からの問合せ等に対して毅然とした対応を図っていきます。
- 被害者本人並びに被害者の子ども及び親族等の安全を確保し、適切な支援を行うため、東京都や警察を始めとする関係機関と連携して取り組んでいきます。
- 被害者に寄り添い、様々な相談を受ける中で課題を解決していくため、配偶者暴力相談支援センターを中心に関係機関で緊密に連携し、被害者を支援していきます。

具体的な施策	広報や啓発活動の推進
事業内容	配偶者等からの暴力防止と被害者支援のため、区報やホームページで情報発信を強化します。デートDV防止講座や啓発パネル展示を実施し、配偶者暴力被害者のための支援者養成講座や区イベントでのパープルリボン活動を通じて、暴力を許さない地域社会のための啓発を推進します。
所管課	総務企画課

具体的な施策	被害者の安全確保及び自立支援
事業内容	DV被害者の安全確保に努め、安定して自立した生活のために関係機関と連携を取りながら、寄り添った支援を行います。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	被害者情報の適切な管理
事業内容	被害者情報の適切な管理を行うとともに、住民基本台帳の閲覧や住民票の交付の申請内容を厳格に審査します。また、税や健康保険等の情報を適切に管理し、警察や他自治体との連携を通じて、加害者からの問い合わせに対し毅然とした対応を行います。
所管課	戸籍住民課

具体的な施策	被害者の安全確保のための体制整備・関係機関の連携強化
事業内容	被害者の安全確保のため、配偶者暴力相談支援地域協議会を開催するとともに、要保護児童対策地域協議会や困難女性支援調整会議との合同開催を行い、関係機関の連携強化に努めます。また、緊急一時保護や生活支援、手続き代行を実施し、他自治体や医療機関との連携を図るとともに、通報先や相談窓口を周知してDV被害の早期発見に努め、被害者支援体制の充実を図ります。
所管課	総務企画課・子育て支援課・子ども家庭総合センター

具体的な施策	子どものケア体制の整備
事業内容	ひとり親の保護者からの相談に応じて、子どもの養育に課題がある場合には必要に応じて適切な施設への入所を勧め、施設内カウンセリングを提供します。また、暴力を目撃した子どもへの心理的なケア体制を推進するため、民間団体と連携した母子並行プログラムの実施等、子どもの健やかな成長を支援するための体制を整備します。
所管課	総務企画課・子育て支援課・子ども家庭総合センター

## II-1 (2) 暴力被害等に関する相談体制の充実

- 配偶者等暴力、児童虐待、性被害等の被害者が、地域で適切な相談を受けられるよう、窓口の周知や相談窓口相互の緊密な連携を図り、的確な支援を行っていきます。
- 配偶者等暴力への正しい理解と被害者の二次被害防止のため、職員の資質の向上を図るとともに、被害者の多様なニーズに対応できるよう、相談支援・職員対応に関する研修を実施します。
- 配偶者等暴力の未然防止・早期発見から相談・保護・自立まで、総合的かつ継続的に支援できるよう、関係機関同士の連携強化等、配偶者暴力相談支援センター機能の更なる充実を図ります。

具体的な施策	情報提供の充実
事業内容	暴力被害等に関する相談体制の充実と情報提供の強化を図るため、相談窓口を周知するチラシやポスターの配布、区報・ホームページへの情報掲載等を行うとともに、窓口での分かりやすい情報提供を実施します。さらに、DV防止に関するパネル展を開催する等、あらゆる機会をとらえた啓発の充実を図ります。
所管課	総務企画課

### 第3章 施策の方向性と施策

具体的な施策	相談体制の充実
事業内容	配偶者や親族からの暴力に対する相談を実施します。「アクト21こころと生き方・DVなんでも相談事業」や区民相談、民生委員による地域の見守り活動やあらかわひきこもり支援ステーション、おとしよりなんでも相談等において、様々な困難に対応できるよう相談体制の充実を図り、幼少期から高齢者等、幅広い世代への相談体制を充実させます。
所管課	総務企画課・子育て支援課・区民課・福祉推進課・高齢者福祉課 児童青少年課教育センター・子ども家庭総合センター

具体的な施策	研修の実施
事業内容	配偶者暴力相談支援地域協議会でDV被害の理解に関する講義を行うとともに、区職員向けの研修や人権研修を通じて、職員のDV被害者支援に関する意識の向上を図ります。
所管課	総務企画課・職員課・子育て支援課

具体的な施策	配偶者暴力相談支援センター機能の充実
事業内容	配偶者相談支援センターや関係機関との連携、相談体制の充実を図ることにより、相談につながりやすい環境づくりを行い、被害の潜在化の防止や早期発見を図ります。
所管課	総務企画課・子育て支援課

#### II-1 (3) ハラスメントの防止

- 全ての人が安全で人権が尊重される環境で生活し、働くことができるようになるため、ハラスメントに関する理解を深め、意識を啓発する研修を実施します。
- 職場や地域におけるパワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等、あらゆるハラスメントの防止に向けた意識啓発や情報提供を推進していきます。

具体的な施策	ハラスメント防止に関する意識啓発と情報提供
事業内容	ハラスメントに対する相談を受けるため、「アクト21こころと生き方・DVなんでも相談事業」を実施します。また、パネル展や区報特集号に啓発記事を掲載する等により、ハラスメント防止に関する意識啓発を図ります。
所管課	総務企画課

具体的な施策	研修・講座の実施
事業内容	DV被害者支援者養成講座（初級）を民生委員を対象に悉皆研修として実施することにより、DVだけでなく、パワー・ハラスメントやセクシャル・ハラスメント等に関する意識啓発を図り、支援につなげていきます。
所管課	総務企画課

## 2 生きづらさや困難を抱えた女性への支援体制整備

### II-2(1) ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭が、それぞれの状況に応じて最適な支援を受けられるよう、多様な支援が包括的に提供される体制の整備を図ります。
- 家庭生活における諸問題についての相談、就労や経済的な支援等をはじめ、ひとり親家庭への支援策を推進し、安心で自立して暮らせる社会の実現に取り組みます。

具体的な施策	相談事業の実施（女性相談・就労相談・家庭相談・母子相談）
事業内容	母子・父子自立支援員や就業支援専門員、家庭相談員が、住まいや就労、離婚や養育費等の様々な相談に応じ、一緒に課題の整理を行って適切な支援につなげます。また、関係部署と連携し、ひとり親家庭及びこれからひとり親家庭になる保護者が気軽に相談できる体制の充実を図ります。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	ひとり親家庭への自立支援事業の実施
事業内容	就業支援専門員が自立支援プログラムを策定し、資格取得支援や高卒認定のための学び直し支援等、様々な就労支援につなげることにより、ひとり親家庭の安定した生活のための継続的な支援に取り組みます。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	ひとり親家庭休養ホーム事業の実施
事業内容	ひとり親家庭が親子での体験機会を共有できるよう、廉価により日帰り又は宿泊でレクリエーション施設を利用できるよう助成し、心身のリフレッシュを促します。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	ひとり親家庭サポート事業の実施
事業内容	ひとり親家庭の保護者の急な残業や体調不良時等に家事や育児を支援するヘルパーを派遣することにより、ひとり親家庭の育児負担の軽減と安定した生活の維持を支援します。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	母子生活支援施設への入所支援
事業内容	困難な状況に置かれた母子世帯に対し、母子生活支援施設への入所を支援することで住環境と生活の安定を図るとともに、心身と生活を安定するための相談・援助等、子どもたちの健やかな成長と自立に向けた支援を行います。
所管課	子育て支援課

## II-2(2) 困難を抱えた女性への相談体制の充実

- 令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」では、対象者を「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性」としています。
- 困難な問題を抱えた女性が地域で適切な相談を受けられるよう、窓口の周知や相談窓口相互の緊密な連携を行うとともに、的確な支援を行っていきます。
- 困難な問題を抱えた女性がそれぞれの状況に応じて適かつ円滑に支援を受けられ、その福祉が増進されるよう、関係機関同士の連携強化を図ります。

具体的な施策	情報提供の充実
事業内容	困難な問題を抱える女性に関する相談窓口の周知、情報提供、パネル展の実施等、様々な事業周知活動及び支援体制の強化を図ることにより、安心で安定した生活ができる地域環境づくりに向けた意識の向上を目指します。
所管課	総務企画課

具体的な施策	相談体制の充実
事業内容	DVや居所喪失など、困難な問題を抱える女性からの様々な相談に応じ、関係機関と連携を取りながら自己決定を尊重して必要な支援につなげるこにより、女性の安全で安定した生活をサポートします。
所管課	子育て支援課・総務企画課

具体的な施策	困難な問題を抱える女性支援調整会議の設置
事業内容	困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制を構築するため、関係機関や民間団体等で構成される支援調整会議を設置し、女性が安心して暮らせる地域社会づくりを目指します。
所管課	子育て支援課・総務企画課

### 第3章 施策の方向性と施策

具体的な施策	予期せぬ妊娠や特に支援が必要な妊産婦への支援の充実
事業内容	予期せぬ妊娠や経済状況等により見守りが必要な妊産婦について、関係機関が連携し、妊娠期から産後や育児に至るまで、支援を継続して行います。
所管課	健康推進課・子ども家庭総合センター・子育て支援課

具体的な施策	若者相談「わっか」の充実
事業内容	課題や悩みを抱える若者等が気軽に相談できるよう、電話やメールのほかSNS等を活用した相談体制の充実を図り、適切な支援につなげていきます。また、若者等が安心して過ごすことができる居場所づくりについて、検討・実施していきます。
所管課	児童青少年課

具体的な施策	生理用品の無償配布
事業内容	経済的な理由等により生理用品を購入できない「生理の貧困」に関わる取組として、区施設で生理用品を無償配布します。区立小・中学校でも、小・中学生が安心して学校生活を送れるよう、トイレに生理用品の設置をします。
所管課	総務企画課・子育て支援課・学務課

## 基本目標Ⅲ 生活と社会活動の調和を図る

### ■施策の方向性

#### 1 ワーク・ライフ・バランスの意識醸成

仕事と家庭生活を調和させる意識を社会全体に広めるため、ワーク・ライフ・バランスを推進する仕組みの充実や啓発を進めるとともに、幅広い世代が地域や社会活動への参画意識を高めることにより、仕事と生活の調和がとれ、一人一人が充実感を得られる環境づくりをめざします。

#### 2 家庭における役割分担の見直し

家庭生活においては依然として家事・育児の負担が女性に偏る傾向がありますが、この要因の一つとして無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があり、男女共同参画の実現に向けて障壁となっていることから、性別にかかわらず家族が役割を分担し協力し合う意識を育てるとともに、多様な子育ての在り方を支援し、安心して家庭生活を営める環境を整えることで、家族全体の暮らしやすさを向上させます。

#### 3 誰もが働きやすい環境づくり

働く場における男女の格差解消と多様な働き方の尊重は、経済的自立と社会参加の前提となることから、誰もが安心して働き続けられる職場環境や多様な働き方を推進し、女性の活躍を支える取組を拡充するとともに、就労支援の充実を図ります。また、就労に関する情報提供や相談窓口の充実、起業や開業への支援を推進し、多様なキャリア形成の選択肢を広げます。

#### 4 ライフステージに応じた健康づくり

健康は、就労や生活の基盤であり、生涯を通じた支援が不可欠であることから、あらゆる世代に分かりやすい健康情報を提供し、心身の相談やサポート体制を充実させます。また、特に女性については、ライフステージごとに健康上の課題が変化することを踏まえ、ライフステージに応じた健康増進を支援します。

#### 5 様々な人に配慮した危機管理対策の促進

災害や緊急時には、性別や年齢、障がいの有無、家族構成等によって必要とされる支援が異なることから、危機管理対策に多様な視点を取り入れ、避難所や地域での支援体制を整備することで、誰もが安心して避難・生活できる環境を確保します。また、災害時に孤立しがちな人を支える相談・支援の仕組みを整え、共助による安心な地域

社会を築きます。

■基本目標Ⅲの指標

No	指標	現状値	目標値
1	ワーク・ライフ・バランスが取れていると感じている人の割合	28.5% (令和6年度)	45.0% (令和12年度)
荒川区民総幸福度（G A H）調査におけるワーク・ライフ・バランスに関する調査項目。5段階評価で仕事と生活とのバランスが取れていると感じている上位2段階（選択肢5・4）を選択する人の割合			
2	男女の地位の平等意識（職場）	25.8% (令和6年度)	40.0% (令和12年度)
※世論調査における男女の地位の平等に関する調査項目。「平等になっている」と回答する割合			
3	家庭内で家事労働が家族で分担できていると感じている人の割合	24.5% (令和6年度)	40.0% (令和12年度)
※世論調査における家庭内における役割分担意識に関する調査項目。家事（炊事・洗濯・掃除など）が家族で分担できていると回答する割合			

## 1 ワーク・ライフ・バランスの意識醸成

### III-1 (1) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のための仕組みづくり

- ワーク・ライフ・バランスについて、性別や年代によって、その捉え方や考え方方が大きく異なることを踏まえたより効果的な啓発を進めていきます。
- 区民や区内事業者への個別での働きかけに加え、講座や講演会の実施、パンフレット等を活用した情報提供等を通じて、ワーク・ライフ・バランスを推進していきます。

具体的な施策	区民・区内事業者への情報提供と意識啓発
事業内容	男女平等推進センター（アクト21）発行の情報誌を区内事業所に配布して事業者への意識啓発を行うとともに、中小企業診断士によるテレワーク・デジタル化推進の助言及び企業相談員による関連情報提供を実施することにより、区内事業所の働き方改革を支援します。
所管課	総務企画課、産業振興課、経営支援課

具体的な施策	理解を深めるための講座・講演会の開催
事業内容	区民や区内事業者を対象に、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画に関する講座・講演会を実施し、仕事と家庭生活を調和させる意識の醸成を図ります。
所管課	総務企画課

### III-1 (2) 地域・社会活動への参画に向けた意識づくり

- 幅広い世代が地域や社会活動への参画意識を高め、仕事と生活の調和を図り、充実感が得られる環境づくりを進めるため、若年層や働く世代が地域・社会活動に参加しやすくなるよう、幅広い世代向けに情報提供や啓発を行っていきます。地域・社会活動への参加のきっかけづくりや活動を充実するため、必要な知識等について学習する機会を提供します。
- 区民の身近な生活に関わる地域づくりや区政への関心を高め、一人一人が知識等を活かしながら地域・社会活動に参画する機運を高める取組を推進します。

### 第3章 施策の方向性と施策

具体的な施策	地域活動・ボランティア活動やNPO等の活動情報提供
事業内容	地域活動サロン「ふらっと. フラット」の運営支援や、生涯学習センターでの講座の開催、ポスター掲示、ボランティアに係る情報コーナーの設置等を通じて、地域活動団体を支援し、区民の参画促進と多様な活動の活性化を図ります。
所管課	文化交流推進課、生涯学習課、総務企画課

具体的な施策	生涯学習活動に関する情報提供
事業内容	社会教育指導員・社会教育主事による生涯学習に関する情報提供や個別相談の実施、地域や人々をつなぐことを目的とした地域活動イベントを開催することにより、生涯学習への参加促進と地域活動の活性化を図ります。
所管課	生涯学習課

具体的な施策	生涯学習センターにおける地域活動参加につなげる講座の実施
事業内容	学びを通して地域の方と知り合い、地域とつながり、「地域活動」のきっかけを作る大人の学び場である「荒川コミュニティカレッジ」の運営を通じ、地域活動への参加促進を行います。
所管課	生涯学習課

具体的な施策	区民が参画しやすい活動の場の運営を可能にする仕組みづくり
事業内容	区民参画、協働・参加型の事業運営方法について各課で実施している事業を調査・分析し、そのノウハウを共有することで、より効果的な区民参画の促進と、事業運営の質向上を目指します。
所管課	関係各課

## 2 家庭における役割分担の見直し

### III-2(1) 家庭生活における男女平等意識の推進

- 男性の家事・育児・介護等への積極的な参加に向けて、働き方に対する意識改革を図るとともに、取組のきっかけづくりとなる講座等を開催します。
- 介護者の負担軽減を図り、家庭生活と仕事等を両立し、誰もが安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。

具体的な施策	男性の家事・育児・介護等への積極的参加に向けた情報提供と意識啓発
事業内容	男女共同参画やワーク・ライフ・バランス、男性の家事・育児・介護等への参加の視点を取り入れた講座を開催するほか、アクト21インフォメーションを活用した啓発活動を行うことにより、家庭と職場の両立を促進します。
所管課	総務企画課

具体的な施策	男性の育児への参画に向けた講座の実施（ハローベビー学級・新米パパ講座）
事業内容	妊娠中や産後の不安解消を目的とした両親学級や父親向けの講座を対面・オンラインで開催することにより、男性の育児への参画を促すとともに、夫婦間の協力体制の強化を促進します。また、講座等の場を通じて、参加者同士の交流の促進を支援し、不安や孤立の解消につなげます。
所管課	健康推進課

具体的な施策	介護者への支援の実施
事業内容	医療福祉相談事業、特別養護老人ホーム入所申請手続き支援、家族や介護者からの医療保険福祉等の相談の実施、障がい者緊急一時保護等のサービス提供等を通じて、介護者の負担軽減を図り、誰もが安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。
所管課	高齢者福祉課・障害者福祉課

### III-2(2) 多様な子育て支援

- 多様な保育ニーズに対応するため保育サービスの更なる充実を図るとともに、在宅で育児をしている保護者に対する支援を行います。
- 子育てを地域全体で支援する体制を充実するとともに、子育て中の保護者が地域で交流する場の提供や一時的な保育の実施により、保護者の負担軽減や育児不安解消のための取組を推進します。

### 第3章 施策の方向性と施策

具体的な施策	家庭教育学級（乳幼児コース・小・中学生コース）
事業内容	乳幼児、小・中学生、PTA向けに家庭教育学級を開催することで、保護者の育児・教育に関する知識・技能向上を支援し、子どもたちの健やかな成長を育む家庭環境づくりを促進します。
所管課	生涯学習課
具体的な施策	父親の育児に関する情報提供
事業内容	父親の育児に役立つ資料配布や父親向け講座の開催、ゆりかご面接や新生児訪問での相談対応を行うことにより、父親の育児参加促進と子育てにおける夫婦の協力を支援します。また、講座等の場を通じて、父親同士の交流を促進します。
所管課	健康推進課
具体的な施策	子育て中の多様な悩み・不安に対応する相談体制の充実
事業内容	女性相談、ひとり親相談、家庭相談、資格を持った専任スタッフが24時間対応する電話相談に加え、関係機関との連携を通じて子育て中の様々な悩みや不安に対応するとともに、必要な情報や支援を提供することにより、安心して子育てができる環境づくりを促進します。
所管課	子育て支援課・子ども家庭総合センター・健康推進課
具体的な施策	乳幼児の親が安心して外出できる環境の整備
事業内容	「あらかわベビーステーション」の設置や、店舗等を経営する事業者向けに「(仮称) 子育てファミリーに優しい施設づくりのガイドブック」を配布することにより、乳幼児を持つ親が安心して外出をできる環境を整備します。
所管課	子育て支援課
具体的な施策	地域における子育て支援（ファミリー・サポート・センター事業）
事業内容	ファミリー・サポート・センター事業を通じて地域の協力会員による一時預かりや送迎等の支援を提供することにより、子育て中の保護者の負担軽減を図り、仕事と育児の両立を支援するとともに、協力会員の養成を通じて地域における子育て支援体制を強化します。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	放課後等の児童への支援事業
事業内容	放課後等に適切な遊びと生活の場を提供する学童クラブ、地域の協力を得ながら体験活動の場を提供するにこにこスクール、それらを総合的に展開する放課後子ども総合プランの実施により、放課後等の子どもの居場所を提供するとともに、児童が安心して健やかに過ごせるよう、サービスの質や利便性の向上を図ります。
所管課	児童青少年課

具体的な施策	親子ふれあいひろば
事業内容	年齢に応じた乳幼児タイムや異年齢交流、小・中交流事業を実施することにより、子どもたちの社会性や協調性を育むとともに、世代間交流を促進し、地域全体で子どもたちを育む環境づくりを支援します。
所管課	児童青少年課・区民施設課

具体的な施策	子どもの居場所づくり事業の実施
事業内容	食事の提供や学習支援、親に対する養育の知識や情報提供、アウトリーチによる支援等を行う子どもの居場所づくり事業を実施する団体に対し、経費の一部を補助します。支援を必要とする子どもたちの居場所を提供することにより、子どもたちの健全育成を支援します。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	親の子育て力支援事業
事業内容	保護者向けの子育て支援カウンセラーによる相談事業の実施や子育ての悩み・不安を互いに話し合う場の提供等を通じて、親子関係形成を促し、子育ての孤立防止と保護者の意識向上を図り、より良い子育て環境づくりを支援します。
所管課	児童青少年課

具体的な施策	保育サービスの更なる充実
事業内容	多様な保育ニーズへの対応と子育て中の保護者の負担軽減を図るため、0歳児保育や病児・病後児保育の拡大等保育サービスの更なる充実を図ることで、子育てと就労等の両立を支援します。
所管課	保育課

### 第3章 施策の方向性と施策

具体的な施策	子育て交流サロン事業
事業内容	乳幼児を育てている保護者や子ども同士の交流の場を提供することにより、育児中の孤立の解消と親同士の交流を通じて子育ての不安や悩みの解消を図るとともに、子育て家庭を地域で支える取組を支援します。また、保護者がより気軽に立ち寄り、相談・交流できるような環境づくりを行います。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
事業内容	保護者の育児疲れや疾病等により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった0歳から中学生までの子どもを預かることにより、子どもとその家族の福祉の向上を図り、多様な子育てを支援します。
所管課	子ども家庭総合センター

### 3 誰もが働きやすい環境づくり

#### III-3 (1) 安心して働き続けられる環境の推進

- 誰もが安心して働き続けられる環境を整備するため、小規模事業者が多い地域特性も踏まえ、区内事業者へ多様な働き方に関する情報提供や提案を行います。
- 区が事業者の立場として区内事業者の先導的な役割を果たすため、多様な働き方ができる職場環境を整備します。

具体的な施策	企業・労働者への多様な働き方の提案
事業内容	男女平等推進センター（アクト21）発行の情報誌を区内事業所に配布し、事業者への意識啓発を行うとともに、中小企業診断士による訪問助言、企業相談員による巡回訪問等を通じて区内事業者へのテレワークやデジタル化推進等、多様な働き方に関する情報提供と提案を行います。
所管課	総務企画課・産業振興課・経営支援課

具体的な施策	東京都の取組や労働関係法等の周知
事業内容	東京都の働き方改革に関する取組や労働関係法等について、男女平等推進センター（アクト21）での資料配布等を通じて周知を行うことにより、区民の意識啓発を図ります。
所管課	総務企画課

具体的な施策	多様な働き方の推進
事業内容	区が事業者の立場として区内事業者の先導的な役割を果たすため、テレワークや時差勤務、ＩＣＴや外部人材の活用等、職員・教職員の柔軟な働き方を推進し、健康の維持増進と働きがいのある職場環境を整備します。
所管課	職員課・教育総務課

### III-3(2) 女性の活躍推進に向けた取組の支援

- 女性の活躍を推進するため、区民・区内事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスを推進する意義やメリットを広く周知するとともに、柔軟な働き方に対応した職場環境整備を促します。
- 区内事業者へ様々な支援を実施することにより、多様な人材が働きやすい職場環境の整備を促進します。

具体的な施策	育児・介護休業支援制度の取得促進及び職場環境見直しについての区内事業者への働き掛け
事業内容	区内事業所向けにワーク・ライフ・バランスの啓発用リーフレットや情報誌を作成・配布することにより、育児・介護休業支援制度の取得促進や柔軟な働き方等についての啓発を行い、安心して働き続けられる職場環境の整備を推進します。
所管課	総務企画課

具体的な施策	ワーク・ライフ・バランスを促進する企業への支援
事業内容	多様な人材が働きやすい職場環境整備に必要な設備の設置に対して補助すること等を通じ、企業の生産性向上と企業価値向上、企業のワーク・ライフ・バランス推進を支援し、多様な人材が活躍できる職場環境づくりを促進します。
所管課	経営支援課

### III-3(3) 事業主団体等との連携強化

- 各地域における女性の活躍を地域ぐるみで応援するための協議の場として、荒川区男女共同参画社会推進区民会議に区内事業者の参画を求め、連携を強化し、効果的な取組を推進していきます。

具体的な施策	荒川区男女共同参画社会推進区民会議
事業内容	男女共同参画社会推進区民会議に区内事業者が参加することにより、企業と行政、地域住民との連携を強化し、区民全体で男女共同参画社会の実現に向けて取り組む体制を構築します。
所管課	総務企画課

### III-3(4) 就労に関する支援事業の充実

- 就職や仕事と家庭の両立支援に関する情報提供・相談体制の充実を図ります。
- 子育て中の再就職や仕事と子育てを両立する働き方を一人一人の状況に合わせて支援するとともに、再就職を目指す方へスキルアップやキャリアアップにつながる取組を行います。
- 就労意欲の高い高齢者や障がい者、厳しい雇用環境に置かれている若年層の就労支援につながる取組を行います。

具体的な施策	仕事と家庭の両立支援に関する情報提供
事業内容	ホームページ、情報誌、パネル展、資料配布、JOBコーナー町屋での情報提供等、様々な媒体を活用して就職や仕事と家庭の両立支援、柔軟な働き方等に関する情報を広く区民に発信し、理解促進を図ります。
所管課	総務企画課・就労支援課

具体的な施策	女性の再就職支援のためのセミナー等の実施
事業内容	女性向け就労支援コーナーの設置、就労支援セミナー等を通じて再就職も含めた女性の就労支援を強化することにより、女性の経済的自立を促進し、多様な働き方を支援します。
所管課	総務企画課・就労支援課

具体的な施策	JOBコーナー町屋の運営
事業内容	身近な職業相談・職業紹介等の場としてJOBコーナー町屋において職業相談・紹介、内職相談・紹介等を行うことにより、女性を含めた就労機会の拡大を図り、誰もが能力を活かして活躍できる社会の実現を目指します。
所管課	就労支援課

具体的な施策	ひとり親家庭への自立支援事業の実施【再掲】
事業内容	就業支援専門員が自立支援プログラムを策定し、資格取得支援や高卒認定のための学び直し支援等、様々な就労支援につなげることにより、ひとり親家庭の安定した生活のための継続的な支援に取り組みます。
所管課	子育て支援課

### 第3章 施策の方向性と施策

具体的な施策	おしごと相談の窓口の運営
事業内容	おしごと相談の窓口において、就職活動に関する相談や、出産・育児・介護を機に離職した女性の再就職活動・両立支援の相談を受け付け、就職活動をサポートします。また、就労中の方が抱える家庭と仕事の両立に関する悩みや今後のキャリア不安を解消し、誰もが能力を活かして活躍できる社会の実現を目指します。
所管課	就労支援課

具体的な施策	女性の自立や生活に関する相談の実施（アクト21こころと生き方・DVなんでも相談【再掲】、女性相談【再掲】）
事業内容	「アクト21こころと生き方・DVなんでも相談事業」や女性相談の中で就労に関する助言等を行うことにより、女性が抱える様々な悩みや困難への支援を行い、女性の自立と安心して暮らせる環境づくりを行います。
所管課	総務企画課・子育て支援課

#### III-3(5) 起業・開業の支援

- 女性を含めた起業・開業を推進するため、区内で起業・開業しようとする起業家を対象とした講座を開催する等により、ノウハウや情報を提供します。
- 起業・開業予定者、起業・開業間もない企業に対して、継続的に相談・アドバイスを行い、企業の育成と経営基盤の強化を図ります。

具体的な施策	起業家支援のための講座の実施（創業支援事業・相談事業・講義・セミナーの開催等）
事業内容	起業・開業に関する相談の実施に加え、ビジネスプランの作成知識等を学ぶセミナーや起業家交流会、若者向けワークショップ等を開催することにより、起業・開業を志す方の支援を強化し、新たなビジネスチャンスの創出と地域経済の活性化を促進します。
所管課	経営支援課

## 4 ライフステージに応じた健康づくり

### III-4 (1) 健康づくりに関する情報提供

- 働き方や生活の基盤である健康について意識啓発を図るとともに、特に女性のライフステージに応じた健康づくりの意識向上を図るため、情報提供・意識啓発を行います。

具体的な施策	健康に関する冊子の発行、講演会、健康教育等の情報提供
事業内容	健康づくりや介護予防に関する講演会開催のほか、区報での特集、パンフレットやチラシ、ウォーキングマップ、リーフレット等の配布を通じて、健康情報や健康づくりに関する情報を提供し、区民の健康意識向上を図ります。
所管課	高齢者福祉課・健康推進課

具体的な施策	HIV・性感染症に関する検査・相談、啓発、情報提供
事業内容	HIV・性感染症予防に関する講演会、区報での予防情報の提供等の啓発活動のほか、保健師による相談、無料・匿名での検査等を実施することにより、性感染症に関する正しい知識の普及と予防意識の向上を図ります。
所管課	保健予防課

### III-4 (2) こころや身体についての相談の実施

- ストレスを原因とするこころや身体の不調を抱える人が増加している状況を踏まえ、メンタルヘルスの相談体制の充実を図ります。

具体的な施策	こころと生き方・DVなんでも相談の実施
事業内容	「アクト21 こころと生き方・DVなんでも相談事業」を実施することにより、家族関係や仕事、人間関係や生き方など様々な悩みを抱える方に専門の相談員がカウンセリングを行い、安全で安心して暮らせる環境づくりを行います。
所管課	総務企画課

具体的な施策	こころの健康相談の実施
事業内容	精神科医や保健師による心の健康に関する相談窓口「こころの健康相談」を実施することにより、心の病気を抱える人やその家族への支援体制を強化し、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指します。
所管課	健康推進課

### III-4（3）生涯を通じた健康づくりの推進

- 自らの健康について正しい情報や知識を習得し、自己管理を行えるよう、健康増進のための取組を推進し、世代に応じたこころと身体の健康づくりを支援します。

具体的な施策	生活習慣病予防（疾病予防、健康増進）
事業内容	健康増進計画に基づき、健康ポイントアプリの活用により、健康に関する意識啓発と運動習慣の獲得を促し、男性を含む幅広い年齢層の健康増進を支援します。また、体組成計と血圧計を設置したまちなか測定コーナーの設置、健康情報提供店による健康情報の提供、禁煙支援、健康体操の普及、健康づくり講座等を通じて生活習慣病予防に関する啓発活動を行い、区民の健康意識向上を促進します。
所管課	健康推進課

具体的な施策	女性の健康づくり講演会の実施
事業内容	プレコンセプションケア <sup>※3</sup> や更年期等に関する正しい知識普及のための講演会を実施します。これにより、女性の健康維持と社会参加促進を図ります。
所管課	総務企画課・健康推進課

具体的な施策	女性の健康の啓発
事業内容	女性の健康への理解促進のため、毎年3月に実施される「女性の健康週間」において普及啓発を行うとともに、講演会やパネル展示、キャンペーン等を開催します。
所管課	健康推進課

### III-4（4）妊娠・出産・子育てに関わる支援

- 出産や育児等による健康上の影響が大きい女性が、安心して妊娠・出産・子育て期を健康で明るく過ごせるよう、検診や講座の実施、指導等の支援を行います。

---

※3 性や妊娠に関する正しい知識を身に付け健康管理を行うよう促すこと。

具体的な施策	妊娠・出産に関する支援（ゆりかご面接、母子健康手帳交付、妊婦健診、妊産婦訪問指導）
事業内容	妊娠届出時のゆりかご面接に加え、妊娠後期のアンケート、面談、電話相談、訪問を実施するほか、健診費用補助等を通じて切れ目なく支援を行い、妊婦の不安解消を図り、安心して出産・育児ができるよう支援します。
所管課	健康推進課

具体的な施策	周産期うつ対策
事業内容	ゆりかご面接や新生児訪問時の出産後アンケート等で特定妊婦の把握や周産期うつ病の早期発見、必要に応じた受診勧奨やサービス調整を行うことにより、妊娠中及び産後の母親のメンタルヘルス対策を強化します。
所管課	健康推進課

具体的な施策	不妊・不育に関する支援
事業内容	不妊・不育に関する相談窓口である「東京都不妊・不育ホットライン」や、東京都特定不妊治療費助成制度の情報提供を通じて、不妊・不育に悩む方の相談機会創出と経済的な負担軽減を図ります。
所管課	健康推進課

具体的な施策	入院助産措置の実施
事業内容	経済的な理由で病院に入院できない妊産婦に対し、入院費用を助成することにより、安心して出産や療養に専念できるよう支援します。相談時には家庭状況に応じて必要な支援機関につなげることにより、妊産婦の健康と安全を守ります。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	妊娠・出産・子育てに関する相談の実施
事業内容	精神科医や保健師による「ママのこころの相談」において子育て中の母親が抱える心の悩みや不安に寄り添い、必要なサポートを提供することにより、母親のメンタルヘルスの安定を支援します。また、子どもと子育ての総合的な相談機関である子ども家庭総合センターの体制強化を進め、安心して健やかな暮らしが送れる環境づくりを促進します。
所管課	健康推進課・子ども家庭総合センター

## 5 様々な人に配慮した防災対策の推進

### III-5 (1) 多様な視点を入れた危機管理対策

- 荒川区地域防災計画をはじめとした、各種の危機管理対策について、実際の災害から得られた教訓や想定される課題等を踏まえるとともに、多様性に配慮した視点で適宜見直し、修正を行っていきます。

具体的な施策	危機管理対策への多様な視点の反映
事業内容	女性や妊産婦、乳幼児、高齢者、障がい者、外国人等、様々な属性の人に配慮した危機管理対策を検討の上、荒川区地域防災計画をはじめとする各種計画に反映するとともに、適宜、見直しを図ります。
所管課	防災課

### III-5 (2) 多様なニーズに応じた災害時・緊急時の支援

- 多様性に配慮した避難所開設・運営マニュアル等を整備し、それに基づき、定期的に訓練を実施し、マニュアル等を改善していきます。
- 災害時に多様性に配慮した避難所運営ができるよう、性別等によるニーズの違いに配慮した環境整備や物資の備蓄等を行っていきます。

具体的な施策	多様なニーズに応じた避難所等における環境整備や備蓄物資等の充実・強化
事業内容	災害時における女性のニーズに対応するため、避難所運営委員会に女性を積極的に配置し、女性のためのスペース設置等運営マニュアルに基づく訓練を実施します。また、着替え・授乳用テントや生理用品、おむつ、オストメイト対応トイレ等の備蓄を充実させ、多様なニーズに応じて全ての人が安心して避難所生活を送れる環境整備を進めます。
所管課	防災課

具体的な施策	避難行動要支援者への情報伝達体制の充実
事業内容	高齢者や障がい者等の避難行動要支援者が災害時に確実に情報を受け取れるよう、区報、ホームページ・SNS、防災アプリ、災害情報受信機等、様々な媒体による情報伝達体制を整備し、誰もが必要な情報を入手できるよう支援します。
所管課	防災課

具体的な施策	子育て世代の避難場所の提供
事業内容	子育て世代が安心して避難できるよう、二次避難所における支援体制の強化を図ります。避難誘導訓練の実施や備蓄倉庫内の物資点検を通じて子どもを持つ家庭が安全に避難できる環境整備を進め、必要な物資の確保と適切な情報提供を行います。
所管課	総務企画課・区民施設課・児童青少年課・ゆいの森課

### III-5 (3) 災害時・緊急時における相談・支援体制の整備

- 男女平等推進センター（アクト21）を中心として、災害時や緊急時における生活環境の変化による不安や悩み、女性への暴力に対する相談を受け付け、支援を実施します。

具体的な施策	災害時・緊急時の相談・支援
事業内容	「大規模災害時における男女共同参画センター相互支援システム」に加入することで、被災地外の男女共同参画センター等と連携を図り、粉ミルクや生理用品等の物資や情報の支援体制の充実を図ります。また、避難者の多様なニーズや避難生活に対する不安等に対応するため、避難者への相談体制の整備を推進します。
所管課	総務企画課・関係各課

## 基本目標IV 計画推進のための体制を整備する

### ■施策の方向性と指標

#### 1 区の政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

男女共同参画・ジェンダー平等の理念を区の政策に反映していくためには、政策決定の場に多様な人材が参画することが欠かせないことから、特に女性の参画を積極的に促進するとともに、区民の意見を反映できる仕組みを整備します。

あわせて、区職員が男女共同参画・ジェンダー平等の視点を持ち、日常業務や政策形成に活かせるよう、研修や啓発を通じて意識の向上を図ります。

こうした取組により、ジェンダー平等を達成するため政策・事業・組織運営の全てのプロセスにおいてジェンダーの視点に立った対応を行う「ジェンダー主流化」を推進し、計画の実効性を高めていきます。

#### 2 男女平等推進センター（アクト21）を中心とした推進体制の充実

区における男女共同参画推進の拠点である男女平等推進センター（アクト21）の役割を一層強化し、区民や地域団体への啓発や学習機会の提供、相談機能の充実を図るとともに、関係団体や地域の多様な主体との連携を深めます。

また、区民の意見を反映した運営を行うことで、地域に根ざした実効性のある取組を推進します。

こうした拠点機能の充実を通じて、区民が安心して学び、相談し、参画できる環境を整備し、計画全体を支える推進力とします。

### ■基本目標IVの指標

No	指標	現状値	目標値
1	女性委員のいる審議会等の割合	91.7% (令和6年度)	100.0% (令和12年度)
	審議会等における女性委員数の割合	25.8% (令和6年度)	40.0% (令和12年度)
※地方自治法（第202条の3）に定める附属機関や地方自治法（第180条の5）に定める行政委員会等に女性委員が所属している割合及び女性委員の割合			
2	区職員の管理監督者（係長・課長・部長）における女性の割合	32.8% (令和6年度)	40.0% (令和12年度)
	※係長級以上の区女性職員の割合		

## ■施策

### 1 区の政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

#### IV-1 (1) 区の政策・方針決定過程への女性参画の促進

- 区の政策・方針決定過程の一つである各種審議会・委員会等において、女性の参画を促進します。

具体的な施策	管理監督者に向けた女性職員の育成
事業内容	区の女性職員にキャリアアップの機会提供と意識啓発を行うことにより、女性のリーダーシップ育成を図り、組織全体の活性化を目指します。
所管課	職員課

具体的な施策	審議会等における女性の参画の推進、多様な視点・意見の反映
事業内容	審議会における多様な意見を反映するため、女性や様々な経験を持つ方を委員に積極的に選任することにより、多角的な視点からの議論を促進します。また、女性委員の参画状況を調査し、調査結果に基づき女性の参画促進に向けた課題を分析の上、今後の委員選定における改善策を検討・実施していきます。
所管課	関係各課

#### IV-1 (2) 多様な区民意見の反映機会の充実

- 多様な区民意見を区政に反映することができるよう、あらゆる機会を通じて区民の意見を聴取するとともに、区政に反映させる機会・手段の充実を図っていきます。

具体的な施策	パブリック・コメントの実施
事業内容	区の構想・計画・制度等を策定する際にパブリック・コメントを実施し、住民からの意見を広く募集することにより、政策決定過程における透明性と公平性を高め、男女共同参画の視点を含めた多様な意見をより良い政策づくりに反映していきます。
所管課	関係各課

具体的な施策	区民の声等、広聴活動による意見の反映
事業内容	区民の意見・要望を適切に把握し、区政運営の参考とするため、区民の声や区政世論調査を実施し、多様な意見を政策づくりに反映していきます。
所管課	秘書課

#### IV-1（3）区職員の意識啓発と男女共同参画の取組の推進

- 男女共同参画の視点に立って各施策を推進していくため、区職員の意識啓発を図る取組を推進します。
- ハラスメントが社会的に許されない行為であることを区職員に広く周知徹底するとともに、未然防止に向けて意識啓発や情報提供等を行い、良好な職場環境を整備していきます。

具体的な施策	区職員の意識啓発・研修の実施
事業内容	情報誌「アクト21インフォメーション」を通じて人権に関する情報を発信するとともに、人権研修を実施することで、区職員の人権意識の向上を図ります。
所管課	総務企画課

具体的な施策	職場における旧姓使用の実施
事業内容	職場における旧姓使用を認めることにより、女性のライフステージの変化に対応し、結婚により姓が変わった場合でも本人が希望する姓で業務に従事できる環境を整備します。
所管課	職員課

具体的な施策	男性職員の育児休業取得の促進、育児参加の支援
事業内容	男性職員の育児参加促進のため、育児休業取得の奨励と育児支援の強化を取り組みます。職場環境の整備や制度周知に加え、育児休業取得者の事例紹介や休暇制度の広報活動を通じて、男性職員の育児参加意識の向上を図ります。
所管課	職員課

具体的な施策	ハラスメント防止基本方針の策定と推進
事業内容	職場におけるハラスメント防止のため、「荒川区職員のハラスメントの防止及び対応に関する基本方針」「荒川区職員カスタマーハラスメントの防止及び対応に関する基本方針」に基づく相談体制を整備し、職員からの相談に対応する等により、適切な職場環境の整備を継続的に実施します。
所管課	職員課

具体的な施策	ハラスメント防止の研修、意識啓発
事業内容	ハラスメントの防止と適切な職場環境の確保のため、管理職等を対象としたハラスメント防止研修を実施し、職場におけるハラスメント防止の重要性の理解促進と発生時における対処能力の向上を図ります。
所管課	職員課

具体的な施策	苦情相談処理窓口の円滑な運用と情報提供
事業内容	職員報等での周知、苦情相談窓口の案内、人権研修等での啓発を実施することにより、職員一人一人がハラスメント防止の重要性を認識するとともに、相談しやすい環境づくりを進めます。
所管課	職員課

## 2 男女平等推進センター（アクト21）を中心とした全庁的な連携強化

### IV-2(1) 意識啓発・相談機能の充実

- 男女共同参画に関する区民の意識を高めるため、積極的な啓発活動と学習機会の提供を推進します。
- 生きづらさを抱えている方へカウンセラーによる心のケアを行うとともに、性自認・性的指向等に関する当事者・家族・周囲の方からの悩み等を安心して相談できる体制を充実します。

具体的な施策	男女平等に関する情報の収集と提供【再掲】
事業内容	男女共同参画に関する情報提供を充実させるため、男女平等推進センター（アクト21）情報コーナーの充実、区報やホームページ・SNSでの情報発信、関連図書の提供等を行うことにより、男女共同参画に関する理解を深めていきます。
所管課	総務企画課

具体的な施策	情報誌の発行、ホームページ等による啓発【再掲】
事業内容	男女共同参画に関する意識啓発を図るため、情報誌「アクト21インフォメーション」を発行し、YouTube配信を行うとともに、DV防止啓発カードやLGBTパンフレット等の配布、区報やホームページ・SNSでの情報提供を充実させ、区民への理解促進を図ります。
所管課	総務企画課

具体的な施策	男女共同参画に関する講座・講演会の実施
事業内容	男女共同参画週間に合わせた講演会やパネル展、デートDV防止やDV被害者支援に関する講座等を実施することにより、男女共同参画及びDV防止に関する意識啓発を図り、より安全で安心して暮らせる社会づくりを目指します。
所管課	総務企画課

具体的な施策	アクト21・こころ生き方DVなんでも相談、性自認・性的指向に関する専門相談の実施・充実【再掲】
事業内容	こころと生き方・DVなんでも相談、性自認・性的指向に関する専門相談を実施し、DV被害者やその周囲の方々に専門的な相談窓口を提供し、必要な支援につなげていきます。
所管課	総務企画課

#### IV-2(2) 関係団体との連携及び区民意見を反映した運営の充実

- 男女平等推進センター（アクト21）を拠点として活動している団体との連携を強化し、団体の育成を目指した取組を推進します。
- 多様な生き方を認め合う男女共同参画社会を推進するため、全庁的な連携を更に強化します。
- 家庭や地域、働く場等において、男女共同参画を着実に推進していくため、区民、区内事業者、学識経験者で構成される区民会議を開催し、毎年度、荒川区男女共同参画社会推進計画の進捗状況の点検と必要な提言を行い、その内容を隨時公表します。

具体的な施策	アクト21の事業に関する区民意見の反映
事業内容	区民の意見を施策に反映させるため、男女平等推進団体を対象にアクト21の事業に関するアンケートを実施し、結果を分析し、今後の事業展開や施策に活かします。
所管課	総務企画課

具体的な施策	男女平等推進団体の育成・交流
事業内容	男女平等社会の実現を図ることを主たる活動目的とする男女平等推進団体の育成を図るとともに、団体間の交流促進を図るために交流のつどいを開催する等により、団体間の連携強化と更なる活動促進を目指します。
所管課	総務企画課

具体的な施策	区民参画による男女共同参画の意識づくり
事業内容	区民の意見を政策に反映させるため、講演会等でのアンケート調査を実施し、その結果を今後の事業展開に活かしていきます。また、男女平等推進団体に男女共同参画推進講座への参加を促す等により、団体活動の活性化を図り、区民参画による男女共同参画の意識づくりにつなげていきます。
所管課	総務企画課

具体的な施策	人権推進事業との連携
事業内容	人権推進部門と連携して講演会等を開催することにより、男女共同参画に関する理解促進を図るとともに、多様な立場からの意見交換や情報共有を通じて、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指します。
所管課	総務企画課

### 第3章 施策の方向性と施策

具体的な施策	荒川区男女共同参画社会推進区民会議による点検の実施
事業内容	区民参加による男女共同参画推進の強化を図るため、男女共同参画社会推進区民会議を毎年度開催し、基本目標ごとの主な取組実績を報告し、改善状況について議論するとともに、会議資料をホームページで公開し、区民への情報公開と意識共有を図ります。
所管課	総務企画課